

資料編 新旧対照

頁	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																					
資-2-1	資-2-1 災害時応援協定等一覧表 自治体間相互応援協定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定等の名称</th> <th>協定等締結先</th> <th>協力等の内容</th> <th>締結年月日</th> <th>資料編 No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> その他各種協定（他行政機関・民間企業等） <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>締結先名称</th> <th>内容</th> <th>締結年月日</th> <th>資料編番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時における井戸の使用に関する協定書</td> <td>株式会社川上石油</td> <td>井戸の使用</td> <td>平成19年2月19日</td> <td>資料-2-21</td> </tr> <tr> <td>災害時における井戸の使用に関する協定書</td> <td>有限会社皆川石油</td> <td>井戸の使用</td> <td>平成19年2月19日</td> <td>資料-2-22</td> </tr> <tr> <td>災害時における井戸の使用に関する協定書</td> <td>コスモ石油販売株式会社（中佐津間SS/鎌ヶ谷SS）</td> <td>井戸の使用</td> <td>平成19年2月19日</td> <td>資料-2-23</td> </tr> <tr> <td>災害時における井戸の使用に関する協定書</td> <td>私市醸造株式会社</td> <td>井戸の使用</td> <td>平成7年11月30日</td> <td>資料-2-24</td> </tr> <tr> <td>災害時における鎌ヶ谷郵便局、特定郵便局鎌ヶ谷部会、鎌ヶ谷市間の協力に関する覚書</td> <td>鎌ヶ谷郵便局及び特定郵便局鎌ヶ谷部会</td> <td>相互協力</td> <td>平成9年12月18日</td> <td>資料-2-25</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書</td> <td>東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社</td> <td>停電広報</td> <td>平成28年11月28日</td> <td>資料-2-26</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書</td> <td>京葉瓦斯株式会社船橋支社</td> <td>ガス事故広報</td> <td>平成12年6月26日</td> <td>資料-2-27</td> </tr> <tr> <td>災害時における応急措置等に関する協定書</td> <td>鎌ヶ谷市建設業協会</td> <td>災害応急復旧活動</td> <td>平成31年4月1日</td> <td>資料-2-28</td> </tr> <tr> <td>災害時における消毒作業に関する協定書</td> <td>鎌ヶ谷市庭園業組合</td> <td>災害応急復旧活動</td> <td>平成23年9月2日</td> <td>資料-2-29</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td> <td>一般社団法人鎌ヶ谷市医師会</td> <td>医療救護活動</td> <td>平成26年5月15日</td> <td>資料-2-30</td> </tr> <tr> <td>災害時における接骨師会の協力に関する協定書</td> <td>社団法人千葉県接骨師会 船橋支部</td> <td>医療救護活動</td> <td>平成9年5月30日</td> <td>資料-2-31</td> </tr> <tr> <td>災害時における歯科医師会の協力に関する協定書</td> <td>社団法人船橋歯科医師会</td> <td>医療救護活動</td> <td>平成10年10月20日</td> <td>資料-2-32</td> </tr> <tr> <td>災害時における薬剤師会の協力に関する協定書</td> <td>社団法人船橋薬剤師会</td> <td>医療救護活動</td> <td>平成11年4月16日</td> <td>資料-2-33</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td> <td>社会医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院</td> <td>医療救護活動</td> <td>平成22年11月2日</td> <td>資料-2-34</td> </tr> <tr> <td>災害時の井戸の使用に関する協定書</td> <td>社会医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院</td> <td>井戸の使用</td> <td>平成22年11月2日</td> <td>資料-2-35</td> </tr> <tr> <td>災害時の情報交換に関する協定</td> <td>国土交通省関東地方整備局</td> <td>各種災害情報の交換</td> <td>平成23年3月3日</td> <td>資料-2-36</td> </tr> <tr> <td>災害時における放送等に関する協定書</td> <td>株式会社ジェイコムイースト</td> <td>各種情報の配信</td> <td>平成25年4月23日</td> <td>資料-2-37</td> </tr> <tr> <td>災害時における相互協力に関する協定書</td> <td>鎌ヶ谷警察署</td> <td>施設の使用</td> <td>平成24年10月16日</td> <td>資料-2-38</td> </tr> <tr> <td>災害時における施設の使用に関する協定書</td> <td>鎌ヶ谷浴場</td> <td>施設の使用</td> <td>平成20年4月23日</td> <td>資料-2-39</td> </tr> <tr> <td>災害時における施設の使用に関する協定書</td> <td>株式会社鎌ヶ谷カントリー倶楽部</td> <td>避難場所（※施設内練習場の一部）</td> <td>平成8年1月5日</td> <td>資料-2-40</td> </tr> <tr> <td>災害時における施設の使用に関する協定書</td> <td>全国信用金庫研修所</td> <td>避難場所（※施設内グラウンド）</td> <td>平成8年2月2日</td> <td>資料-2-41</td> </tr> <tr> <td>避難場所使用に関する協定書</td> <td>陸上自衛隊松戸駐屯地</td> <td>避難場所（※施設内グラウンドの一部）</td> <td>平成21年6月18日</td> <td>資料-2-42</td> </tr> </tbody> </table>	協定等の名称	協定等締結先	協力等の内容	締結年月日	資料編 No.	(略)					協定名称	締結先名称	内容	締結年月日	資料編番号	(略)					災害時における井戸の使用に関する協定書	株式会社川上石油	井戸の使用	平成19年2月19日	資料-2-21	災害時における井戸の使用に関する協定書	有限会社皆川石油	井戸の使用	平成19年2月19日	資料-2-22	災害時における井戸の使用に関する協定書	コスモ石油販売株式会社（中佐津間SS/鎌ヶ谷SS）	井戸の使用	平成19年2月19日	資料-2-23	災害時における井戸の使用に関する協定書	私市醸造株式会社	井戸の使用	平成7年11月30日	資料-2-24	災害時における鎌ヶ谷郵便局、特定郵便局鎌ヶ谷部会、鎌ヶ谷市間の協力に関する覚書	鎌ヶ谷郵便局及び特定郵便局鎌ヶ谷部会	相互協力	平成9年12月18日	資料-2-25	鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書	東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社	停電広報	平成28年11月28日	資料-2-26	鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書	京葉瓦斯株式会社船橋支社	ガス事故広報	平成12年6月26日	資料-2-27	災害時における応急措置等に関する協定書	鎌ヶ谷市建設業協会	災害応急復旧活動	平成31年4月1日	資料-2-28	災害時における消毒作業に関する協定書	鎌ヶ谷市庭園業組合	災害応急復旧活動	平成23年9月2日	資料-2-29	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人鎌ヶ谷市医師会	医療救護活動	平成26年5月15日	資料-2-30	災害時における接骨師会の協力に関する協定書	社団法人千葉県接骨師会 船橋支部	医療救護活動	平成9年5月30日	資料-2-31	災害時における歯科医師会の協力に関する協定書	社団法人船橋歯科医師会	医療救護活動	平成10年10月20日	資料-2-32	災害時における薬剤師会の協力に関する協定書	社団法人船橋薬剤師会	医療救護活動	平成11年4月16日	資料-2-33	災害時の医療救護活動に関する協定書	社会医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院	医療救護活動	平成22年11月2日	資料-2-34	災害時の井戸の使用に関する協定書	社会医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院	井戸の使用	平成22年11月2日	資料-2-35	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	各種災害情報の交換	平成23年3月3日	資料-2-36	災害時における放送等に関する協定書	株式会社ジェイコムイースト	各種情報の配信	平成25年4月23日	資料-2-37	災害時における相互協力に関する協定書	鎌ヶ谷警察署	施設の使用	平成24年10月16日	資料-2-38	災害時における施設の使用に関する協定書	鎌ヶ谷浴場	施設の使用	平成20年4月23日	資料-2-39	災害時における施設の使用に関する協定書	株式会社鎌ヶ谷カントリー倶楽部	避難場所（※施設内練習場の一部）	平成8年1月5日	資料-2-40	災害時における施設の使用に関する協定書	全国信用金庫研修所	避難場所（※施設内グラウンド）	平成8年2月2日	資料-2-41	避難場所使用に関する協定書	陸上自衛隊松戸駐屯地	避難場所（※施設内グラウンドの一部）	平成21年6月18日	資料-2-42	資-2-1 災害時応援協定等一覧表 自治体間相互応援協定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定等の名称</th> <th>協定等締結先</th> <th>協力等の内容</th> <th>締結年月日</th> <th>資料編 No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> その他各種協定（他行政機関・民間企業等） <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>締結先名称</th> <th>内容</th> <th>締結年月日</th> <th>資料編番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時における井戸の使用に関する協定書</td> <td>有限会社皆川石油</td> <td>井戸の使用</td> <td>平成19年2月19日</td> <td>資料-2-21</td> </tr> <tr> <td>災害時における井戸の使用に関する協定書</td> <td>コスモ石油販売株式会社（中佐津間SS/鎌ヶ谷SS）</td> <td>井戸の使用</td> <td>平成19年2月19日</td> <td>資料-2-22</td> </tr> <tr> <td>災害時における井戸の使用に関する協定書</td> <td>私市醸造株式会社</td> <td>井戸の使用</td> <td>平成7年11月30日</td> <td>資料-2-23</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書</td> <td>東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社</td> <td>停電広報</td> <td>平成28年11月28日</td> <td>資料-2-24</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書</td> <td>京葉瓦斯株式会社船橋支社</td> <td>ガス事故広報</td> <td>平成12年6月26日</td> <td>資料-2-25</td> </tr> <tr> <td>災害時における応急措置等に関する協定書</td> <td>鎌ヶ谷市建設業協会</td> <td>災害応急復旧活動</td> <td>平成31年4月1日</td> <td>資料-2-26</td> </tr> <tr> <td>災害時における消毒作業に関する協定書</td> <td>鎌ヶ谷市建設業協会</td> <td>災害応急復旧活動</td> <td>平成31年4月1日</td> <td>資料-2-27</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td> <td>一般社団法人鎌ヶ谷市医師会</td> <td>医療救護活動</td> <td>平成26年5月15日</td> <td>資料-2-28</td> </tr> <tr> <td>災害時における接骨師会の協力に関する協定書</td> <td>社団法人千葉県接骨師会 船橋支部</td> <td>医療救護活動</td> <td>平成9年5月30日</td> <td>資料-2-29</td> </tr> <tr> <td>災害時における歯科医師会の協力に関する協定書</td> <td>社団法人船橋歯科医師会</td> <td>医療救護活動</td> <td>平成10年10月20日</td> <td>資料-2-30</td> </tr> <tr> <td>災害時における薬剤師会の協力に関する協定書</td> <td>社団法人船橋薬剤師会</td> <td>医療救護活動</td> <td>平成11年4月16日</td> <td>資料-2-31</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に関する協定書</td> <td>社会医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院</td> <td>医療救護活動</td> <td>平成22年11月2日</td> <td>資料-2-32</td> </tr> <tr> <td>災害時の井戸の使用に関する協定書</td> <td>社会医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院</td> <td>井戸の使用</td> <td>平成22年11月2日</td> <td>資料-2-33</td> </tr> <tr> <td>災害時の情報交換に関する協定</td> <td>国土交通省関東地方整備局</td> <td>各種災害情報の交換</td> <td>平成23年3月3日</td> <td>資料-2-34</td> </tr> <tr> <td>災害時における放送等に関する協定書</td> <td>株式会社ジェイコム千葉</td> <td>各種情報の配信</td> <td>平成25年4月23日</td> <td>資料-2-35</td> </tr> <tr> <td>災害時における相互協力に関する協定書</td> <td>鎌ヶ谷警察署</td> <td>施設の使用</td> <td>平成24年10月16日</td> <td>資料-2-36</td> </tr> <tr> <td>災害時における施設の使用に関する協定書</td> <td>鎌ヶ谷浴場</td> <td>施設の使用</td> <td>平成20年4月23日</td> <td>資料-2-37</td> </tr> <tr> <td>災害時における施設の使用に関する協定書</td> <td>株式会社鎌ヶ谷カントリー倶楽部</td> <td>避難場所（※施設内練習場の一部）</td> <td>平成8年1月5日</td> <td>資料-2-38</td> </tr> <tr> <td>避難場所使用に関する協定書</td> <td>陸上自衛隊松戸駐屯地</td> <td>避難場所（※施設内グラウンドの一部）</td> <td>平成21年6月18日</td> <td>資料-2-39</td> </tr> <tr> <td>災害時における避難場所の使用に関する協定書</td> <td>海上自衛隊下総教育航空群</td> <td>避難場所及び避難所</td> <td>平成26年6月10日</td> <td>資料-2-40</td> </tr> <tr> <td>臨時門設置及び維持管理に関する覚書</td> <td>陸上自衛隊松戸駐屯地</td> <td>避難場所の設置及び維持管理</td> <td>平成6年3月22日</td> <td>資料-2-41</td> </tr> <tr> <td>災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書</td> <td>千葉県立鎌ヶ谷高等学校</td> <td>避難所及び広域避難場所</td> <td>平成25年3月21日</td> <td>資料-2-42</td> </tr> </tbody> </table>	協定等の名称	協定等締結先	協力等の内容	締結年月日	資料編 No.	(略)					協定名称	締結先名称	内容	締結年月日	資料編番号	(略)					災害時における井戸の使用に関する協定書	有限会社皆川石油	井戸の使用	平成19年2月19日	資料-2-21	災害時における井戸の使用に関する協定書	コスモ石油販売株式会社（中佐津間SS/鎌ヶ谷SS）	井戸の使用	平成19年2月19日	資料-2-22	災害時における井戸の使用に関する協定書	私市醸造株式会社	井戸の使用	平成7年11月30日	資料-2-23	鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書	東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社	停電広報	平成28年11月28日	資料-2-24	鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書	京葉瓦斯株式会社船橋支社	ガス事故広報	平成12年6月26日	資料-2-25	災害時における応急措置等に関する協定書	鎌ヶ谷市建設業協会	災害応急復旧活動	平成31年4月1日	資料-2-26	災害時における消毒作業に関する協定書	鎌ヶ谷市建設業協会	災害応急復旧活動	平成31年4月1日	資料-2-27	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人鎌ヶ谷市医師会	医療救護活動	平成26年5月15日	資料-2-28	災害時における接骨師会の協力に関する協定書	社団法人千葉県接骨師会 船橋支部	医療救護活動	平成9年5月30日	資料-2-29	災害時における歯科医師会の協力に関する協定書	社団法人船橋歯科医師会	医療救護活動	平成10年10月20日	資料-2-30	災害時における薬剤師会の協力に関する協定書	社団法人船橋薬剤師会	医療救護活動	平成11年4月16日	資料-2-31	災害時の医療救護活動に関する協定書	社会医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院	医療救護活動	平成22年11月2日	資料-2-32	災害時の井戸の使用に関する協定書	社会医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院	井戸の使用	平成22年11月2日	資料-2-33	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	各種災害情報の交換	平成23年3月3日	資料-2-34	災害時における放送等に関する協定書	株式会社ジェイコム千葉	各種情報の配信	平成25年4月23日	資料-2-35	災害時における相互協力に関する協定書	鎌ヶ谷警察署	施設の使用	平成24年10月16日	資料-2-36	災害時における施設の使用に関する協定書	鎌ヶ谷浴場	施設の使用	平成20年4月23日	資料-2-37	災害時における施設の使用に関する協定書	株式会社鎌ヶ谷カントリー倶楽部	避難場所（※施設内練習場の一部）	平成8年1月5日	資料-2-38	避難場所使用に関する協定書	陸上自衛隊松戸駐屯地	避難場所（※施設内グラウンドの一部）	平成21年6月18日	資料-2-39	災害時における避難場所の使用に関する協定書	海上自衛隊下総教育航空群	避難場所及び避難所	平成26年6月10日	資料-2-40	臨時門設置及び維持管理に関する覚書	陸上自衛隊松戸駐屯地	避難場所の設置及び維持管理	平成6年3月22日	資料-2-41	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書	千葉県立鎌ヶ谷高等学校	避難所及び 広域避難場所	平成25年3月21日	資料-2-42	社名変更 文言修正
協定等の名称	協定等締結先	協力等の内容	締結年月日	資料編 No.																																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																							
協定名称	締結先名称	内容	締結年月日	資料編番号																																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																							
災害時における井戸の使用に関する協定書	株式会社川上石油	井戸の使用	平成19年2月19日	資料-2-21																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における井戸の使用に関する協定書	有限会社皆川石油	井戸の使用	平成19年2月19日	資料-2-22																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における井戸の使用に関する協定書	コスモ石油販売株式会社（中佐津間SS/鎌ヶ谷SS）	井戸の使用	平成19年2月19日	資料-2-23																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における井戸の使用に関する協定書	私市醸造株式会社	井戸の使用	平成7年11月30日	資料-2-24																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における鎌ヶ谷郵便局、特定郵便局鎌ヶ谷部会、鎌ヶ谷市間の協力に関する覚書	鎌ヶ谷郵便局及び特定郵便局鎌ヶ谷部会	相互協力	平成9年12月18日	資料-2-25																																																																																																																																																																																																																																																																			
鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書	東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社	停電広報	平成28年11月28日	資料-2-26																																																																																																																																																																																																																																																																			
鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書	京葉瓦斯株式会社船橋支社	ガス事故広報	平成12年6月26日	資料-2-27																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における応急措置等に関する協定書	鎌ヶ谷市建設業協会	災害応急復旧活動	平成31年4月1日	資料-2-28																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における消毒作業に関する協定書	鎌ヶ谷市庭園業組合	災害応急復旧活動	平成23年9月2日	資料-2-29																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人鎌ヶ谷市医師会	医療救護活動	平成26年5月15日	資料-2-30																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における接骨師会の協力に関する協定書	社団法人千葉県接骨師会 船橋支部	医療救護活動	平成9年5月30日	資料-2-31																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における歯科医師会の協力に関する協定書	社団法人船橋歯科医師会	医療救護活動	平成10年10月20日	資料-2-32																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における薬剤師会の協力に関する協定書	社団法人船橋薬剤師会	医療救護活動	平成11年4月16日	資料-2-33																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時の医療救護活動に関する協定書	社会医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院	医療救護活動	平成22年11月2日	資料-2-34																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時の井戸の使用に関する協定書	社会医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院	井戸の使用	平成22年11月2日	資料-2-35																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	各種災害情報の交換	平成23年3月3日	資料-2-36																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における放送等に関する協定書	株式会社ジェイコムイースト	各種情報の配信	平成25年4月23日	資料-2-37																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における相互協力に関する協定書	鎌ヶ谷警察署	施設の使用	平成24年10月16日	資料-2-38																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における施設の使用に関する協定書	鎌ヶ谷浴場	施設の使用	平成20年4月23日	資料-2-39																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における施設の使用に関する協定書	株式会社鎌ヶ谷カントリー倶楽部	避難場所（※施設内練習場の一部）	平成8年1月5日	資料-2-40																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における施設の使用に関する協定書	全国信用金庫研修所	避難場所（※施設内グラウンド）	平成8年2月2日	資料-2-41																																																																																																																																																																																																																																																																			
避難場所使用に関する協定書	陸上自衛隊松戸駐屯地	避難場所（※施設内グラウンドの一部）	平成21年6月18日	資料-2-42																																																																																																																																																																																																																																																																			
協定等の名称	協定等締結先	協力等の内容	締結年月日	資料編 No.																																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																							
協定名称	締結先名称	内容	締結年月日	資料編番号																																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																																																																																																																																							
災害時における井戸の使用に関する協定書	有限会社皆川石油	井戸の使用	平成19年2月19日	資料-2-21																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における井戸の使用に関する協定書	コスモ石油販売株式会社（中佐津間SS/鎌ヶ谷SS）	井戸の使用	平成19年2月19日	資料-2-22																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における井戸の使用に関する協定書	私市醸造株式会社	井戸の使用	平成7年11月30日	資料-2-23																																																																																																																																																																																																																																																																			
鎌ヶ谷市防災行政無線の使用に関する協定書	東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社	停電広報	平成28年11月28日	資料-2-24																																																																																																																																																																																																																																																																			
鎌ヶ谷市防災行政無線の活用に関する協定書	京葉瓦斯株式会社船橋支社	ガス事故広報	平成12年6月26日	資料-2-25																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における応急措置等に関する協定書	鎌ヶ谷市建設業協会	災害応急復旧活動	平成31年4月1日	資料-2-26																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における消毒作業に関する協定書	鎌ヶ谷市建設業協会	災害応急復旧活動	平成31年4月1日	資料-2-27																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人鎌ヶ谷市医師会	医療救護活動	平成26年5月15日	資料-2-28																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における接骨師会の協力に関する協定書	社団法人千葉県接骨師会 船橋支部	医療救護活動	平成9年5月30日	資料-2-29																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における歯科医師会の協力に関する協定書	社団法人船橋歯科医師会	医療救護活動	平成10年10月20日	資料-2-30																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における薬剤師会の協力に関する協定書	社団法人船橋薬剤師会	医療救護活動	平成11年4月16日	資料-2-31																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時の医療救護活動に関する協定書	社会医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院	医療救護活動	平成22年11月2日	資料-2-32																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時の井戸の使用に関する協定書	社会医療法人社団木下会 鎌ヶ谷総合病院	井戸の使用	平成22年11月2日	資料-2-33																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	各種災害情報の交換	平成23年3月3日	資料-2-34																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における放送等に関する協定書	株式会社ジェイコム千葉	各種情報の配信	平成25年4月23日	資料-2-35																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における相互協力に関する協定書	鎌ヶ谷警察署	施設の使用	平成24年10月16日	資料-2-36																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における施設の使用に関する協定書	鎌ヶ谷浴場	施設の使用	平成20年4月23日	資料-2-37																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における施設の使用に関する協定書	株式会社鎌ヶ谷カントリー倶楽部	避難場所（※施設内練習場の一部）	平成8年1月5日	資料-2-38																																																																																																																																																																																																																																																																			
避難場所使用に関する協定書	陸上自衛隊松戸駐屯地	避難場所（※施設内グラウンドの一部）	平成21年6月18日	資料-2-39																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害時における避難場所の使用に関する協定書	海上自衛隊下総教育航空群	避難場所及び避難所	平成26年6月10日	資料-2-40																																																																																																																																																																																																																																																																			
臨時門設置及び維持管理に関する覚書	陸上自衛隊松戸駐屯地	避難場所の設置及び維持管理	平成6年3月22日	資料-2-41																																																																																																																																																																																																																																																																			
災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書	千葉県立鎌ヶ谷高等学校	避難所及び 広域避難場所	平成25年3月21日	資料-2-42																																																																																																																																																																																																																																																																			

頁	旧	新																																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>締結先名称</th> <th>内容</th> <th>締結年月日</th> <th>資料編番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定書</td> <td>株式会社ケーヨー</td> <td>避難所等におけるペットの飼育管理</td> <td>平成30年8月30日</td> <td>資料-2-68</td> </tr> <tr> <td>災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書</td> <td>社会福祉法人南台五光福祉協会</td> <td>要配慮者の受入</td> <td>平成30年9月13日</td> <td>資料-2-69</td> </tr> <tr> <td>原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書</td> <td>水戸市</td> <td>水戸市民の県外広域一時滞在</td> <td>平成30年10月31日</td> <td>資料-2-70</td> </tr> <tr> <td>災害時用医薬品等の管理及び供給に関する協定</td> <td>医療法人社団東邦鎌谷病院</td> <td>医薬品等の管理及び供給</td> <td>令和2年3月30日</td> <td>資料-2-71</td> </tr> <tr> <td>災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定</td> <td>株式会社ジェイコム千葉東関東局</td> <td>人員及び車両等の提供</td> <td>令和2年7月1日</td> <td>資料-2-72</td> </tr> <tr> <td>災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書</td> <td>一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部</td> <td>緊急輸送</td> <td>令和2年9月16日</td> <td>資料-2-73</td> </tr> <tr> <td>上水道における自主防災組織による消火栓の使用に関する覚書</td> <td>千葉県</td> <td>自主防災組織による消火栓の使用</td> <td>令和2年10月1日</td> <td>資料-2-74</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定</td> <td>日本郵便株式会社</td> <td>人的物的資源の有効活用</td> <td>令和3年3月22日</td> <td>資料-2-75</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市防災行政無線（IP無線）の設置等に関する覚書</td> <td>日本郵便株式会社</td> <td>IP無線の設置及び管理運営</td> <td>令和3年3月22日</td> <td>資料-2-76</td> </tr> <tr> <td>災害発生時における鎌ヶ谷市と鎌ヶ谷市内郵便局の協力に関する覚書</td> <td>日本郵便株式会社</td> <td>車両提供、広報活動等</td> <td>令和3年3月22日</td> <td>資料-2-77</td> </tr> <tr> <td>災害時における物資供給に関する協定書</td> <td>株式会社イトーヨーカ堂</td> <td>物資の供給</td> <td>令和3年9月15日</td> <td>資料-2-78</td> </tr> <tr> <td>災害時における感染症対策等に関する協定書</td> <td>一般社団法人千葉県ベストコントロール協会</td> <td>防疫活動等</td> <td>令和3年10月1日</td> <td>資料-2-79</td> </tr> <tr> <td>災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定</td> <td>東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社</td> <td>大規模停電時の早期復旧、相互協力</td> <td>令和3年11月1日</td> <td>資料-2-80</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	締結先名称	内容	締結年月日	資料編番号	災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定書	株式会社ケーヨー	避難所等におけるペットの飼育管理	平成30年8月30日	資料-2-68	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人南台五光福祉協会	要配慮者の受入	平成30年9月13日	資料-2-69	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書	水戸市	水戸市民の県外広域一時滞在	平成30年10月31日	資料-2-70	災害時用医薬品等の管理及び供給に関する協定	医療法人社団東邦鎌谷病院	医薬品等の管理及び供給	令和2年3月30日	資料-2-71	災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	株式会社ジェイコム千葉東関東局	人員及び車両等の提供	令和2年7月1日	資料-2-72	災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書	一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部	緊急輸送	令和2年9月16日	資料-2-73	上水道における自主防災組織による消火栓の使用に関する覚書	千葉県	自主防災組織による消火栓の使用	令和2年10月1日	資料-2-74	鎌ヶ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	日本郵便株式会社	人的物的資源の有効活用	令和3年3月22日	資料-2-75	鎌ヶ谷市防災行政無線（IP無線）の設置等に関する覚書	日本郵便株式会社	IP無線の設置及び管理運営	令和3年3月22日	資料-2-76	災害発生時における鎌ヶ谷市と鎌ヶ谷市内郵便局の協力に関する覚書	日本郵便株式会社	車両提供、広報活動等	令和3年3月22日	資料-2-77	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社イトーヨーカ堂	物資の供給	令和3年9月15日	資料-2-78	災害時における感染症対策等に関する協定書	一般社団法人千葉県ベストコントロール協会	防疫活動等	令和3年10月1日	資料-2-79	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社	大規模停電時の早期復旧、相互協力	令和3年11月1日	資料-2-80	
協定名称	締結先名称	内容	締結年月日	資料編番号																																																																					
災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定書	株式会社ケーヨー	避難所等におけるペットの飼育管理	平成30年8月30日	資料-2-68																																																																					
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人南台五光福祉協会	要配慮者の受入	平成30年9月13日	資料-2-69																																																																					
原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書	水戸市	水戸市民の県外広域一時滞在	平成30年10月31日	資料-2-70																																																																					
災害時用医薬品等の管理及び供給に関する協定	医療法人社団東邦鎌谷病院	医薬品等の管理及び供給	令和2年3月30日	資料-2-71																																																																					
災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	株式会社ジェイコム千葉東関東局	人員及び車両等の提供	令和2年7月1日	資料-2-72																																																																					
災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書	一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部	緊急輸送	令和2年9月16日	資料-2-73																																																																					
上水道における自主防災組織による消火栓の使用に関する覚書	千葉県	自主防災組織による消火栓の使用	令和2年10月1日	資料-2-74																																																																					
鎌ヶ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	日本郵便株式会社	人的物的資源の有効活用	令和3年3月22日	資料-2-75																																																																					
鎌ヶ谷市防災行政無線（IP無線）の設置等に関する覚書	日本郵便株式会社	IP無線の設置及び管理運営	令和3年3月22日	資料-2-76																																																																					
災害発生時における鎌ヶ谷市と鎌ヶ谷市内郵便局の協力に関する覚書	日本郵便株式会社	車両提供、広報活動等	令和3年3月22日	資料-2-77																																																																					
災害時における物資供給に関する協定書	株式会社イトーヨーカ堂	物資の供給	令和3年9月15日	資料-2-78																																																																					
災害時における感染症対策等に関する協定書	一般社団法人千葉県ベストコントロール協会	防疫活動等	令和3年10月1日	資料-2-79																																																																					
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社	大規模停電時の早期復旧、相互協力	令和3年11月1日	資料-2-80																																																																					
資-2-64	<p>資-2-30 災害時における接骨師会の協力に関する協定書 (社団法人千葉県接骨師会船橋支部 (現：公益社団法人千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部))</p> <p>災害時における救護活動に関し、鎌ヶ谷市（以下「甲」という。）と社団法人千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部（以下「乙」という。）との間において、次の条項により協定する。</p>	<p>資料-2-30 災害時における接骨師会の協力に関する協定書 (千葉県柔道整復師会)</p> <p>災害時における救護活動に関し、鎌ヶ谷市（以下「甲」という。）と千葉県柔道整復師会（以下「乙」という。）との間において、次の条項により協定する。</p>	名称変更																																																																						

頁	旧	新	
資-2-101	<p>資料-2-47 鎌ケ谷市における防災行政無線放送の再送信に関する覚書（株式会社ジェイコム<u>イースト</u>）</p> <p>鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム<u>イースト</u>（以下「乙」という。）は、<u>平成25年4月23日</u>付で締結した災害時における放送等に関する協定書に基づき、甲が防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知放送（以下「行政告知放送」という。）の内容を乙が自己の設備を利用し、再送信を行うことについて、次のとおり合意したので、本覚書を締結する。</p> <p>（再送信の同意）</p> <p>第1条 甲及び乙は、行政告知放送の内容を第6条に定義する乙の設備を利用し、乙が提供する緊急地震速報サービスに加入している者に乙が貸与している<u>専用端末</u>で受信することができるよう、再送信を行うことについて同意する。</p> <p>2 乙は、行政告知放送の内容について、変更を加えないものとする。</p> <p>（有効期間）</p> <p>第2条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から<u>平成27年3月31日</u>までとする。ただし、<u>甲・乙双方から有効期間が満了する日の1か月前までに</u>書面による申出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>平成26年 9月 1日</p> <p style="text-align: center;">甲 鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 鎌ケ谷市 鎌ケ谷市長 清水 聖士</p> <p style="text-align: center;">乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 <u>株式会社ジェイコムイースト</u> 代表取締役社長 中谷 博之</p>	<p>資料-2-47 鎌ケ谷市における防災行政<u>用</u>無線放送の再送信に関する覚書（株式会社ジェイコム<u>千葉</u>）</p> <p>鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム<u>千葉</u>（以下「乙」という。）とは、<u>令和2年2月14日</u>付で締結した災害時における放送等に関する協定書に基づき、甲が防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知放送（以下「行政告知放送」という。）の内容を乙が自己の設備を利用し、再送信を行うことについて、次のとおり合意したので、本覚書を締結する。</p> <p>（再送信の同意）</p> <p>第1条 甲及び乙は、行政告知放送の内容を第6条に定義する乙の設備を利用し、乙が提供する緊急地震速報サービスに加入している者に乙が貸与している<u>端末</u>で受信することができるよう、再送信を行うことについて同意する。</p> <p>2 乙は、行政告知放送の内容について、変更を加えないものとする。</p> <p>（有効期間）</p> <p>第2条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から<u>令和3年3月31日</u>までとする。ただし、<u>期間満了となる日の1ヶ月前までに、甲・乙いずれかから</u>書面により更新しない旨の申出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>令和2年2月14日</u></p> <p style="text-align: center;">甲 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 鎌ケ谷市 鎌ケ谷市長 清水 聖士</p> <p style="text-align: center;">乙 <u>千葉県浦安市入船一丁目5番2号</u> <u>プライムタワー17階</u> 株式会社ジェイコム<u>千葉</u> 代表取締役社長 <u>渡部 弘之</u></p>	社名変更

頁	旧	新	
資-2-195		<p><u>資料-2-65 災害に係る情報発信等に関する協定</u></p> <p><u>鎌ケ谷市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。</u></p> <p><u>第1条（本協定の目的）</u></p> <p><u>本協定は、鎌ケ谷市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、鎌ケ谷市が鎌ケ谷市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ鎌ケ谷市の行政機能の低下を軽減させるため、鎌ケ谷市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。</u></p> <p><u>第2条（本協定における取組み）</u></p> <p>(1) <u>本協定における取組みの内容は次の中から、鎌ケ谷市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。</u></p> <p>(2) <u>ヤフーが、鎌ケ谷市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、鎌ケ谷市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。</u></p> <p>(3) <u>鎌ケ谷市が、鎌ケ谷市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。</u></p> <p>(4) <u>鎌ケ谷市が、鎌ケ谷市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。</u></p> <p>(5) <u>鎌ケ谷市が、災害発生時の鎌ケ谷市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。</u></p> <p>(6) <u>鎌ケ谷市が、鎌ケ谷市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。</u></p> <p>(7) <u>ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて鎌ケ谷市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。</u></p> <p>(8) <u>鎌ケ谷市が、鎌ケ谷市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。</u></p> <p>1. <u>鎌ケ谷市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。</u></p> <p>2. <u>第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、鎌ケ谷市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。</u></p> <p><u>第3条（費用）</u></p> <p><u>前条に基づく鎌ケ谷市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。</u></p> <p><u>第4条（情報の周知）</u></p> <p><u>ヤフーは、鎌ケ谷市から提供を受ける情報について、鎌ケ谷市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。</u></p> <p><u>第5条（本協定の公表）</u> <u>本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、鎌ケ谷市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。</u></p> <p><u>第6条（本協定の期間）</u> <u>本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。</u></p> <p><u>第7条（協議）</u> <u>本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、鎌ケ谷市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。</u></p> <p><u>以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、鎌ケ谷市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。</u></p> <p><u>2018年3月16日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>鎌ケ谷市：千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号</u> <u>鎌ケ谷市</u> <u>鎌ケ谷市長 清水 聖士</u></p> <p style="text-align: center;">— <u>ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号</u> <u>ヤフー株式会社</u> <u>代表取締役 宮坂 学</u></p>	

頁	旧	新	
資-2-196		<p><u>資-2-66 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書</u></p> <p><u>鎌ヶ谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人創誠会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 この協定は、災害発生時に要配慮者が避難所生活に支障が生じないように、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（受け入れの対象者）</u></p> <p><u>第2条 受け入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者など甲があらかじめ指定する避難所での生活が困難であると判断した要配慮者とする。</u></p> <p><u>（指定する施設）</u></p> <p><u>第3条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所に指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。</u></p> <p><u>（管理運営）</u></p> <p><u>第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。</u></p> <p><u>（1）要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援。</u></p> <p><u>（2）要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保。</u></p> <p><u>（3）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求。</u></p> <p><u>（手続き）</u></p> <p><u>第5条 この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。</u></p> <p><u>2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、甲からの要請に基づき、要配慮者を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。</u></p> <p><u>（運営期間）</u></p> <p><u>第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。</u></p> <p><u>（費用の清算）</u></p> <p><u>第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。</u></p> <p><u>（1）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）。</u></p> <p><u>（2）要配慮者に要する食費。</u></p> <p><u>（3）その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。</u></p> <p><u>2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。</u></p> <p><u>（要配慮者の避難手段）</u></p> <p><u>第8条 福祉避難所への移送は、原則として要配慮者が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者を移送するものとする。</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>2 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。</u> <u>(個人情報の保護)</u></p> <p><u>第9条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。</u> <u>(権利義務の譲渡等の制限)</u></p> <p><u>第10条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。</u> <u>(関係書類の保管)</u></p> <p><u>第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 要配慮者の氏名・滞在期間等。</u> <u>(2) 要配慮者に提供した食事や物資の数量・価格等。</u> <u>(3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。</u></p> <p><u>(協定の解除)</u></p> <p><u>第12条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。</u> <u>(有効期間)</u></p> <p><u>第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月末日までとする。ただし、期間満了の2月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。</u> <u>(その他)</u></p> <p><u>第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。</u></p> <p><u>平成30年 6月 18日</u></p> <p style="text-align: center;"> <u>(甲) 所在地 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号</u> <u>名 称 鎌ヶ谷市</u> <u>代表者職氏名 鎌ヶ谷市長 清水 聖 士 ㊟</u> </p> <p style="text-align: center;"> <u>(乙) 所在地 船橋市二和西6-3-20</u> <u>名 称 社会福祉法人 創誠会</u> <u>代表者職氏名 理事長 石 神 市 太 郎 ㊟</u> </p>	

頁	旧	新	
資-2-199		<p><u>資 2-67 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定</u></p> <p><u>鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、大東京歯科用品商協同組合千葉県支部（以下「乙」という。）は、災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この協定は、鎌ケ谷市において地震、風水害等の大規模災害が発生した場合又はこれらの災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、被災者等の支援のため乙の取り扱う歯科用品及び医薬品等を甲に対して供給するために必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（供給歯科用品及び医薬品等の範囲）</u></p> <p><u>第2条 甲が乙に供給要請をすることのできる歯科用品及び医薬品等は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。</u></p> <p><u>（協力の要請及び手続）</u></p> <p><u>第3条 甲は、乙に対して前条に定める歯科用品及び医薬品等の供給を要請するときは、品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した歯科用品及び医薬品等供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請することができるものとし、事後に遅滞なく要請書を提出するものとする。</u></p> <p><u>（協力の実施）</u></p> <p><u>第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、被災状況等を考慮の上、最も速やかに要請に対応できる物流倉庫又は店舗から甲の要請事項を積極的に実施するよう努めるものとする。なお、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった歯科用品及び医薬品等の供給見込みについて、甲に通知するものとする。</u></p> <p><u>（歯科用品及び医薬品等の引渡）</u></p> <p><u>第5条 乙は、第3条により甲が指定した場所に歯科用品及び医薬品等を運搬するものとし、甲は、供給された歯科用品及び医薬品等を確認のうえ、これを引き取るものとする。</u></p> <p><u>2 甲は、乙が前項の規定による歯科用品及び医薬品等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。</u></p> <p><u>4 乙は、歯科用品及び医薬品等の引き渡し終了後、遅滞なく、供給歯科用品及び医薬品等の品目及び数量等を記載した歯科用品及び医薬品等供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>（費用負担等）</u></p> <p><u>第6条 第3条の規定による要請に基づき供給された歯科用品及び医薬品等の代金の額は、災害発生の直前における小売価格等を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。</u></p> <p><u>2 甲は、前項の代金のほか、乙が指定された場所まで歯科用品及び医薬品等を運搬した経費を負担するものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、歯科用品及び医薬品等を供給したときは、甲に対し、速やかに文書により費用を請求する。</u></p> <p><u>4 甲は、前項の請求を受けたときは、速やかに費用を乙に支払うものとする。</u></p> <p><u>（連絡手段等）</u></p> <p><u>第7条 甲及び乙は、本協定を実行するために必要な連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。</u></p> <p><u>（協議）</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>第8条 この協定に定めのない事項、及びこの協定について疑義が生じた事項等については、甲乙協議の上、定めるものとする。</u> <u>(有効期間)</u></p> <p><u>第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を終了する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以降においても同様とする。</u></p> <p><u>この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。</u></p> <p><u>平成30年 7月 1日</u></p> <p style="text-align: right;"><u>甲 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号</u> <u>鎌ケ谷市</u> <u>鎌ケ谷市長 清 水 聖 士</u></p> <p style="text-align: right;"><u>乙 千葉県鴨川市東町133-8</u> <u>大東京歯科用品商協同組合千葉県支部</u> <u>支部長 山 田 敏 昭</u></p>	

頁	旧	新																																				
		<p>様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>歯科用品及び医薬品等供給要請書</u></p> <p><u>大東京歯科用品商協同組合</u> <u>千葉県支部</u> 担当： 様</p> <p style="text-align: right;"><u>鎌ヶ谷市 災害対策本部長</u></p> <p><u>平成 年 月 日付、災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定第3条に基づき、次のとおり歯科用品及び医薬品等の供給を要請します。</u></p> <table border="1" data-bbox="1469 613 2605 1096"> <thead> <tr> <th data-bbox="1469 613 1730 651">引渡場所</th> <th colspan="2" data-bbox="1730 613 1994 651"></th> <th colspan="2" data-bbox="1994 613 2605 651"></th> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 651 1730 886" rowspan="5">要請する 品目及び数量</td> <th data-bbox="1730 651 1994 688">品目</th> <th data-bbox="1994 651 2169 688">数量</th> <th data-bbox="2169 651 2418 688">品目</th> <th data-bbox="2418 651 2605 688">数量</th> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1730 688 2605 726"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1730 726 2605 764"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1730 764 2605 802"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1730 802 2605 840"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 886 1730 1096">その他 必要な事項</td> <td colspan="4" data-bbox="1730 886 2605 1096"></td> </tr> </thead></table> <table border="1" data-bbox="1976 1171 2605 1285"> <tr> <td data-bbox="1976 1171 2169 1247">担当者</td> <td data-bbox="2169 1171 2605 1247"><u>鎌ヶ谷市災害対策本部 物資管理班</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1976 1247 2169 1285">連絡先</td> <td data-bbox="2169 1247 2605 1285"></td> </tr> </table>	引渡場所					要請する 品目及び数量	品目	数量	品目	数量																	その他 必要な事項					担当者	<u>鎌ヶ谷市災害対策本部 物資管理班</u>	連絡先		新規協定
引渡場所																																						
要請する 品目及び数量	品目	数量	品目	数量																																		
その他 必要な事項																																						
担当者	<u>鎌ヶ谷市災害対策本部 物資管理班</u>																																					
連絡先																																						

頁	旧	新																																									
		<p>様式第2号(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>歯科用品及び医薬品等供給完了報告書</u></p> <p><u>鎌ヶ谷市 災害対策本部長 様</u></p> <p style="text-align: right;"><u>大東京歯科用品商協同組合</u> <u>千葉県支部</u></p> <p>平成 年 月 日付、災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定第5条第4項に基づき、次のとおり歯科用品及び医薬品等の供給が完了したことを報告します。</p> <table border="1" data-bbox="1469 573 2605 1096"> <tr> <td>納品日時</td> <td colspan="4">年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>引渡場所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">供給する 品目及び数量</td> <td>品目</td> <td>数量</td> <td>品目</td> <td>数量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 必要な事項</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="2104 1157 2733 1310" style="margin-left: auto;"> <tr> <td>担当者</td> <td><u>大東京歯科用品商協同組合</u> <u>千葉県支部</u></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> </table>	納品日時	年 月 日 時 分				引渡場所					供給する 品目及び数量	品目	数量	品目	数量																	その他 必要な事項					担当者	<u>大東京歯科用品商協同組合</u> <u>千葉県支部</u>	連絡先		新規協定
納品日時	年 月 日 時 分																																										
引渡場所																																											
供給する 品目及び数量	品目	数量	品目	数量																																							
その他 必要な事項																																											
担当者	<u>大東京歯科用品商協同組合</u> <u>千葉県支部</u>																																										
連絡先																																											

頁	旧	新																					
		<p style="text-align: center;"><u><連絡責任者届></u></p> <p>【鎌ヶ谷市】 <u>連絡責任者</u></p> <table border="1" data-bbox="1531 310 2383 674"> <tr> <td><u>役職・氏名</u></td> <td>健康増進課長 菅井 智美</td> </tr> <tr> <td><u>T E L</u></td> <td>047-445-1141(内)727</td> </tr> <tr> <td><u>携 帯</u></td> <td>070-5571-0090</td> </tr> <tr> <td><u>F A X</u></td> <td>047-445-8261</td> </tr> <tr> <td><u>E - M A I L</u></td> <td>hokenyobou@city.kamagaya.chiba.jp</td> </tr> </table> <p><u>勤務時間及び休日</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>勤務時間</u> : 8:30 ~ 17:15 ・ <u>休 日</u> : 土・日曜日、祝祭日 <p>(休日及び時間外は守衛が対応します)</p> <p>【大東京歯科用品商協同組合千葉県支部】 <u>連絡責任者</u></p> <table border="1" data-bbox="1531 972 2383 1339"> <tr> <td><u>役職・氏名</u></td> <td>大東京歯科用品商協同組合 千葉県支部長 山田 敏昭</td> </tr> <tr> <td><u>T E L</u></td> <td>04-7092-0537</td> </tr> <tr> <td><u>携 帯</u></td> <td>090-3068-3379</td> </tr> <tr> <td><u>F A X</u></td> <td>04-7093-4268</td> </tr> <tr> <td><u>E - M A I L</u></td> <td>Wishyouwerehere4.2@i.softbank.jp(携帯) Yamada11.18@ion.ocn.ne.jp(パソコン)</td> </tr> </table> <p><u>勤務時間及び休日</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>勤務時間</u> : 9:00 ~ 18:00 ・ <u>休 日</u> : 土・日曜日、祝祭日 	<u>役職・氏名</u>	健康増進課長 菅井 智美	<u>T E L</u>	047-445-1141(内)727	<u>携 帯</u>	070-5571-0090	<u>F A X</u>	047-445-8261	<u>E - M A I L</u>	hokenyobou@city.kamagaya.chiba.jp	<u>役職・氏名</u>	大東京歯科用品商協同組合 千葉県支部長 山田 敏昭	<u>T E L</u>	04-7092-0537	<u>携 帯</u>	090-3068-3379	<u>F A X</u>	04-7093-4268	<u>E - M A I L</u>	Wishyouwerehere4.2@i.softbank.jp (携帯) Yamada11.18@ion.ocn.ne.jp (パソコン)	新規協定
<u>役職・氏名</u>	健康増進課長 菅井 智美																						
<u>T E L</u>	047-445-1141(内)727																						
<u>携 帯</u>	070-5571-0090																						
<u>F A X</u>	047-445-8261																						
<u>E - M A I L</u>	hokenyobou@city.kamagaya.chiba.jp																						
<u>役職・氏名</u>	大東京歯科用品商協同組合 千葉県支部長 山田 敏昭																						
<u>T E L</u>	04-7092-0537																						
<u>携 帯</u>	090-3068-3379																						
<u>F A X</u>	04-7093-4268																						
<u>E - M A I L</u>	Wishyouwerehere4.2@i.softbank.jp (携帯) Yamada11.18@ion.ocn.ne.jp (パソコン)																						

頁	旧	新	
資-2-204		<p>資-2-68 <u>災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定書</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この協定は、鎌ケ谷市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、避難者に同行する動物による避難所等における人への危害の防止及び避難所等の環境衛生の維持等を図るため、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社ケーヨー（以下「乙」という。）との間において、当該動物の避難所等における飼育管理に関する支援協力体制について定めるものである。</p> <p><u>(支援の種類)</u></p> <p>第2条 この協定に基づき、乙が実施する支援の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>ペットフード、ペット用トイレ用品、ケージ、首輪、リード、その他避難所等における動物の飼育管理に必要となる物資の提供</u></p> <p>(2) <u>前1号に定めるもののほか、特に要請のあった事項</u></p> <p><u>(支援要請の手続き)</u></p> <p>第3条 甲は、避難所等における動物の飼育管理等を行うに当たり、乙の支援を受けようとする場合には、次の事項を明らかにして書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、その旨を電話等により要請をすることができるものとする。</p> <p>(1) <u>被害の状況</u></p> <p>(2) <u>支援の種類</u></p> <p>(3) <u>支援の具体的な内容及び必要量</u></p> <p>(4) <u>支援を希望する期間</u></p> <p>(5) <u>前各号の規定にかかわらず、甲が必要と認める事項</u></p> <p><u>(支援の実施)</u></p> <p>第4条 乙は、前条の規定により、甲から支援要請を受けたときは、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により連絡するものとする。</p> <p><u>(支援物資の引き渡し等)</u></p> <p>第5条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとし、当該引き渡し場所においては、甲及び乙が物資の種類、数量等を確認後、甲は物資の引き渡しを受けるものとする。</p> <p>2 <u>物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による物資の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。</u></p> <p><u>(経費の負担等)</u></p> <p>第6条 この協定に基づき、乙が甲に供給した物資の費用及びその他必要経費については、甲が負担するものとする。この場合において、物資の対価は、災害の発生した直前の物資の原価を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。</p> <p>2 <u>物資の費用の請求及び支払は、それぞれ遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議の上、定めるものとする。</u></p> <p><u>(災害補償等)</u></p> <p>第7条 この協定の実施により、乙の従業員が死傷し、又は乙が提供した車両が損傷したときは、甲乙協議の上、災害補償等の内容を決定するものとする。</p> <p><u>(有効期間)</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定期間満了日1か月前までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、自動的に更新するものとし、以後も同様とする。</u></p> <p><u>(協議)</u></p> <p><u>第9条 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。</u></p> <p><u>平成30年8月30日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>甲 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号</u> <u>千葉県鎌ヶ谷市</u> <u>鎌ヶ谷市長 清水 聖士</u></p> <p style="text-align: center;"><u>乙 千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号</u> <u>株式会社 ケーヨー</u> <u>代表取締役 醍醐 茂夫</u></p>	

頁	旧	新	
資-2-207		<p><u>資-2-69 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書</u></p> <p><u>鎌ヶ谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人南台五光福祉協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この協定は、災害発生時に要配慮者が避難所生活に支障が生じないように、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（受入れの対象者）</u></p> <p><u>第2条 受け入れの対象となる者は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持する者で、甲があらかじめ指定する避難所での生活が困難であると判断した要配慮者及びその家族（介助者を含む。以下「要配慮者等」という。）とする。</u></p> <p><u>（指定する施設）</u></p> <p><u>第3条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所に指定する施設は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>（管理運営）</u></p> <p><u>第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。</u></p> <p><u>（1） 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援</u></p> <p><u>（2） 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保</u></p> <p><u>（3） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求</u></p> <p><u>2 甲は、福祉避難所の運営に必要な物資・器材の調達に努めるものとする。</u></p> <p><u>（手続）</u></p> <p><u>第5条 この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。</u></p> <p><u>2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、甲からの要請に基づき、要配慮者等を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。</u></p> <p><u>（運営期間等）</u></p> <p><u>第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。</u></p> <p><u>2 甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、乙が本来目的の活動を再開できるように、協力するものとする。</u></p> <p><u>（費用の清算）</u></p> <p><u>第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。</u></p> <p><u>（1） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）</u></p> <p><u>（2） 要配慮者等に要する食費</u></p> <p><u>（3） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用</u></p> <p><u>2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。</u></p> <p><u>（備蓄）</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>第8条 甲は、福祉避難所で必要となる物資・器材の備蓄に努めるものとし、乙と協議の上、これらを乙の管理する施設の一部に保管できるものとする。</u> <u>(要配慮者の避難手段)</u></p> <p><u>第9条 福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者を移送するものとする。</u> <u>2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。</u> <u>(個人情報の保護)</u></p> <p><u>第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等の固有の情報を漏らしてはならない。</u> <u>2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。</u> <u>(権利義務の譲渡等の制限)</u></p> <p><u>第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。</u> <u>(関係書類の保管)</u></p> <p><u>第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後5年間保管しなければならない。</u> <u>(1) 要配慮者等の氏名・滞在期間等</u> <u>(2) 要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等</u> <u>(3) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用</u> <u>(協定の解除)</u></p> <p><u>第13条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。</u> <u>(有効期間)</u></p> <p><u>第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。</u> <u>ただし、期間満了の2月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年自動更新されるものとする。</u> <u>(その他)</u></p> <p><u>第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。</u></p> <p><u>平成30年9月13日</u></p> <p style="text-align: right;">(甲) 所在地 <u>鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号</u> <u>名称 鎌ケ谷市</u> <u>代表者職氏名 鎌ケ谷市長 清水 聖 士</u></p> <p style="text-align: right;">(乙) 所在地 <u>鎌ケ谷市中沢字南台311番地の1</u> <u>名称 社会福祉法人 南台五光福祉協会</u> <u>代表者職氏名 理事長 村 越 祐 民</u></p>	

頁	旧	新							
		<p data-bbox="1466 216 1525 247">別表</p> <p data-bbox="1952 306 2249 338" style="text-align: center;"><u>福祉避難所協定締結施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1466 432 2665 646"> <thead> <tr> <th data-bbox="1466 432 1801 520" style="text-align: center;"><u>法人名</u></th> <th data-bbox="1801 432 2044 520" style="text-align: center;"><u>施設名</u></th> <th data-bbox="2044 432 2665 520" style="text-align: center;"><u>住所</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1466 520 1801 646"> 社会福祉法人 南台五光福祉協会 </td> <td data-bbox="1801 520 2044 646" style="text-align: center;"> <u>もくせい園</u> </td> <td data-bbox="2044 520 2665 646" style="text-align: center;"> <u>鎌ヶ谷市中沢字南台311-1</u> </td> </tr> </tbody> </table>	<u>法人名</u>	<u>施設名</u>	<u>住所</u>	社会福祉法人 南台五光福祉協会	<u>もくせい園</u>	<u>鎌ヶ谷市中沢字南台311-1</u>	新規協定
<u>法人名</u>	<u>施設名</u>	<u>住所</u>							
社会福祉法人 南台五光福祉協会	<u>もくせい園</u>	<u>鎌ヶ谷市中沢字南台311-1</u>							

頁	旧	新	
		<p><u>別記 個人情報取扱特記事項</u></p> <p><u>(基本的事項)</u></p> <p><u>第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。</u></p> <p><u>(個人情報の漏えい防止及び事故防止)</u></p> <p><u>第2 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(再委託の禁止)</u></p> <p><u>第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。</u></p> <p><u>(目的外使用及び第三者への提供の禁止)</u></p> <p><u>第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。</u></p> <p><u>(複写及び複製の禁止)</u></p> <p><u>第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</u></p> <p><u>(事故発生時における報告義務)</u></p> <p><u>第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。</u></p> <p><u>この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u></p> <p><u>(立入検査等)</u></p> <p><u>第7 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。</u></p> <p><u>(提供資料の返還義務)</u></p> <p><u>第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。</u></p> <p><u>ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。</u></p> <p><u>(秘密の保持)</u></p> <p><u>第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u></p> <p><u>(従事者への周知)</u></p> <p><u>第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。</u></p> <p><u>(契約の解除及び損害賠償)</u></p> <p><u>第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
資-2-213		<p>資-2-70 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書</p> <p><u>鎌ヶ谷市（以下「甲」という。）と水戸市（以下「乙」という。）は東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害」という。）における水戸市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（平成27年3月策定）（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行う、水戸市民の甲への県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。</u></p> <p><u>（県外広域避難の基本的事項）</u></p> <p><u>第2条 原子力災害時において、水戸市民の生命又は身体を災害から保護するため、乙が県外広域避難の必要があると認めるときは、甲は、自らが被災するなど、正当な理由がある場合を除き、水戸市民を受け入れるものとする。</u></p> <p><u>2 水戸市民を受け入れる場所は、甲の指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部（以下「避難所」という。）とする。</u></p> <p><u>3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙は速やかに甲から避難所の運営の移管を受ける。</u></p> <p><u>4 県外広域避難の実施に当たっては、乙は、茨城県及び千葉県と連携し、甲の負担が過大とならないよう配慮する。</u></p> <p><u>（県外広域避難の受入要請等）</u></p> <p><u>第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び千葉県に報告するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の受入要請は、原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書（様式1）により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。</u></p> <p><u>3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに受入準備を開始する。</u></p> <p><u>（受入期間）</u></p> <p><u>第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、乙が茨城県及び千葉県並びに甲と協議して決定する。</u></p> <p><u>（避難退域時検査（スクリーニング）等）</u></p> <p><u>第5条 県外広域避難を実施する水戸市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止及び水戸市民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。</u></p> <p><u>（必要物資等）</u></p> <p><u>第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し、確保する。</u></p> <p><u>2 前項の必要物資が不足する場合は、乙は、甲に対し、必要物資の一部を貸与し、又は提供してもらうよう要請することができる。</u></p> <p><u>（費用の負担）</u></p> <p><u>第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。</u></p> <p><u>2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>し、当該費用について、一時的に繰替えの支弁を求めることができる。</u></p> <p><u>(情報の交換)</u></p> <p><u>第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。</u></p> <p><u>(連絡責任者等)</u></p> <p><u>第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。また、原子力災害における連絡体制（様式2）を整え、毎年度更新する。</u></p> <p><u>(相互応援)</u></p> <p><u>第10条 乙は、甲が被災し、復旧のための支援など、応援を必要とする場合においては、全面的に甲に対する支援を行うものとする。</u></p> <p><u>(協議事項)</u></p> <p><u>第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。</u></p> <p><u>(有効期間)</u></p> <p><u>第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。</u></p> <p><u>2 前項の期間満了の日の3か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定の終了の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間、本協定を延長するものとし、以後も同様とする。</u></p> <p><u>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。</u></p> <p><u>平成30年10月31日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>鎌ヶ谷市</u> <u>甲 鎌ヶ谷市長 清水 聖士</u></p> <p style="text-align: center;"><u>水戸市</u> <u>乙 水戸市長 高橋 靖</u></p>	

頁	旧	新													
		<p>様式1 (第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鎌ヶ谷市長 ○○ ○○ 様</p> <p style="text-align: right;">水戸市長</p> <p style="text-align: center;">原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書</p> <p>災害発生により下記のとおり要請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>[災害発生日時]</u></td> <td>年 月 日 , 午前・午後 時 分</td> </tr> <tr> <td><u>[災害の状況]</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>[要請する理由]</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>[要請する内容]</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>[備考]</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>[送信者]</u></td> <td> 連絡担当課： 氏 名： 電 話： F A X： 携 帯 電 話： </td> </tr> </table>	<u>[災害発生日時]</u>	年 月 日 , 午前・午後 時 分	<u>[災害の状況]</u>		<u>[要請する理由]</u>		<u>[要請する内容]</u>		<u>[備考]</u>		<u>[送信者]</u>	連絡担当課： 氏 名： 電 話： F A X： 携 帯 電 話：	新規協定
<u>[災害発生日時]</u>	年 月 日 , 午前・午後 時 分														
<u>[災害の状況]</u>															
<u>[要請する理由]</u>															
<u>[要請する内容]</u>															
<u>[備考]</u>															
<u>[送信者]</u>	連絡担当課： 氏 名： 電 話： F A X： 携 帯 電 話：														

頁	旧	新																																																									
		<p>様式2（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">原子力災害における連絡体制</p> <p>【鎌ヶ谷市】</p> <table border="1" data-bbox="1516 310 2597 661"> <tr><td>所属名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>電話 1</td><td></td></tr> <tr><td>電話 2</td><td></td></tr> <tr><td>携帯電話（非公開）</td><td></td></tr> <tr><td>衛星携帯電話（非公開）</td><td></td></tr> <tr><td>F A X</td><td></td></tr> <tr><td>電子メール</td><td></td></tr> <tr><td>責任者</td><td></td></tr> </table> <p>休日・夜間緊急連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1516 735 2597 955"> <tr><td>連絡先 1</td><td></td></tr> <tr><td>電話 1</td><td></td></tr> <tr><td>連絡先 2</td><td></td></tr> <tr><td>電話 2</td><td></td></tr> <tr><td>特記事項等</td><td></td></tr> </table> <p>【水戸市】</p> <table border="1" data-bbox="1516 1029 2597 1379"> <tr><td>所属名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>電話 1</td><td></td></tr> <tr><td>電話 2</td><td></td></tr> <tr><td>携帯電話（非公開）</td><td></td></tr> <tr><td>衛星携帯電話（非公開）</td><td></td></tr> <tr><td>F A X</td><td></td></tr> <tr><td>電子メール</td><td></td></tr> <tr><td>責任者</td><td></td></tr> </table> <p>休日・夜間緊急連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1516 1453 2597 1673"> <tr><td>連絡先 1</td><td></td></tr> <tr><td>電話 1</td><td></td></tr> <tr><td>連絡先 2</td><td></td></tr> <tr><td>電話 2</td><td></td></tr> <tr><td>特記事項等</td><td></td></tr> </table>	所属名		所在地		電話 1		電話 2		携帯電話（非公開）		衛星携帯電話（非公開）		F A X		電子メール		責任者		連絡先 1		電話 1		連絡先 2		電話 2		特記事項等		所属名		所在地		電話 1		電話 2		携帯電話（非公開）		衛星携帯電話（非公開）		F A X		電子メール		責任者		連絡先 1		電話 1		連絡先 2		電話 2		特記事項等		新規協定
所属名																																																											
所在地																																																											
電話 1																																																											
電話 2																																																											
携帯電話（非公開）																																																											
衛星携帯電話（非公開）																																																											
F A X																																																											
電子メール																																																											
責任者																																																											
連絡先 1																																																											
電話 1																																																											
連絡先 2																																																											
電話 2																																																											
特記事項等																																																											
所属名																																																											
所在地																																																											
電話 1																																																											
電話 2																																																											
携帯電話（非公開）																																																											
衛星携帯電話（非公開）																																																											
F A X																																																											
電子メール																																																											
責任者																																																											
連絡先 1																																																											
電話 1																																																											
連絡先 2																																																											
電話 2																																																											
特記事項等																																																											

頁	旧	新	
資-2-218		<p><u>資-2-71 災害時用医薬品等の管理及び供給に関する協定</u></p> <p><u>鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、医療法人社団東邦鎌谷病院（以下「乙」という。）は、災害時用医薬品等（以下「医薬品等」という。）の管理及び供給に関する協定を次のとおり締結する。</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この協定は、鎌ケ谷市において地震、風水害等の大規模災害や感染症の蔓延等が発生した場合又はこれらの事態が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に備えて、甲が確保した医薬品等を乙が管理し、災害時等に甲に対して供給するために必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（医薬品等の管理）</u></p> <p><u>第2条 乙が管理する医薬品等は、別途、甲乙協議のうえ定めるものとする。</u></p> <p><u>2 甲は、前項により確保した医薬品等を乙の所有する施設で管理することを依頼する。</u></p> <p><u>3 前条に規定する乙による管理は、次の各号に定めるものとする。</u></p> <p><u>（1）医薬品等の使用期限を確認し、期限の超過がないよう医薬品等を調達し、入替を行うこと。なお、入替に該当する医薬品等は、乙が使用することを可とする。</u></p> <p><u>（2）災害時等に甲が使用することができるよう、甲が確保した規格及び数量と同等の医薬品等を確保すること。</u></p> <p><u>（3）医薬品等の自主回収に伴う手続きを行うこと。</u></p> <p><u>（4）薬価削除に伴い医薬品等に変更が生じたときは、甲乙協議のうえ内容の変更を行うこと。</u></p> <p><u>（5）その他、双方の協議の上、必要と認められること。</u></p> <p><u>（供給医薬品等の範囲）</u></p> <p><u>第3条 甲が乙に供給要請をすることのできる医薬品等は、前条により備蓄したものとする。</u></p> <p><u>（供給の要請及び手続）</u></p> <p><u>第4条 甲は、乙に対して前条に定める医薬品等の供給を要請するときは、必要な事項を記載した「医薬品等供給要請書（第1号様式）（以下、「要請書」という。）」により行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の要請は、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請することができるものとし、事後に遅滞なく要請書を提出するものとする。</u></p> <p><u>（供給の実施）</u></p> <p><u>第5条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、被災状況等を考慮の上、甲の要請事項を可能な限り、速やかに実施し、その実施状況を甲に連絡するものとする。</u></p> <p><u>2 前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに供給見込みについて、甲に連絡するものとする。</u></p> <p><u>（医薬品等の引渡）</u></p> <p><u>第6条 乙は、第4条により甲が要請した医薬品等を供給するにあたっては、「医薬品等供給完了報告書（第2号様式）（以下、「報告書」という。）」に記載し、甲は報告書と供給された医薬品等を確認のうえ、これを引き取るものとする。</u></p> <p><u>2 甲は、必要に応じ乙に対して、第4条により要請した医薬品等の運搬について協力を求めることができるものとする。</u></p> <p><u>3 甲は、乙が前項の規定による医薬品等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>(費用負担等)</u></p> <p><u>第7条 第4条の規定による要請に基づき供給した医薬品等の確保は乙が行うものとし、その代金は甲が支払う。</u></p> <p><u>2 甲は、前項の代金のほか、乙が指定された場所まで医薬品等を運搬した場合の経費を負担するものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、医薬品等を確保したときは、甲に対し、速やかに文書により費用を請求する。</u></p> <p><u>4 甲は、前項の請求を受けたときは、速やかに費用を乙に支払うものとする。</u></p> <p><u>(連絡手段等)</u></p> <p><u>第8条 甲及び乙は、本協定に定める事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相互に文書により報告するものとする。また、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。</u></p> <p><u>(有効期間)</u></p> <p><u>第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を終了する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以降においても同様とする。</u></p> <p><u>(協議)</u></p> <p><u>第10条 この協定に定めのない事項、及びこの協定について疑義が生じた事項等については、甲乙協議の上、定めるものとする。</u></p> <p><u>この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方が記名押印の上、各自1通を保有する。</u></p> <p><u>令和 2年 3月30日</u></p> <p style="text-align: right;"><u>甲 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号</u> <u>鎌ヶ谷市</u> <u>鎌ヶ谷市長 清水 聖士</u></p> <p style="text-align: right;"><u>乙 千葉県鎌ヶ谷市栗野594番地</u> <u>医療法人社団 東邦鎌谷病院</u> <u>病院長 高安 勤</u></p>	

頁	旧	新	
資-2-220		<p><u>資-2-72 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定</u></p> <p><u>鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム千葉 東関東局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 本協定は、鎌ケ谷市に「鎌ケ谷市地域防災計画」が扱う対象とする地震、風水害及び大規模事故災害等が発生した場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。</u></p> <p><u>（協力事項）</u></p> <p><u>第2条 乙は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。</u></p> <p><u>（1）乙の社員及び関係者による人的支援</u></p> <p><u>（2）乙の保有する車両及び物資等の提供</u></p> <p><u>（3）その他甲又は乙が必要と認めた事項</u></p> <p><u>（協力要請の手続き）</u></p> <p><u>第3条 甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、前条の規定による協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信等により、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。</u></p> <p><u>（協力の実施）</u></p> <p><u>第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 乙は、前条の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信等により、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。</u></p> <p><u>（守秘義務）</u></p> <p><u>第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知り得た相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。</u></p> <p><u>（経費の負担）</u></p> <p><u>第6条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。</u></p> <p><u>（服務）</u></p> <p><u>第7条 甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。</u></p> <p><u>（災害補償）</u></p> <p><u>第8条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。</u></p> <p><u>（車両保険の取り扱い）</u></p> <p><u>第9条 乙は乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>しかかる費用については、全て乙の負担とする。</u></p> <p><u>(連絡担当者)</u></p> <p><u>第10条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。</u></p> <p><u>(平常時の活動)</u></p> <p><u>第11条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 防災に関する計画等必要な情報の交換</u></p> <p><u>(2) 甲の行う防災訓練等への参加</u></p> <p><u>(3) 「協力体制に関する報告書」に基づく、乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する、甲への情報提供</u></p> <p><u>(4) その他災害時に協力が必要な事項</u></p> <p><u>(有効期間)</u></p> <p><u>第12条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。</u></p> <p><u>本協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。</u></p> <p><u>令和2年7月1日</u></p> <p style="text-align: right;"><u>甲 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号</u> <u>鎌ケ谷市</u> <u>鎌ケ谷市長 清水 聖士</u></p> <p style="text-align: right;"><u>乙 千葉県柏市名戸ケ谷900番1号</u> <u>株式会社ジェイコム千葉 東関東局</u> <u>局長 植田 和宏</u></p>	

頁	旧	新	
資-2-223		<p><u>資-2-73 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書</u></p> <p><u>鎌ヶ谷市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生したとき又はそのおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力して鎌ヶ谷市域内における第4条に規定する業務（以下「緊急輸送等」という。）を円滑に行うことにより、災害による被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>（協力義務）</u></p> <p><u>第2条 乙は、甲から緊急輸送等の要請を受けたときは、やむをえない事由のない限り、通常業務に優先して緊急輸送等を行うものとする。</u></p> <p><u>（協力要請）</u></p> <p><u>第3条 甲は、乙に対し、緊急輸送等を要請する場合は、要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX、メール、口頭等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。</u></p> <p><u>2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>（緊急輸送等）</u></p> <p><u>第4条 乙は、災害発生時等において、次の業務を行う。</u></p> <p><u>（1） 甲の職員等の輸送業務</u></p> <p><u>（2） 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号）の輸送業務</u></p> <p><u>（3） 災害による傷病者、帰宅困難者等の輸送業務</u></p> <p><u>（4） 災害応急対策に必要な要員及び資器材等の輸送業務</u></p> <p><u>（5） 被害状況の情報収集及び情報提供に関する業務</u></p> <p><u>（6） 乙の会員が保有する井戸の水を提供する業務</u></p> <p><u>（7） その他甲が必要と認めた業務</u></p> <p><u>（情報提供等）</u></p> <p><u>第5条 甲及び乙は、緊急輸送等を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の提供は、電話、FAX、メール、口頭、甲が設置する無線機等及び乙が設置、管理するカメラ、サイネージ等により行うものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、甲に対し、カメラ等により撮影した映像を提供するとともに、甲において当該動画を閲覧するために必要となるIDを発行するものとする。</u></p> <p><u>4 乙は、甲と調整のうえ市民等に対し、サイネージ等により災害情報、避難者誘導等の情報提供を行うものとする。</u></p> <p><u>（業務報告）</u></p> <p><u>第6条 乙は、緊急輸送等を実施したときは、当該業務終了後、速やかに報告書（様式2）により甲へ報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX、メール、口頭等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>(協力体制)</u></p> <p><u>第7条 乙は、緊急輸送等に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>3 甲は、乙が緊急輸送等に使用する車両等について、関係機関への緊急車両等の認定手続を行うものとする。</u></p> <p><u>4 乙は、毎年度、緊急輸送等に使用することのできる車両等の台数について、甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>(費用負担等)</u></p> <p><u>第8条 緊急輸送等に要した費用は、甲が負担するものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する費用の額は、緊急輸送等を行った時点における適正価格を基準として、第6条の規定による報告に基づき、甲及び乙の協議により決定するものとする。</u></p> <p><u>(災害補償等)</u></p> <p><u>第9条 緊急輸送等の実施により、乙の会員の運転手等が死傷し、又は緊急輸送等に使用した車両等が損傷したときは、甲乙協議の上、災害補償等の内容を決定するものとする。</u></p> <p><u>(有効期間)</u></p> <p><u>第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から何らの申出がない場合には、さらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。</u></p> <p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p><u>第11条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(協議)</u></p> <p><u>第12条 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。</u></p> <p><u>令和2年9月16日</u></p> <p style="text-align: right;">甲 <u>鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号</u> 鎌ヶ谷市 鎌ヶ谷市長 清水 聖士</p> <p style="text-align: right;">乙 <u>船橋市本町7丁目1番1号</u> 一般社団法人千葉県タクシー協会 京葉支部 支部長 武藤 厚</p>	

頁	旧	新	
資-2-225		<p><u>資-2-74 上水道における自主防災組織による消火栓の使用に関する覚書</u></p> <p><u>千葉県（以下「甲」という。）鎌ケ谷市（以下「乙」という。）は、上水道における自主防災組織による消火栓の使用に関し、次のとおり覚書を締結する。</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 この覚書は、乙が認めた自主防災組織が消防活動のための水源として、甲が所管する消火栓を使用することについて基本的な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（用語の定義）</u></p> <p><u>第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1）配水管とは、甲が所管する水道管で、甲の給水区域への配水を目的として布設されたものをいう。</u></p> <p><u>（2）消火栓とは、配水管に設置された公共の消防のための水栓で、甲が所管する施設をいう。</u></p> <p><u>（3）自主防災組織とは、乙の市内の自治会、町会等の単位で自主防災を目的として結成された団体であり、乙が自主防災組織として認めたものをいう。</u></p> <p><u>（4）使用者とは、第4条第1項の規定により消火栓を使用することにより消防活動を行う者をいう。</u></p> <p><u>（5）訓練演習とは、使用者が消火栓を使用して実施する消防訓練等をいう。</u></p> <p><u>（消火栓の設置等に係る情報提供）</u></p> <p><u>第3条 甲は、消火栓の新設、撤去又は移設のための工事を行った場合には、当該消火栓に関する情報を乙に通知するものとする。</u></p> <p><u>（消火栓の使用）</u></p> <p><u>第4条 甲は、乙が自主防災組織に訓練演習及び消火のために消火栓を使用させることを認めるものとする。</u></p> <p><u>2 乙は、自主防災組織による消火栓の使用にあたって、配水管内の水質の保全及び甲の所管する水道施設の維持管理に支障を来たさないよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、自主防災組織に消火栓を使用させた場合は使用件数及び使用水量を甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>4 乙は、自主防災組織に訓練演習で消火栓を使用させる場合には、事前に甲へ協議するものとする。</u></p> <p><u>（料金）</u></p> <p><u>第5条 甲は、第4条第1項の規定により使用した場合の水道料金は免除するものとする。</u></p> <p><u>（費用の負担及び補償）</u></p> <p><u>第6条 消火栓の設置費及び維持管理費は、乙が負担するものとする。</u></p> <p><u>2 乙は、第4条第1項の規定により自主防災組織に使用させたことにより消火栓を破損させた場合にあっては、原則として、その修繕費用を甲に補償するものとする。</u></p> <p><u>（使用者又は第三者に及ぼした損害）</u></p> <p><u>第7条 第4条第1項の規定により自主防災組織に使用させたことにより、使用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、原則として、乙がその損害を補償しなければならない。</u></p> <p><u>（実施細目）</u></p> <p><u>第8条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。</u></p> <p><u>（雑則）</u></p> <p><u>第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。</u></p> <p><u>（附則）</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>この覚書は、覚書締結の日から摘要する。</u></p> <p><u>この覚書を証するため、この覚書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。</u></p> <p><u>令和2年10月1日</u></p> <p>甲 <u>千葉市花見川区幕張町5丁目417番地24</u> <u>千葉県</u> <u>千葉県企業局長 岡本 和貴</u></p> <p>乙 <u>鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号</u> <u>鎌ヶ谷市</u> <u>鎌ヶ谷市長 清水 聖士</u></p>	

頁	旧	新	
資-2-228		<p><u>資-2-75 鎌ヶ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社）</u></p> <p><u>鎌ヶ谷市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、つぎのとおり協定を締結する。</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、市民サービスの向上を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>（連携事項）</u></p> <p><u>第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。</u></p> <p><u>（1） 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合</u></p> <p><u>（2） 道路の異状を発見した場合</u></p> <p><u>（3） 不法投棄が疑われる廃棄物を発見した場合</u></p> <p><u>（4） 災害発生時における協力に関すること</u></p> <p><u>（5） 安全・安心な暮らしの実現に関すること</u></p> <p><u>（6） 地域経済活性化に関すること</u></p> <p><u>（7） 未来を担う子どもの育成に関すること</u></p> <p><u>（8） その他、地域の活性化・市民サービス向上に関すること</u></p> <p><u>2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的な協議を行うものとする。この場合において、具体的な協力内容については、甲乙合意のうえ、覚書等により決定する。</u></p> <p><u>（協力郵便局）</u></p> <p><u>第3条 本協定の協力郵便局は、別表に定める郵便局とする。</u></p> <p><u>（協定内容の変更）</u></p> <p><u>第4条 甲又は乙の本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（免責）</u></p> <p><u>第5条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力をしなかった場合のいずれかにおいても、その責任を負わないものとする。</u></p> <p><u>（守秘義務）</u></p> <p><u>第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承認なしに第三者に開示又は提供してはならない。</u></p> <p><u>2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持責任を負うものとする。</u></p> <p><u>（有効期間）</u></p> <p><u>第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出が無い場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。</u></p> <p><u>（協議）</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>第8条 本協定にさだめのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、<u>甲乙協議のうえ、決定するものとする。</u></u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>本協定の締結により、以下の協定は廃止する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害時における鎌ヶ谷郵便局、特定郵便局鎌ヶ谷部会、鎌ヶ谷市間の協力に関する覚書（平成9年12月18日）</u> ・ <u>鎌ヶ谷市防災行政無線（MCA無線）の設置等に関する協定書（平成23年3月31日）</u> ・ <u>鎌ヶ谷市地域見守り事業の協力に関する協定書（平成27年3月19日）</u> ・ <u>道路損傷等についての情報提供に関する協定書（平成27年3月19日）</u> <p><u>本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。</u></p> <p><u>令和3年3月22日</u></p> <p style="text-align: right;"> <u>甲 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号</u> <u>鎌ヶ谷市</u> <u>鎌ヶ谷市長 清水 聖 士</u> </p> <p style="text-align: right;"> <u>乙 千葉県鎌ヶ谷市右京塚13番26号</u> <u>日本郵便株式会社</u> <u>鎌ヶ谷郵便局長 加藤 隆 光</u> </p>	

頁	旧	新	
		<p><u>資料-2-76 鎌ケ谷市防災行政無線（IP無線）の設置等に関する覚書（日本郵便株式会社）</u></p> <p><u>鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、鎌ケ谷市地域防災計画に基づく災害対策に関し、相互に緊密な連絡を図り、災害から市民の生命及び財産を守るため、鎌ケ谷市防災行政無線（IP無線）の設置及び管理運営に関して次のとおり覚書を交換する。</u></p> <p><u>（IP無線の設置）</u></p> <p><u>第1条 乙は、第5条に掲げるIP無線の無線設備を乙の所有する施設内に設置するものとする。なお、設置場所は甲乙協議のうえ決定する。</u></p> <p><u>（IP無線の経費負担）</u></p> <p><u>第2条 IP無線の設置に関する費用は、甲の負担とする。</u></p> <p><u>（設置場所の無償提供）</u></p> <p><u>第3条 IP無線の設置場所の使用料は、無償とする。</u></p> <p><u>（設置場所の変更）</u></p> <p><u>第4条 乙は、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由を提示し協議するものとする。</u></p> <p><u>（設置するIP無線の無線設備）</u></p> <p><u>第5条 設置するIP無線の無線設備は、ハンディ型無線機とする。</u></p> <p><u>（設置するIP無線設備維持管理）</u></p> <p><u>第6条 設置した無線設備の維持管理、保守点検及び修理は、甲が行うものとする。</u></p> <p><u>（電力料の負担）</u></p> <p><u>第6条 設置した無線設備の運用に要する電気料は、乙が負担する。</u></p> <p><u>（有効期限）</u></p> <p><u>第7条 本覚書の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出が無い場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、本覚書を更新するものとし、以降もまた同様とする。ただし、協定書が解約された場合は、協定書の有効期限と同様とする。</u></p> <p><u>（協議）</u></p> <p><u>第9条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。</u></p> <p><u>本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。</u></p> <p><u>令和3年3月22日</u></p> <p style="text-align: right;"><u>甲 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号</u> <u>鎌ケ谷市</u> <u>鎌ケ谷市長 清水 聖 士</u></p> <p style="text-align: right;"><u>乙 千葉県鎌ケ谷市右京塚13番26号</u> <u>日本郵便株式会社</u> <u>鎌ケ谷郵便局長 加藤 隆 光</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p>資-2-77 災害発生時における鎌ケ谷市と鎌ケ谷市内郵便局の協力に関する覚書</p> <p><u>鎌ケ谷市(以下「甲」という。)</u>と<u>日本郵便株式会社(以下「乙」という。)</u>は、<u>鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書(以下「協定書」という。)</u>に基づき、<u>鎌ケ谷市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙の鎌ケ谷市内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり覚書を交換する。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第1条 本覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。</u></p> <p><u>(協力要請)</u></p> <p><u>第2条 甲及び乙は、鎌ケ谷市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。</u></p> <p><u>(1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし郵便配達用車両は除く。)</u></p> <p><u>(2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意のうえで作成した避難先リスト等の情報の相互提供</u></p> <p><u>(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動</u></p> <p><u>(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策</u></p> <p><u>ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付</u></p> <p><u>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u></p> <p><u>ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除</u></p> <p><u>エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除</u></p> <p><u>(5) 乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供</u></p> <p><u>(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)</u></p> <p><u>(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い。</u></p> <p><u>(8) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供</u></p> <p><u>(9) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場等としての提供</u></p> <p><u>(10) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったものうち協力できる事項</u></p> <p><u>(協力の実施)</u></p> <p><u>第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。</u></p> <p><u>(経費の負担)</u></p> <p><u>第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。</u></p> <p><u>(災害情報連絡体制の整備)</u></p> <p><u>第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。</u></p> <p><u>(情報の交換)</u></p> <p><u>第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。</u></p> <p><u>(連絡責任者)</u></p> <p><u>第7条 本覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。</u></p> <p><u>甲 鎌ケ谷市 市民生活部長(安全対策課長)</u></p> <p><u>乙 日本郵便株式会社 鎌ケ谷郵便局長(総務課長)</u></p> <p><u>(有効期間)</u></p> <p><u>第8条 本覚書の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、本覚書を更新するものとし、以降もまた同様とする。ただし、協定書が解約された場合は、協定書の有効期限と同様とする。</u></p> <p><u>(協議)</u></p> <p><u>第9条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものと</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>する。</u></p> <p><u>本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとするものとする。</u></p> <p><u>令和3年3月22日</u></p> <p>甲 <u>千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号</u> <u>鎌ケ谷市</u> <u>鎌ケ谷市長 清水 聖士</u></p> <p>乙 <u>千葉県鎌ケ谷市右京塚13番26号</u> <u>日本郵便株式会社</u> <u>鎌ケ谷郵便局長 加藤 隆光</u></p>	

頁	旧	新	
		<p><u>資料-2-78 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）</u></p> <p><u>鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害時における必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、以下の内容で合意し「災害時における物資供給に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。</u></p> <p><u>（要請）</u></p> <p><u>第1条 甲は、鎌ケ谷市内において災害が発生し、又は発生する恐れがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。</u></p> <p><u>3 前項のただし書きの場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。</u></p> <p><u>（協力）</u></p> <p><u>第2条 乙は、甲から前条第1項規定による要請があったときは、当該要請に対し業務に支障のない可能な範囲において協力するものとする。</u></p> <p><u>（物資の範囲及び報告）</u></p> <p><u>第3条 甲が、乙に要請する物資の範囲は、次に掲げるものとする。なお、乙は甲から物資供給の要請を受けたときは、当該物資について供給の可否・供給可能な日時・数量等について甲に報告するものとし、甲乙協議の上で決定するものとする。</u></p> <p><u>（1） 乙が保有する食料品及び生活必需品の物資</u></p> <p><u>（2） その他甲が指定する物資</u></p> <p><u>（物資の引渡し）</u></p> <p><u>第4条 物資の引渡し場所及び引渡し日時は、甲が状況に応じて指定するものとし、当該引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又はその業務委託先（以下総称して「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。</u></p> <p><u>2 甲は前項の引渡し場所において、物資の品目、数量等を確認の上、物資を受領するものとし、受領後は、速やかに乙に書面による受領書を交付するものとする。</u></p> <p><u>（車両の通行）</u></p> <p><u>第5条 甲は、乙等の車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。</u></p> <p><u>（物資等の費用）</u></p> <p><u>第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求書に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。</u></p> <p><u>2 物資の代金は、災害発生の前直前における適正な価格とする。</u></p> <p><u>3 第4条第1項の物資の運搬について、乙が引渡し場所までの運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。</u></p> <p><u>（連絡責任者）</u></p> <p><u>第7条 本協定を円滑に運用するため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。</u></p> <p><u>（協議）</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>第8条 本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>(効力)</u></p> <p><u>第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年9月15日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がないときは、本協定は有効期間満了日の翌日より更に1年間同一条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。</u></p> <p><u>(解約)</u></p> <p><u>第10条 本協定は、解約日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知することで解約することができるものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>甲乙間で平成8年5月1日付で締結された、「協定書」については、本協定をもって失効するものとする。</u></p> <p><u>本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。</u></p> <p><u>令和3年9月15日</u></p> <p style="text-align: right;"> <u>甲 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号</u> <u>鎌ケ谷市</u> <u>鎌ケ谷市長 芝田 裕美</u> </p> <p style="text-align: right;"> <u>乙 東京都千代田区二番町8番地8</u> <u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>代表取締役社長 三枝 富弘</u> </p>	

頁	旧	新	
		<p><u>資料-2-79 災害時における感染症対策等に関する協定書（一般社団法人千葉県ペストコントロール協会）</u></p> <p><u>鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市に大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲に渡る感染症等の発生（以下「大規模災害等の発生」という。）があった場合、感染症の拡大を防ぐため次のとおり協定を締結する。</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この協定は、大規模災害等の発生時に、甲が行う感染症対策に関して、甲及び乙が相互に協力することに対して必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（協力の要請）</u></p> <p><u>第2条 この協定による業務は、次の各号に掲げる活動（以下「防疫活動等」という。）とする。</u></p> <p><u>（1） 水害時の防疫活動</u></p> <p><u>（2） ネズミ等衛生害獣若しくは衛生害虫の駆除</u></p> <p><u>（3） 感染症発生時の消毒活動</u></p> <p><u>（4） その他、甲が必要と認めた作業</u></p> <p><u>2 甲は前号各号に掲げる事項の協力を要請するときは、感染症対策防疫活動要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。</u></p> <p><u>（防疫活動等の実施）</u></p> <p><u>第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、直ちに要請された防疫活動等の実施場所に出勤し、甲の職員の指示により防疫活動等を実施するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、防疫活動等に従事する者は、防疫活動等の実施場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動等を実施するものとする。</u></p> <p><u>（業務報告）</u></p> <p><u>第4条 乙は前条の規定に基づき防疫活動等を実施したときは、感染症対策防疫活動報告書（別記2号様式）以下「報告書」という。）を防疫活動完了の日から2週間以内に提出するものとする。ただし、報告書を2週間以内に提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日、これを提出するものとする。</u></p> <p><u>（経費の負担等）</u></p> <p><u>第5条 第2条の規定によって要した経費は、甲が負担するものとする。</u></p> <p><u>2 甲が負担する経費の価格は、災害の発生の直前における市場の適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、前々項の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。</u></p> <p><u>4 乙が、建築物所有者等の要請により、甲の要請の範囲を超える防疫業務を実施した場合は、その経費は乙が当該要請をした建築物所有者等に請求するものとする。</u></p> <p><u>（損害賠償）</u></p> <p><u>第6条 乙は、防疫活動等に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。</u></p> <p><u>（個人情報の保護）</u></p> <p><u>第7条 乙は、この協定による業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>記事項」を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(連絡体制の整備)</u></p> <p><u>第8条 甲及び乙は、災害等が発生したときに双方が必要とする情報を相互に、かつ、速やかに連絡することができる体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>(有効期間)</u></p> <p><u>第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がない場合には、さらに1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。</u></p> <p><u>(協議)</u></p> <p><u>第10条 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。</u></p> <p><u>令和3年10月1日</u></p> <p style="text-align: right;"> <u>甲 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号</u> <u>鎌ケ谷市</u> <u>鎌ケ谷市長 芝田 裕美</u> </p> <p style="text-align: right;"> <u>乙 千葉市中央区中央三丁目3番1号</u> <u>一般社団法人 千葉県ペストコントロール協会</u> <u>会長 矢代 秀明</u> </p>	

頁	旧	新	
		<p><u>資料-2-80 災害時における停電復旧の連携等に関する協定書（東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社）</u></p> <p><u>鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社（以下「乙」という。）は鎌ケ谷市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧及び事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、市民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して電力復旧等の活動に取り組むことを目的とする。</u></p> <p><u>（連絡体制）</u></p> <p><u>第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。</u></p> <p><u>2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。</u></p> <p><u>（相互協力の範囲）</u></p> <p><u>第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれがもつ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。</u></p> <p><u>2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。</u></p> <p><u>（1） 乙による甲への主な要請</u></p> <p><u>ア 甲が保有する土地や施設について、乙の復旧作業拠点としての使用</u></p> <p><u>イ 停電復旧作業に支障となる障害物除去</u></p> <p><u>ウ 甲が保有する広報手段による停電情報の発信</u></p> <p><u>（2） 甲による乙への主な要請</u></p> <p><u>ア 連絡調整員の派遣</u></p> <p><u>イ 電源車の配備</u></p> <p><u>ウ 停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物除去</u></p> <p><u>エ 乙が保有する広報車等による広報活動</u></p> <p><u>3 甲及び乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請に応じることが困難な事情がない限り、速やかに協力するものとする。</u></p> <p><u>（停電情報及び道路・河川状況の情報共有）</u></p> <p><u>第4条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。</u></p> <p><u>2 甲は、鎌ケ谷市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。</u></p> <p><u>3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。</u></p> <p><u>4 甲は、鎌ケ谷市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。</u></p> <p><u>5 乙は、鎌ケ谷市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。</u></p> <p><u>6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。</u></p> <p><u>（1） 乙が甲に提供する情報</u></p>	新規協定

頁	旧	新	
		<p><u>ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み</u></p> <p><u>イ 知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況</u></p> <p><u>ウ プレスリリースの内容</u></p> <p><u>(2) 甲が乙に提供する情報</u></p> <p><u>ア 知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況、市民等から提供された停電情報</u></p> <p><u>イ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況</u></p> <p><u>ウ 市民等が避難している地域、甲が開設している避難所等</u></p> <p><u>(重要施設の優先復旧)</u></p> <p><u>第5条 鎌ヶ谷市内の電力復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は施設リストを乙に提供する。</u></p> <p><u>(1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等</u></p> <p><u>(2) 避難所等として開設されている施設</u></p> <p><u>(3) 災害対応の中核機能となる市災害対策本部等が存在する施設</u></p> <p><u>2 乙は、電力復旧計画の策定に当たっては、前項各号に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、甲へ報告の上、双方で調整を図る。</u></p> <p><u>(広報活動)</u></p> <p><u>第6条 乙は、鎌ヶ谷市内において停電が発生した場合は、広報車による住民向け広報活動や乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。</u></p> <p><u>2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、市民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。</u></p> <p><u>3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。</u></p> <p><u>(覚書の締結)</u></p> <p><u>第7条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、別に覚書等に定める。</u></p> <p><u>(秘密の保持)</u></p> <p><u>第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。</u></p> <p><u>2 本協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用してはならない。</u></p> <p><u>(協定期間)</u></p> <p><u>第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。</u></p> <p><u>(定めのない事項等)</u></p> <p><u>第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。</u></p> <p><u>本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。</u></p> <p>令和3年11月1日</p>	

頁	旧	新	
		<p>鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号</p> <p>甲 <u>鎌ケ谷市</u></p> <p><u>鎌ケ谷市長 芝田裕美</u></p> <p>船橋市湊町二丁目2番16号</p> <p>乙 <u>東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社</u></p> <p><u>京葉支社長 濱山満</u></p>	

<p>資-4-4</p>	<p>資-4-2 鎌ケ谷市防災行政用無線局管理運用規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づく災害対策に係る防災業務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する鎌ケ谷市防災行政用無線局(以下「無線局」という。)の管理運用について、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令(以下「電波法等関係法令」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。</p> <p>(2) 固定系 固定系親局、固定系遠隔制御装置及び固定系子局の間の通信系をいう。</p> <p>(3) 固定系親局 特定の2以上の固定系子局に対し、同時に同一内容の通報をするため、鎌ケ谷市庁舎(以下「庁舎」という。)に設置する無線局をいう。</p> <p>(4) 固定系遠隔制御装置 庁舎の外の電話線又は庁舎の自営線に接続され、固定系親局の設備を共用し、放送を行う設備をいう。</p> <p>(5) 固定系子局 固定系親局を通信の相手方とする送受信設備をいう。</p> <p>(6) 移動系 移動系基地局及び移動系陸上移動局の間並びに移動系陸上移動局相互間の通信系で400メガヘルツ帯の周波数を使用するものをいう。</p> <p>(7) 移動系基地局 移動系陸上移動局を通信の相手方とする無線局をいう。</p> <p>(8) 移動系陸上移動局 移動系による通信を行うため、陸上を移動中又はその特定しない地点において、停止中に運用する無線局をいう。</p> <p>(9) MCA無線系 MCA無線系陸上移動局相互間の通信系で800メガヘルツ帯の周波数を使用するものをいう。</p> <p><u>(10) MCA無線系陸上移動局 MCA無線系による通信を行うため、陸上を移動中又はその特定しない地点において停止中に半固定型無線機、車載型無線機又は携帯型無線機により運用する無線局をいう。</u></p> <p>(11) 無線系 無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。</p> <p>(12) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、電波法第41条第1項の規定による免許を受けたもののうち、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。</p> <p>(無線局の回線構成)</p> <p>第3条 無線局の回線構成及び設置場所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(無線系の統括管理者)</p> <p>第4条 無線系に統括管理者を置く。</p> <p>2 統括管理者は、無線系の管理、運用の業務を統括し、管理責任者を指揮監督する。</p> <p>3 統括管理者は、防災主管部長をもって充てる。</p> <p>(管理責任者)</p> <p>第5条 無線系に管理責任者を置く。</p> <p>2 管理責任者は、統括管理者の命を受け、無線系の管理、運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。</p> <p>3 管理責任者は、防災主管課長の職にある者を充てる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 次に掲げる部署に管理者を置く。</p> <p>(1) 固定系親局及び移動系基地局の通信操作を行う部署</p> <p>(2) 移動系陸上移動局を配備した部署</p> <p>2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局及び施設等の管理、監督の業務を所掌する。</p> <p>3 管理者は、本庁にあっては当該部署の課長、庁外においてはその長、又はその長に指名された者をもって充てる。</p> <p>(通信取扱責任者)</p> <p>第7条 無線系に通信取扱責任者を置く。</p> <p>2 通信取扱責任者は、管理者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を掌握する。</p> <p>3 通信取扱責任者は、管理責任者が無線従事者の資格を有する者の中から指名する。</p> <p>(無線従事者の配置、養成等)</p> <p>第8条 統括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。</p> <p>2 統括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。</p> <p>3 統括管理者は、無線従事者の現状を把握するため毎年4月1日をもって無線従事者名簿(別記第1号様式)を作成するものとする。</p> <p>(無線従事者の任務)</p> <p>第9条 無線従事者は、無線系に属する無線設備の操作を行うほか、無線設備の操作を行う通信取扱者を指揮監督する。</p> <p>2 同報系親局及び移動系基地局に配置された無線従事者は、無線業務日誌(別記第2号様式)の記載を行うものとする。</p> <p>(通信取扱者)</p> <p>第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。</p> <p>2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。</p> <p>(備付書類等の管理)</p> <p>第11条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。</p>	<p>資-4-2 鎌ケ谷市防災行政用無線局管理運用規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づく災害対策に係る防災業務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する鎌ケ谷市防災行政用無線局(以下「無線局」という。)の管理運用について、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令(以下「電波法等関係法令」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。</p> <p>(2) 同報系 同報系親局、同報系遠隔制御装置及び同報系子局の間の通信系をいう。</p> <p>(3) 同報系親局 特定の2以上の同報系子局に対し、同時に同一内容の通報をするため、鎌ケ谷市庁舎(以下「庁舎」という。)に設置する無線局をいう。</p> <p>(4) 同報系遠隔制御装置 同報系親局と有線で接続された通信設備で、同報系親局の設備を共用し、放送を行う設備をいう。</p> <p>(5) 同報系子局 同報系親局を通信の相手方とする送受信設備をいう。</p> <p>(6) 移動系 移動系基地局及び移動系陸上移動局の間並びに移動系陸上移動局相互間の通信系で400メガヘルツ帯の周波数を使用するものをいう。</p> <p>(7) 移動系基地局 移動系陸上移動局を通信の相手方とする無線局をいう。</p> <p>(8) 移動系陸上移動局 移動系による通信を行うため、陸上を移動中又はその特定しない地点において、停止中に運用する無線局をいう。</p> <p>(9) IP無線系 携帯電話網を使用するものをいう。</p> <p>(10) 無線系 無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。</p> <p>(11) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、電波法第41条第1項の規定による免許を受けたもののうち、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。</p> <p>(無線局の構成)</p> <p>第3条 無線局の構成及び設置場所は、別表のとおりとする。</p> <p>(無線系の統括管理者)</p> <p>第4条 無線系に統括管理者を置く。</p> <p>2 統括管理者は、無線系の管理、運用の業務を統括し、管理責任者を指揮監督する。</p> <p>3 統括管理者は、防災主管部長をもって充てる。</p> <p>(管理責任者)</p> <p>第5条 無線系に管理責任者を置く。</p> <p>2 管理責任者は、統括管理者の命を受け、無線系の管理、運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。</p> <p>3 管理責任者は、防災主管課長の職にある者を充てる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 次に掲げる部署に管理者を置く。</p> <p>(1) 同報系親局及び移動系基地局の通信操作を行う部署</p> <p>(2) 移動系陸上移動局を配備した部署</p> <p>2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局及び施設等の管理、監督の業務を所掌する。</p> <p>3 管理者は、本庁にあっては当該部署の課長、庁外においてはその長、又はその長に指名された者をもって充てる。</p> <p>(通信取扱責任者)</p> <p>第7条 無線系に通信取扱責任者を置く。</p> <p>2 通信取扱責任者は、管理者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を掌握する。</p> <p>3 通信取扱責任者は、管理責任者が無線従事者の資格を有する者の中から指名する。</p> <p>(無線従事者の配置、養成等)</p> <p>第8条 統括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。</p> <p>2 統括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。</p> <p>3 統括管理者は、無線従事者の現状を把握するため毎年4月1日をもって無線従事者名簿(別記第1号様式)を作成するものとする。</p> <p>(無線従事者の任務)</p> <p>第9条 無線従事者は、無線系に属する無線設備の操作を行うほか、無線設備の操作を行う通信取扱者を指揮監督する。</p> <p>2 同報系親局及び移動系基地局に配置された無線従事者は、無線業務日誌(別記第2号様式)の記載を行うものとする。</p> <p>(通信取扱者)</p> <p>第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。</p> <p>2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。</p> <p>(備付書類等の管理)</p> <p>第11条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。</p>	<p>防災行政無線デジタル化</p> <p>MCA無線からIP無線への変更に伴う運用規定改訂</p>
--------------	---	---	--

(備付書類等の管理)
 第11条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。
 2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持するものとする。
 3 通信取扱責任者は、無線従事者選解任届の写しを整理保管するものとする。
 (業務報告)
 第12条 無線局運用の業務報告は、管理責任者の無線業務日誌の査閲によるものとする。
 (無線局の運用)
 第13条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。
 (無線設備の保守点検)
 第14条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。
(1) 毎日点検 管理者が行うものとする。
(2) 毎月点検 本庁にあっては通信取扱責任者、庁外にあっては管理者が行うものとする。
(3) 毎年点検 電波法に基づく点検の他、必要な事項を保守点検委託により行うものとする。
2 点検項目については、別表第2のとおりとする。
3 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。
4 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。
 (通信訓練)
 第15条 統括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次の各号に掲げる通信訓練の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより定期的な通信訓練を行うものとする。
 (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 1年に1回
 (2) 定期通信訓練 半年に1回
 2 通信訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練並びに移動系及びMCA無線系による情報収集、訓練並びに伝達訓練を重点として行うものとする。
 (研修)
 第16条 統括管理者は、無線従事者及び通信取扱者に対して電波法等関係法令及び無線機の取扱要領等の研修を毎年1回以上行うものとする。
 (移動系陸上移動局の管理)
 第17条 移動系陸上移動局の無線設備の管理については、別に定める。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持するものとする。
 3 通信取扱責任者は、無線従事者選解任届の写しを整理保管するものとする。
 (業務報告)
 第12条 無線局運用の業務報告は、管理責任者の無線業務日誌の査閲によるものとする。
 (無線局の運用)
 第13条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。
 (無線設備の保守点検)
 第14条 管理責任者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、別に定める点検内容に基づき、定期的に整備点検を行うものとする。

 (通信訓練)
 第15条 統括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次の各号に掲げる通信訓練の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより定期的な通信訓練を行うものとする。
 (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 1年に1回
 (2) 定期通信訓練 半年に1回
 2 通信訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練並びに移動系及びIP無線系による情報収集訓練並びに伝達訓練を重点として行うものとする。
 (研修)
 第16条 統括管理者は、無線従事者及び通信取扱者に対して電波法等関係法令及び無線機の取扱要領等の研修を毎年1回以上行うものとする。
 (移動系陸上移動局の管理)
 第17条 移動系陸上移動局の無線設備の管理については、別に定める。

頁	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	<p>別表第1（第3条関係） 1 固定系 (1) 固定系親局及び固定系遠隔制御装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼出名称</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>鎌ケ谷市役所</td> <td>新鎌ケ谷二丁目6番1号</td> <td>固定系親局</td> </tr> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>安全対策課</td> <td>新鎌ケ谷二丁目6番1号</td> <td>固定系遠隔制御装置</td> </tr> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>鎌ケ谷消防署</td> <td>初富928番地の472</td> <td>固定系遠隔制御装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 固定系子局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>西佐津間1丁目公園</td><td>西佐津間一丁目208番の3</td></tr> <tr><td>2</td><td>山王下</td><td>佐津間908番地の2</td></tr> <tr><td>3</td><td>北部公民館</td><td>佐津間631番地</td></tr> <tr><td>4</td><td>北部小学校</td><td>栗野735番地</td></tr> <tr><td>5</td><td>鎌ケ谷消防署</td><td>初富928番地の472</td></tr> <tr><td>6</td><td>軽井沢</td><td>軽井沢2087番地の2</td></tr> <tr><td>7</td><td>お堂</td><td>軽井沢2029番地の1</td></tr> <tr><td>8</td><td>第三中学校</td><td>栗野450番地</td></tr> <tr><td>9</td><td>木刈橋公民館</td><td>北初富7番30号</td></tr> <tr><td>10</td><td>第5分団</td><td>初富204番地の1</td></tr> <tr><td>11</td><td>西部小学校</td><td>初富110番地</td></tr> <tr><td>12</td><td>くぬぎ山消防署</td><td>初富23番地の72</td></tr> <tr><td>13</td><td>くぬぎ山交番</td><td>初富86番地10</td></tr> <tr><td>14</td><td>富里第4公園</td><td>くぬぎ山二丁目2番</td></tr> <tr><td>15</td><td>富里第2公園</td><td>くぬぎ山三丁目1102番</td></tr> <tr><td>16</td><td>中の峠</td><td>中沢1444番地の2</td></tr> <tr><td>17</td><td>向山</td><td>初富本町二丁目21番</td></tr> <tr><td>18</td><td>愛国ヶ丘町会会館</td><td>東中沢一丁目13番5号</td></tr> <tr><td>19</td><td>西の砂第三公園</td><td>北中沢二丁目1426番</td></tr> <tr><td>20</td><td>中部小学校</td><td>道野辺中央三丁目12番3号</td></tr> <tr><td>21</td><td>根郷</td><td>中沢565番地</td></tr> <tr><td>22</td><td>市民プール</td><td>中沢843番地の1</td></tr> <tr><td>23</td><td>藤台中央公園</td><td>西道野辺4番</td></tr> <tr><td>24</td><td>谷地川</td><td>中沢176番地の1</td></tr> <tr><td>25</td><td>上新山</td><td>東道野辺七丁目9番</td></tr> <tr><td>26</td><td>地藏前</td><td>南鎌ケ谷一丁目9番</td></tr> <tr><td>27</td><td>鎌ケ谷九丁目児童遊園</td><td>鎌ケ谷九丁目12番</td></tr> <tr><td>28</td><td>本田第3公園</td><td>鎌ケ谷五丁目9番</td></tr> <tr><td>29</td><td>第二中学校</td><td>東道野辺四丁目19番26号</td></tr> <tr><td>30</td><td>道野辺小学校</td><td>東道野辺五丁目5番1号</td></tr> <tr><td>31</td><td>第2分団</td><td>東道野辺三丁目18番</td></tr> <tr><td>32</td><td>飯田ビル</td><td>道野辺943番地の8</td></tr> <tr><td>33</td><td>オーベル二番館</td><td>道野辺929番地</td></tr> <tr><td>34</td><td>丸山</td><td>丸山一丁目1番</td></tr> <tr><td>35</td><td>鎌ケ谷コミュニティセンター</td><td>鎌ケ谷一丁目6番8号</td></tr> <tr><td>36</td><td>三本柵</td><td>東鎌ケ谷二丁目8番</td></tr> <tr><td>37</td><td>第一新田公園</td><td>東初富三丁目18番</td></tr> <tr><td>38</td><td>消防本部</td><td>右京塚10番12号</td></tr> <tr><td>39</td><td>鎌ケ谷中学校</td><td>富岡一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>40</td><td>南初富五丁目</td><td>南初富五丁目7番</td></tr> <tr><td>41</td><td>第4分団</td><td>東初富一丁目5番</td></tr> <tr><td>42</td><td>社会福祉センター</td><td>初富802番地の116</td></tr> <tr><td>43</td><td>鎌ケ谷市市民体育館</td><td>初富860番地の3</td></tr> <tr><td>44</td><td>五本松小学校</td><td>南初富一丁目16番1号</td></tr> <tr><td>45</td><td>馬込沢</td><td>馬込沢10</td></tr> <tr><td>46</td><td>馬の下</td><td>東道野辺七丁目20番</td></tr> <tr><td>47</td><td>藤台第二公園</td><td>西道野辺13番</td></tr> <tr><td>48</td><td>下新山</td><td>東道野辺六丁目1番</td></tr> <tr><td>49</td><td>第三新田公園</td><td>東初富六丁目8番</td></tr> <tr><td>50</td><td>北下公園</td><td>道野辺中央四丁目11番</td></tr> <tr><td>51</td><td>図書館</td><td>中央一丁目8番35号</td></tr> <tr><td>52</td><td>栗野交番</td><td>栗野614番地の3</td></tr> <tr><td>53</td><td>五舛蔦公園</td><td>東道野辺三丁目13番</td></tr> <tr><td>54</td><td>木戸脇第二公園</td><td>北中沢二丁目23番</td></tr> </tbody> </table>	呼出名称	設置場所	所在地	備考	ぼうさいかまがや	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷二丁目6番1号	固定系親局	ぼうさいかまがや	安全対策課	新鎌ケ谷二丁目6番1号	固定系遠隔制御装置	ぼうさいかまがや	鎌ケ谷消防署	初富928番地の472	固定系遠隔制御装置	番号	設置場所	所在地	1	西佐津間1丁目公園	西佐津間一丁目208番の3	2	山王下	佐津間908番地の2	3	北部公民館	佐津間631番地	4	北部小学校	栗野735番地	5	鎌ケ谷消防署	初富928番地の472	6	軽井沢	軽井沢2087番地の2	7	お堂	軽井沢2029番地の1	8	第三中学校	栗野450番地	9	木刈橋公民館	北初富7番30号	10	第5分団	初富204番地の1	11	西部小学校	初富110番地	12	くぬぎ山消防署	初富23番地の72	13	くぬぎ山交番	初富86番地10	14	富里第4公園	くぬぎ山二丁目2番	15	富里第2公園	くぬぎ山三丁目1102番	16	中の峠	中沢1444番地の2	17	向山	初富本町二丁目21番	18	愛国ヶ丘町会会館	東中沢一丁目13番5号	19	西の砂第三公園	北中沢二丁目1426番	20	中部小学校	道野辺中央三丁目12番3号	21	根郷	中沢565番地	22	市民プール	中沢843番地の1	23	藤台中央公園	西道野辺4番	24	谷地川	中沢176番地の1	25	上新山	東道野辺七丁目9番	26	地藏前	南鎌ケ谷一丁目9番	27	鎌ケ谷九丁目児童遊園	鎌ケ谷九丁目12番	28	本田第3公園	鎌ケ谷五丁目9番	29	第二中学校	東道野辺四丁目19番26号	30	道野辺小学校	東道野辺五丁目5番1号	31	第2分団	東道野辺三丁目18番	32	飯田ビル	道野辺943番地の8	33	オーベル二番館	道野辺929番地	34	丸山	丸山一丁目1番	35	鎌ケ谷コミュニティセンター	鎌ケ谷一丁目6番8号	36	三本柵	東鎌ケ谷二丁目8番	37	第一新田公園	東初富三丁目18番	38	消防本部	右京塚10番12号	39	鎌ケ谷中学校	富岡一丁目2番1号	40	南初富五丁目	南初富五丁目7番	41	第4分団	東初富一丁目5番	42	社会福祉センター	初富802番地の116	43	鎌ケ谷市市民体育館	初富860番地の3	44	五本松小学校	南初富一丁目16番1号	45	馬込沢	馬込沢10	46	馬の下	東道野辺七丁目20番	47	藤台第二公園	西道野辺13番	48	下新山	東道野辺六丁目1番	49	第三新田公園	東初富六丁目8番	50	北下公園	道野辺中央四丁目11番	51	図書館	中央一丁目8番35号	52	栗野交番	栗野614番地の3	53	五舛蔦公園	東道野辺三丁目13番	54	木戸脇第二公園	北中沢二丁目23番	<p>別表第1（第3条関係） 1 同報系 (1) 同報系親局及び同報系遠隔制御装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼出名称</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>鎌ケ谷市役所</td> <td>新鎌ケ谷二丁目6番1号</td> <td>同報系親局</td> </tr> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>鎌ケ谷消防署</td> <td>初富928番地の472</td> <td>同報系遠隔制御装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 同報系子局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>西佐津間1丁目公園</td><td>西佐津間一丁目26番</td></tr> <tr><td>2</td><td>山王下</td><td>佐津間908番地の2</td></tr> <tr><td>3</td><td>北部公民館</td><td>佐津間631番地</td></tr> <tr><td>4</td><td>北部小学校</td><td>栗野735番地</td></tr> <tr><td>5</td><td>鎌ケ谷消防署</td><td>初富928番地の472</td></tr> <tr><td>6</td><td>軽井沢</td><td>軽井沢2087番地の2</td></tr> <tr><td>7</td><td>お堂</td><td>軽井沢2029番地の1</td></tr> <tr><td>8</td><td>第三中学校</td><td>栗野450番地</td></tr> <tr><td>9</td><td>木刈橋公民館</td><td>北初富7番30号</td></tr> <tr><td>10</td><td>第5分団</td><td>初富204番地の1</td></tr> <tr><td>11</td><td>西部小学校</td><td>初富110番地</td></tr> <tr><td>12</td><td>くぬぎ山消防署</td><td>初富23番地の72</td></tr> <tr><td>13</td><td>くぬぎ山交番</td><td>初富86番地10</td></tr> <tr><td>14</td><td>富里第四公園</td><td>くぬぎ山二丁目2番</td></tr> <tr><td>15</td><td>富里第二公園</td><td>くぬぎ山三丁目5番</td></tr> <tr><td>16</td><td>中の峠</td><td>中沢1444番地の2</td></tr> <tr><td>17</td><td>向山</td><td>初富本町二丁目21番</td></tr> <tr><td>18</td><td>東中沢自治会館</td><td>東中沢一丁目13番5号</td></tr> <tr><td>19</td><td>西ノ砂第三公園</td><td>北中沢二丁目3番</td></tr> <tr><td>20</td><td>中部小学校</td><td>道野辺中央三丁目12番3号</td></tr> <tr><td>21</td><td>根郷</td><td>中沢565番地</td></tr> <tr><td>22</td><td>弓道場・アーチェリー場</td><td>中沢843番地1</td></tr> <tr><td>23</td><td>藤台中央公園</td><td>西道野辺4番</td></tr> <tr><td>24</td><td>谷地川</td><td>中沢176番地の1</td></tr> <tr><td>25</td><td>上新山</td><td>東道野辺七丁目7番</td></tr> <tr><td>26</td><td>地藏前</td><td>南鎌ケ谷一丁目9番</td></tr> <tr><td>27</td><td>鎌ケ谷九丁目児童遊園</td><td>鎌ケ谷九丁目12番</td></tr> <tr><td>28</td><td>本田第三公園</td><td>鎌ケ谷五丁目9番</td></tr> <tr><td>29</td><td>第二中学校</td><td>東道野辺四丁目19番26号</td></tr> <tr><td>30</td><td>道野辺小学校</td><td>東道野辺五丁目5番1号</td></tr> <tr><td>31</td><td>第2分団</td><td>東道野辺三丁目18番</td></tr> <tr><td>32</td><td>飯田ビル</td><td>道野辺本町一丁目2番3号</td></tr> <tr><td>33</td><td>オーベル鎌ケ谷式番館</td><td>道野辺本町二丁目11番7号</td></tr> <tr><td>34</td><td>丸山</td><td>丸山一丁目1番</td></tr> <tr><td>35</td><td>鎌ケ谷コミュニティセンター</td><td>鎌ケ谷一丁目6番8号</td></tr> <tr><td>36</td><td>三本柵</td><td>東鎌ケ谷二丁目8番</td></tr> <tr><td>37</td><td>第一新田公園</td><td>東初富三丁目18番</td></tr> <tr><td>38</td><td>消防本部</td><td>右京塚10番12号</td></tr> <tr><td>39</td><td>鎌ケ谷中学校</td><td>富岡一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>40</td><td>南初富五丁目</td><td>南初富五丁目7番</td></tr> <tr><td>41</td><td>第4分団</td><td>東初富一丁目5番</td></tr> <tr><td>42</td><td>社会福祉センター</td><td>初富802番地の116</td></tr> <tr><td>43</td><td>市民体育館</td><td>初富860番地の3</td></tr> <tr><td>44</td><td>五本松小学校</td><td>南初富一丁目16番1号</td></tr> <tr><td>45</td><td>馬込沢</td><td>馬込沢12番</td></tr> <tr><td>46</td><td>馬の下</td><td>東道野辺七丁目20番</td></tr> <tr><td>47</td><td>藤台第二公園</td><td>西道野辺13番</td></tr> <tr><td>48</td><td>下新山</td><td>東道野辺六丁目1番</td></tr> <tr><td>49</td><td>第三新田公園</td><td>東初富六丁目8番</td></tr> <tr><td>50</td><td>北下公園</td><td>道野辺中央四丁目11番</td></tr> <tr><td>51</td><td>図書館</td><td>中央一丁目8番35号</td></tr> <tr><td>52</td><td>栗野交番</td><td>栗野614番地の3</td></tr> <tr><td>53</td><td>五舛蔦第一公園</td><td>東道野辺三丁目13番</td></tr> <tr><td>54</td><td>木戸脇第二公園</td><td>北中沢二丁目23番</td></tr> </tbody> </table>	呼出名称	設置場所	所在地	備考	ぼうさいかまがや	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷二丁目6番1号	同報系親局	ぼうさいかまがや	鎌ケ谷消防署	初富928番地の472	同報系遠隔制御装置	番号	設置場所	所在地	1	西佐津間1丁目公園	西佐津間一丁目26番	2	山王下	佐津間908番地の2	3	北部公民館	佐津間631番地	4	北部小学校	栗野735番地	5	鎌ケ谷消防署	初富928番地の472	6	軽井沢	軽井沢2087番地の2	7	お堂	軽井沢2029番地の1	8	第三中学校	栗野450番地	9	木刈橋公民館	北初富7番30号	10	第5分団	初富204番地の1	11	西部小学校	初富110番地	12	くぬぎ山消防署	初富23番地の72	13	くぬぎ山交番	初富86番地10	14	富里第四公園	くぬぎ山二丁目2番	15	富里第二公園	くぬぎ山三丁目5番	16	中の峠	中沢1444番地の2	17	向山	初富本町二丁目21番	18	東中沢自治会館	東中沢一丁目13番5号	19	西ノ砂第三公園	北中沢二丁目3番	20	中部小学校	道野辺中央三丁目12番3号	21	根郷	中沢565番地	22	弓道場・アーチェリー場	中沢843番地1	23	藤台中央公園	西道野辺4番	24	谷地川	中沢176番地の1	25	上新山	東道野辺七丁目7番	26	地藏前	南鎌ケ谷一丁目9番	27	鎌ケ谷九丁目児童遊園	鎌ケ谷九丁目12番	28	本田第三公園	鎌ケ谷五丁目9番	29	第二中学校	東道野辺四丁目19番26号	30	道野辺小学校	東道野辺五丁目5番1号	31	第2分団	東道野辺三丁目18番	32	飯田ビル	道野辺本町一丁目2番3号	33	オーベル鎌ケ谷式番館	道野辺本町二丁目11番7号	34	丸山	丸山一丁目1番	35	鎌ケ谷コミュニティセンター	鎌ケ谷一丁目6番8号	36	三本柵	東鎌ケ谷二丁目8番	37	第一新田公園	東初富三丁目18番	38	消防本部	右京塚10番12号	39	鎌ケ谷中学校	富岡一丁目2番1号	40	南初富五丁目	南初富五丁目7番	41	第4分団	東初富一丁目5番	42	社会福祉センター	初富802番地の116	43	市民体育館	初富860番地の3	44	五本松小学校	南初富一丁目16番1号	45	馬込沢	馬込沢12番	46	馬の下	東道野辺七丁目20番	47	藤台第二公園	西道野辺13番	48	下新山	東道野辺六丁目1番	49	第三新田公園	東初富六丁目8番	50	北下公園	道野辺中央四丁目11番	51	図書館	中央一丁目8番35号	52	栗野交番	栗野614番地の3	53	五舛蔦第一公園	東道野辺三丁目13番	54	木戸脇第二公園	北中沢二丁目23番	デジタル化
呼出名称	設置場所	所在地	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ぼうさいかまがや	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷二丁目6番1号	固定系親局																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ぼうさいかまがや	安全対策課	新鎌ケ谷二丁目6番1号	固定系遠隔制御装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ぼうさいかまがや	鎌ケ谷消防署	初富928番地の472	固定系遠隔制御装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
番号	設置場所	所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1	西佐津間1丁目公園	西佐津間一丁目208番の3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	山王下	佐津間908番地の2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	北部公民館	佐津間631番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	北部小学校	栗野735番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	鎌ケ谷消防署	初富928番地の472																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
6	軽井沢	軽井沢2087番地の2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
7	お堂	軽井沢2029番地の1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
8	第三中学校	栗野450番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
9	木刈橋公民館	北初富7番30号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
10	第5分団	初富204番地の1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
11	西部小学校	初富110番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
12	くぬぎ山消防署	初富23番地の72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
13	くぬぎ山交番	初富86番地10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
14	富里第4公園	くぬぎ山二丁目2番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
15	富里第2公園	くぬぎ山三丁目1102番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
16	中の峠	中沢1444番地の2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
17	向山	初富本町二丁目21番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
18	愛国ヶ丘町会会館	東中沢一丁目13番5号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
19	西の砂第三公園	北中沢二丁目1426番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
20	中部小学校	道野辺中央三丁目12番3号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
21	根郷	中沢565番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
22	市民プール	中沢843番地の1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
23	藤台中央公園	西道野辺4番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
24	谷地川	中沢176番地の1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
25	上新山	東道野辺七丁目9番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
26	地藏前	南鎌ケ谷一丁目9番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
27	鎌ケ谷九丁目児童遊園	鎌ケ谷九丁目12番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
28	本田第3公園	鎌ケ谷五丁目9番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
29	第二中学校	東道野辺四丁目19番26号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
30	道野辺小学校	東道野辺五丁目5番1号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
31	第2分団	東道野辺三丁目18番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
32	飯田ビル	道野辺943番地の8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
33	オーベル二番館	道野辺929番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
34	丸山	丸山一丁目1番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
35	鎌ケ谷コミュニティセンター	鎌ケ谷一丁目6番8号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
36	三本柵	東鎌ケ谷二丁目8番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
37	第一新田公園	東初富三丁目18番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
38	消防本部	右京塚10番12号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
39	鎌ケ谷中学校	富岡一丁目2番1号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
40	南初富五丁目	南初富五丁目7番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
41	第4分団	東初富一丁目5番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
42	社会福祉センター	初富802番地の116																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
43	鎌ケ谷市市民体育館	初富860番地の3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
44	五本松小学校	南初富一丁目16番1号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
45	馬込沢	馬込沢10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
46	馬の下	東道野辺七丁目20番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
47	藤台第二公園	西道野辺13番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
48	下新山	東道野辺六丁目1番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
49	第三新田公園	東初富六丁目8番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
50	北下公園	道野辺中央四丁目11番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
51	図書館	中央一丁目8番35号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
52	栗野交番	栗野614番地の3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
53	五舛蔦公園	東道野辺三丁目13番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
54	木戸脇第二公園	北中沢二丁目23番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
呼出名称	設置場所	所在地	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ぼうさいかまがや	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷二丁目6番1号	同報系親局																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
ぼうさいかまがや	鎌ケ谷消防署	初富928番地の472	同報系遠隔制御装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
番号	設置場所	所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1	西佐津間1丁目公園	西佐津間一丁目26番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	山王下	佐津間908番地の2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	北部公民館	佐津間631番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	北部小学校	栗野735番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	鎌ケ谷消防署	初富928番地の472																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
6	軽井沢	軽井沢2087番地の2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
7	お堂	軽井沢2029番地の1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
8	第三中学校	栗野450番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
9	木刈橋公民館	北初富7番30号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
10	第5分団	初富204番地の1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
11	西部小学校	初富110番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
12	くぬぎ山消防署	初富23番地の72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
13	くぬぎ山交番	初富86番地10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
14	富里第四公園	くぬぎ山二丁目2番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
15	富里第二公園	くぬぎ山三丁目5番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
16	中の峠	中沢1444番地の2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
17	向山	初富本町二丁目21番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
18	東中沢自治会館	東中沢一丁目13番5号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
19	西ノ砂第三公園	北中沢二丁目3番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
20	中部小学校	道野辺中央三丁目12番3号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
21	根郷	中沢565番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
22	弓道場・アーチェリー場	中沢843番地1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
23	藤台中央公園	西道野辺4番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
24	谷地川	中沢176番地の1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
25	上新山	東道野辺七丁目7番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
26	地藏前	南鎌ケ谷一丁目9番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
27	鎌ケ谷九丁目児童遊園	鎌ケ谷九丁目12番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
28	本田第三公園	鎌ケ谷五丁目9番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
29	第二中学校	東道野辺四丁目19番26号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
30	道野辺小学校	東道野辺五丁目5番1号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
31	第2分団	東道野辺三丁目18番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
32	飯田ビル	道野辺本町一丁目2番3号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
33	オーベル鎌ケ谷式番館	道野辺本町二丁目11番7号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
34	丸山	丸山一丁目1番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
35	鎌ケ谷コミュニティセンター	鎌ケ谷一丁目6番8号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
36	三本柵	東鎌ケ谷二丁目8番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
37	第一新田公園	東初富三丁目18番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
38	消防本部	右京塚10番12号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
39	鎌ケ谷中学校	富岡一丁目2番1号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
40	南初富五丁目	南初富五丁目7番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
41	第4分団	東初富一丁目5番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
42	社会福祉センター	初富802番地の116																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
43	市民体育館	初富860番地の3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
44	五本松小学校	南初富一丁目16番1号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
45	馬込沢	馬込沢12番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
46	馬の下	東道野辺七丁目20番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
47	藤台第二公園	西道野辺13番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
48	下新山	東道野辺六丁目1番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
49	第三新田公園	東初富六丁目8番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
50	北下公園	道野辺中央四丁目11番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
51	図書館	中央一丁目8番35号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
52	栗野交番	栗野614番地の3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
53	五舛蔦第一公園	東道野辺三丁目13番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
54	木戸脇第二公園	北中沢二丁目23番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

55	県営井草団地	東鎌ケ谷三丁目25番
56	新堀込公園	東中沢三丁目36番
57	東初富公民館	東初富一丁目10番1号
58	西佐津間2丁目	西佐津間二丁目192番の1
59	貝柄山公園南	初富本町二丁目1474番
60	市制記念公園	初富924番地
61	初富小学校	東初富一丁目20番1号
62	丸山第2公園	丸山二丁目9番
63	一本櫛第4公園	鎌ケ谷七丁目6番
64	豆ヶ台公園	南鎌ケ谷四丁目8番
65	東道野辺7遊水池	東道野辺七丁目16番
66	馬込沢自治会館	馬込沢7番24号
67	南向第2公園	東道野辺五丁目2番
68	新鎌ふれあい公園	新鎌ケ谷二丁目20番
69	新鎌ケ谷四丁目公園	新鎌ケ谷四丁目7番
70	長谷津第二公園	中央二丁目17番2号
71	南初富三丁目	南初富三丁目16番
72	道野辺中央一丁目公園	道野辺中央一丁目6番18号
73	道野辺保育園	道野辺中央五丁目7番10号
74	妙蓮寺下	東道野辺一丁目6番
75	東部小学校	鎌ケ谷八丁目3番11号
100	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷二丁目6番1号

55	鎌ケ谷井草県営住宅	東鎌ケ谷三丁目25番
56	新堀込公園	東中沢三丁目36番
57	東初富公民館	東初富一丁目10番1号
58	西佐津間二丁目	西佐津間二丁目13番
59	貝柄山公園	南初富本町二丁目22番
60	新鎌ケ谷三丁目第一公園	新鎌ケ谷三丁目22番
61	初富小学校	東初富一丁目20番1号
62	丸山第二公園	丸山二丁目7番
63	一本櫛第四公園	鎌ケ谷七丁目6番
64	豆ヶ台公園	南鎌ケ谷四丁目8番
65	二和貯留池	東道野辺七丁目16番
66	馬込沢自治会館	馬込沢7番24号
67	南向第二公園	東道野辺五丁目2番
68	新鎌ふれあい公園	新鎌ケ谷二丁目20番
69	新鎌ケ谷四丁目公園	新鎌ケ谷四丁目7番
70	長谷津第二公園	中央二丁目17番
71	南初富三丁目	南初富三丁目16番
72	道野辺中央一丁目公園	道野辺中央一丁目6番
73	道野辺保育園	道野辺中央五丁目7番10号
74	妙蓮寺下	東道野辺一丁目6番
75	東部小学校	鎌ケ谷八丁目3番11号
100	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷二丁目6番1号

2 移動系基地局及び移動系陸上移動局

呼出名称	配置場所	備考
ぼうさいかまがや	安全対策課	移動系基地局
かまがや51	安全対策課	移動系陸上移動局
かまがや52	安全対策課	移動系陸上移動局
かまがや53	安全対策課	移動系陸上移動局
かまがや54	安全対策課	移動系陸上移動局

2 移動系基地局及び移動系陸上移動局

呼出名称	配置場所	備考
ぼうさいかまがや	安全対策課	移動系基地局
かまがや51	安全対策課	移動系陸上移動局
かまがや52	安全対策課	移動系陸上移動局
かまがや53	安全対策課	移動系陸上移動局
かまがや54	安全対策課	移動系陸上移動局

3 MCA無線系陸上移動局

局名(常設場所)	呼出番号	グループ番号	局の区別
安全対策課	100	000 100 300 308 309	半固定型(指令)
安全対策課	101	000 100 300 308 309	半固定型
クリーン推進課	102	000 100 201 300	半固定型
道路河川管理課	103	000 100 202 300	半固定型
道路河川整備課	104	000 100 202 300	半固定型
建築住宅課	105	000 100 202 300	半固定型
下水道課	106	000 100 202 300	半固定型
教育総務課	107	000 100 300 304 305 306	半固定型
学校教育課	108	000 100 300 304 305 306	半固定型
文化・スポーツ課	109	000 100 300	半固定型
鎌ケ谷警察署	110	000 300 308	半固定型
幼児保育課	111	000 100 300 303	半固定型
生涯学習推進課	112	000 100 300	半固定型
東部学習センター	113	000 100 300	半固定型
学校給食センター	114	000 100 300	半固定型
中央消防署	116	000 100 300 301	半固定型
くぬぎ山消防署	117	000 100 300 301	半固定型
鎌ケ谷消防署	118	000 100 300 301	半固定型
消防本部	119	000 100 300 301	半固定型
鎌ケ谷小学校	201	000 100 300 302 304 305	半固定型
東部小学校	202	000 100 300 302 304 305	半固定型
北部小学校	203	000 100 300 302 304 305	半固定型
南部小学校	204	000 100 300 302 304 305	半固定型

3 IP無線系

局名(常設場所)	グループ
1 安全対策課1	1、2、3、4、5、8、15、16、17
2 安全対策課2	1、2、3、4、5、8、15、16、17
3 安全対策課3	1、2、3、4、5、8、15、16、17
4 安全対策課4	1、2、3、4、5、8、15、16、17
5 安全対策課5	1、2、3、4、5、8、15、16、17
6 安全対策課6	1、2、3、4、5、8、15、16、17
7 安全対策課7	1、2、3、4、5、8、15、16、17
8 安全対策課8	1、2、3、4、5、8、15、16、17
9 第1現対	11、2、3
10 第1現対	21、2、3
11 第1現対	31、2、3
12 第1現対	41、2、3
13 第1現対	51、2、3
14 第2現対	11、2、4
15 第2現対	21、2、4
16 第2現対	31、2、4
17 第2現対	41、2、4
18 第2現対	51、2、4
19 市長	1、2
20 副市長	1、2
21 教育長	1、2
22 総務課行政室	1、2
23 市民活動推進課	1、2、4、9

MCA 無線を
IP無線に変更

頁	旧				新			
	西部小学校	205	000 100 300 302 304 305	半固定型	24	鎌ヶ谷コミュニティセンター	1、2、9	
	中部小学校	206	000 100 300 302 304 305	半固定型	25	南初富コミュニティセンター	1、2、9	
	初富小学校	207	000 100 300 302 304 305	半固定型	26	道野辺中央コミュニティセンター	1、2、9	
	道野辺小学校	208	000 100 300 302 304 305	半固定型	27	栗野コミュニティセンター	1、2、9、10	
	五本松小学校	209	000 100 300 302 304 305	半固定型	28	くぬぎ山コミュニティセンター	1、2、8、9、10	
	鎌ヶ谷中学校	210	000 100 300 302 304 306	半固定型	29	北中沢コミュニティセンター	1、2、9、10	
	第二中学校	211	000 100 300 302 304 306	半固定型	30	中央児童センター	1、2、9、10	
	第三中学校	212	000 100 300 302 304 306	半固定型	31	南児童センター	1、2、9、10	
	第四中学校	213	000 100 300 302 304 306	半固定型	32	クリーン推進課	1、2、4	
	第五中学校	214	000 100 300 302 304 306	半固定型	33	こども発達センター	11、2	
	県立鎌ヶ谷高等学校	215	000 300 302 307	半固定型	34	こども発達センター	21、2	
	県立鎌ヶ谷西高等学校	216	000 300 302 307	半固定型	35	こども発達センター	31、2	
	市民体育館	217	000 100 300 302	半固定型	36	幼児保育課	1、2、3、10	
	陸上自衛隊松戸駐屯地	218	000 300 302	半固定型	37	道野辺保育園	1、2、8、10	
	海上自衛隊下総航空基地	219	000 300 302	半固定型	38	南初富保育園	1、2、8、10	
	南初富保育園	220	000 100 300 302 303	半固定型	39	栗野保育園	1、2、10	
	道野辺保育園	221	000 100 300 302 303	半固定型	40	鎌ヶ谷保育園	1、2、10	
	健康増進課	222	000 100 300 309	半固定型	41	高齢者支援課	1、2、3	
	鎌ヶ谷保育園	223	000 100 300 303	半固定型	42	社会福祉センター	1、2、8	
	栗野保育園	224	000 100 300 303	半固定型	43	健康増進課	1、2、3、16	
	医師会事務所	301	000 300 308 309	半固定型	44	医師会事務局	1、15、16	
	東邦鎌ヶ谷病院	302	000 300 308 309	半固定型	45	東邦鎌ヶ谷病院	1、15、16	
	第2北総病院	303	000 300 308 309	半固定型	46	第2北総病院	1、15、16	
	秋元病院	304	000 300 308 309	半固定型	47	秋元病院	1、15、16	
	初富保健病院	305	000 300 308 309	半固定型	48	初富保健病院	1、15、16	
	鎌ヶ谷総合病院	306	000 300 308 309	半固定型	49	鎌ヶ谷総合病院	1、15、16	
	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	307	000 300 308	半固定型	50	船橋市立医療センター	1、15、16	
	日本郵便株式会社鎌ヶ谷郵便局	308	000 300 308	半固定型	51	船橋歯科医師会	1、15、16	
	さわやかプラザ軽井沢	309	000 300 308	半固定型	52	都市計画課	11、2、5	
	船橋市立医療センター	310	000 110 308 309	携帯型	53	都市計画課	21、2、5	
	安全対策課	401	000 200	車載型	54	道路河川整備課	11、2、5	
	クリーン推進課1	402	000 200 201	車載型	55	道路河川整備課	21、2、5	
	クリーン推進課2	403	000 200 201	車載型	56	道路河川管理課	11、2、5	
	道路河川整備課	404	000 200 202	車載型	57	道路河川管理課	21、2、5	
	道路河川管理課1	405	000 200 202	車載型	58	道路河川管理課	31、2、5	
	道路河川管理課2	406	000 200 202	車載型	59	建築住宅課	11、2、5	
	道路河川管理課3	407	000 200 202	車載型	60	建築住宅課	21、2、5	
	道路河川管理課4	408	000 200 202	車載型	61	下水道課1	1、2、5	
	建築住宅課	409	000 200 202	車載型	62	下水道課2	1、2、5	
	下水道課	410	000 200 202	車載型	63	教育総務課	1、2、3、8、11、12、13	
	安全対策課1	501	000 110 111	携帯型	64	学校教育課	1、2、3、8、11、12、13	
	安全対策課2	502	000 110 111	携帯型	65	鎌ヶ谷小学校	1、2、8、11、12	
	安全対策課3	503	000 110 111	携帯型	66	東部小学校	1、2、8、11、12	
	安全対策課4	504	000 110 111	携帯型	67	南部小学校	1、2、8、11、12	
	安全対策課5	505	000 110 111	携帯型	68	北部小学校	1、2、8、11、12	
	安全対策課6	506	000 110 111	携帯型	69	西部小学校	1、2、8、11、12	
	安全対策課7	507	000 110 111	携帯型	70	中部小学校	1、2、8、11、12	
	安全対策課8	508	000 110 111	携帯型	71	初富小学校	1、2、8、11、12	
	安全対策課9	509	000 110 111	携帯型	72	道野辺小学校	1、2、8、11、12	
	安全対策課10	510	000 110 111	携帯型				

頁	旧				新			
	安全対策課 1 1	511	000 110 112	携帯型	73	五本松小学校	1、2、8、11、12	
	安全対策課 1 2	512	000 110 112	携帯型	74	鎌ヶ谷中学校	1、2、8、11、13	
	安全対策課 1 3	513	000 110 112	携帯型	75	第二中学校	1、2、8、11、13	
	安全対策課 1 4	514	000 110 112	携帯型	76	第三中学校	1、2、8、11、13	
	安全対策課 1 5	515	000 110 112	携帯型	77	第四中学校	1、2、8、11、13	
	安全対策課 1 6	516	000 110 112	携帯型	78	第五中学校	1、2、8、11、13	
	安全対策課 1 7	517	000 110 112	携帯型	79	鎌ヶ谷高等学校	1、2、8	
	安全対策課 1 8	518	000 110 112	携帯型	80	鎌ヶ谷西高等学校	1、2、8	
	安全対策課 1 9	519	000 110 112	携帯型	81	生涯学習推進課	1、2、3、8、14	
	安全対策課 2 0	520	000 110 112	携帯型	82	東部学習センター	1、2、14	
	安全対策課 2 1	521	000 110 115	携帯型	83	中央公民館	1、2、14	
	安全対策課 2 2	522	000 110 115	携帯型	84	北部公民館	1、2、14	
	安全対策課 2 3	523	000 110 115	携帯型	85	南部公民館	1、2、14	
	安全対策課 2 4	524	000 110 115	携帯型	86	東初富公民館	1、2、14	
	安全対策課 2 5	525	000 110 115	携帯型	87	文化・スポーツ課	1、2、3、8	
	安全対策課 2 6	526	000 110	携帯型	88	市民体育館	1、2、8	
	鎌ヶ谷コミュニティセンター	527	000 100 110	携帯型	89	消防本部 1	1、2、6、7、15、17	
	南初富コミュニティセンター	528	000 100 110	携帯型	90	消防本部 2	1、2、6、7、15、17	
	道野辺中央コミュニティセンター	529	000 100 110	携帯型	91	中央消防署	1、2、6	
	栗野コミュニティセンター	530	000 100 110	携帯型	92	くぬぎ山消防署	1、2、6	
	くぬぎ山児童センター (くぬぎ山コミュニティセンター)	531	000 100 110 303	携帯型	93	鎌ヶ谷消防署	1、2、6	
	北中沢児童センター (北中沢コミュニティセンター)	532	000 100 110 303	携帯型	94	第1分団	1、2、6、7	
	こども発達センター	533	000 100 110	携帯型	95	第2分団	1、2、6、7	
	中央児童センター	534	000 100 110 303	携帯型	96	第3分団	1、2、6、7	
	南児童センター	535	000 100 110 303	携帯型	97	第4分団	1、2、6、7	
	社会福祉センター	536	000 100 110 302	携帯型	98	第5分団	1、2、6、7	
	市制記念公園	537	000 100 110 302	携帯型	99	第6分団	1、2、6、7	
	図書館	538	000 100 110	携帯型	100	第7分団	1、2、6、7	
	きらり鎌ヶ谷市民会館 (中央公民館)	539	000 100 110	携帯型	101	第8分団	1、2、6、7	
	北部公民館	540	000 100 110	携帯型	102	陸上自衛隊松戸駐屯地	1、8、15	
	南部公民館	541	000 100 110	携帯型	103	海上自衛隊下総航空基地	1、8、15	
	東初富公民館	542	000 100 110	携帯型	104	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	1、15	
	郷土資料館	543	000 100 110	携帯型	105	さわやかプラザ軽井沢	1、15	
	警防課	544	000 100 110 301 310	携帯型	106	鎌ヶ谷郵便局	1、15	
	消防第一分団	545	000 100 110 301 310	携帯型	107	鎌ヶ谷警察署	1、15、17	
	消防第二分団	546	000 100 110 301 310	携帯型	108	欠番		
	消防第三分団	547	000 100 110 301 310	携帯型	109	新京成電鉄	1、17	
	消防第四分団	548	000 100 110 301 310	携帯型	110	東武鉄道	1、17	
	消防第五分団	549	000 100 110 301 310	携帯型	111	北総鉄道	1、17	
	消防第六分団	550	000 100 110 301 310	携帯型	112	イオン鎌ヶ谷	1、17	
	消防第七分団	551	000 100 110 301 310	携帯型	113	くすりの福太郎	1、17	
	消防第八分団	552	000 100 110 301 310	携帯型	114	東横イン	1、17	
	グループ編成				115	アクロスモール	1、17	
	0 0 0 一斉	3 0 1	消防機関		116	鎌ヶ谷観光バス	1、17	
	1 0 0 市施設	3 0 2	避難場所		117	ちばレインボーバス	1、17	
	1 1 0 携帯	3 0 3	保育園		118	船橋新京成バス	1、17	
	1 1 1 携帯 第1現地対策部 (風水害)	3 0 4	小・中学校		119	タクシー協会	1、17	
	1 1 2 携帯 第2現地対策部 (風水害)	3 0 5	小学校		120	身体障がい者福祉センター	11、2	
					121	身体障がい者福祉センター	21、2	
					122	安全対策課 9	1、2、3、4、5、8、15、16、17	

頁	旧	新																																
	<p>115 携帯 都市建設部(風水害) 306 中学校 200 車両 307 高等学校 201 クリーン推進課 308 防災関係機関 202 都市建設部 309 医療機関 300 半固定 310 消防団</p>	<p>グループ編成 1 全グル 11 小・中学校 2 市全グル 12 小学校 3 第1現対 13 中学校 4 第2現対 14 生涯学習施設 5 都市建設部 15 防災関係機関 6 消防 16 医療機関 7 消防団 17 帰宅困難者 8 避難所等 9 コミセン・児童センター 10 保育園・児童センター</p>																																
	<p>別表第2(第14条関係) 1 無線設備の点検</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>毎日点検</th> <th>毎月点検</th> <th>毎年点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施者</td> <td>無線従事者</td> <td>通信取扱責任者</td> <td>専門業者</td> </tr> <tr> <td>時期</td> <td>使用開始前</td> <td>毎月末</td> <td>別に定める</td> </tr> <tr> <td>点検項目</td> <td>毎日点検表</td> <td>毎月点検表</td> <td>毎年点検表</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 毎日点検</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">固定系</td> <td>電源点灯ランプの確認</td> </tr> <tr> <td>ランプテスト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">移動系 MCA無線</td> <td>電源点灯ランプの確認</td> </tr> <tr> <td>語中ランプの点灯確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">予備電源</td> <td>電源電圧</td> </tr> <tr> <td>バッテリー電圧</td> </tr> <tr> <td>ランプテスト</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 毎月点検</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線施設の動作試験</td> </tr> <tr> <td>予備電源装置による動作試験</td> </tr> <tr> <td>屋外受信局の巡回</td> </tr> </tbody> </table>		毎日点検	毎月点検	毎年点検	実施者	無線従事者	通信取扱責任者	専門業者	時期	使用開始前	毎月末	別に定める	点検項目	毎日点検表	毎月点検表	毎年点検表	種別	点検項目	固定系	電源点灯ランプの確認	ランプテスト	移動系 MCA無線	電源点灯ランプの確認	語中ランプの点灯確認	予備電源	電源電圧	バッテリー電圧	ランプテスト	点検項目	無線施設の動作試験	予備電源装置による動作試験	屋外受信局の巡回	<p>削除</p>
	毎日点検	毎月点検	毎年点検																															
実施者	無線従事者	通信取扱責任者	専門業者																															
時期	使用開始前	毎月末	別に定める																															
点検項目	毎日点検表	毎月点検表	毎年点検表																															
種別	点検項目																																	
固定系	電源点灯ランプの確認																																	
	ランプテスト																																	
移動系 MCA無線	電源点灯ランプの確認																																	
	語中ランプの点灯確認																																	
予備電源	電源電圧																																	
	バッテリー電圧																																	
	ランプテスト																																	
点検項目																																		
無線施設の動作試験																																		
予備電源装置による動作試験																																		
屋外受信局の巡回																																		

頁	旧	新																	
	<p>4 毎年点検</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="184 191 468 222">区分</th> <th data-bbox="468 191 661 222"></th> <th data-bbox="661 191 1133 222">点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="184 222 468 705" rowspan="3">電氣的点検</td> <td data-bbox="468 222 661 443">親局</td> <td data-bbox="661 222 1133 443"> 送信出力 反射電力 周波数偏差 最大周波数偏移 スプリアス特性 受信感度 スケルチ感度 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 443 661 506">付属機器</td> <td data-bbox="661 443 1133 506"> 庁外制御器送受信レベル 直流電源比重 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="468 506 661 705">子局</td> <td data-bbox="661 506 1133 705"> 受信機の感度 受信機信号出力 局発周波数 受信機リミッタ出力 バッテリー端子電圧 商用断時の動作 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="184 705 468 1108">その他</td> <td data-bbox="468 705 661 1108">親局子局</td> <td data-bbox="661 705 1133 1108"> 自動制御一斉 自動制御強制一斉 自動制御各グループ 自動制御各個別 自動制御終話 手動制御一斉 手動制御強制一斉 手動制御各グループ 手動制御各個別 マイクによる親局放送 ミュージックチャイム動作 時計の修正 子局自局放送 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="184 1108 468 1419">外観構造</td> <td data-bbox="468 1108 661 1419"></td> <td data-bbox="661 1108 1133 1419"> 筐体内外の変形 筐体内外のサビ ボルト類のゆるみ 雨漏りの有無 扉の開閉 ケーブルの損傷 異常発熱の有無 空中線の形状 マストの変形 金属類のサビ </td> </tr> </tbody> </table>	区分		点検項目	電氣的点検	親局	送信出力 反射電力 周波数偏差 最大周波数偏移 スプリアス特性 受信感度 スケルチ感度	付属機器	庁外制御器送受信レベル 直流電源比重	子局	受信機の感度 受信機信号出力 局発周波数 受信機リミッタ出力 バッテリー端子電圧 商用断時の動作	その他	親局子局	自動制御一斉 自動制御強制一斉 自動制御各グループ 自動制御各個別 自動制御終話 手動制御一斉 手動制御強制一斉 手動制御各グループ 手動制御各個別 マイクによる親局放送 ミュージックチャイム動作 時計の修正 子局自局放送	外観構造		筐体内外の変形 筐体内外のサビ ボルト類のゆるみ 雨漏りの有無 扉の開閉 ケーブルの損傷 異常発熱の有無 空中線の形状 マストの変形 金属類のサビ	削除	
区分		点検項目																	
電氣的点検	親局	送信出力 反射電力 周波数偏差 最大周波数偏移 スプリアス特性 受信感度 スケルチ感度																	
	付属機器	庁外制御器送受信レベル 直流電源比重																	
	子局	受信機の感度 受信機信号出力 局発周波数 受信機リミッタ出力 バッテリー端子電圧 商用断時の動作																	
その他	親局子局	自動制御一斉 自動制御強制一斉 自動制御各グループ 自動制御各個別 自動制御終話 手動制御一斉 手動制御強制一斉 手動制御各グループ 手動制御各個別 マイクによる親局放送 ミュージックチャイム動作 時計の修正 子局自局放送																	
外観構造		筐体内外の変形 筐体内外のサビ ボルト類のゆるみ 雨漏りの有無 扉の開閉 ケーブルの損傷 異常発熱の有無 空中線の形状 マストの変形 金属類のサビ																	

第2号様式 (第9条関係)

自 年 月 日
至 年 月 日

無線業務日誌
(固定系)

免許人	鎌ヶ谷市
種別	固定局
呼出名称	ぼうさいかまがや
送信周波数	62.675 MHz
空中線電力	2.5W

管理責任者	通信責任者

無線業務日誌 (固定局用)

呼出名称	ぼうさいかまがや			年 月
------	----------	--	--	-----

日	曜日	通信回数	特記事項 (施行規則第40条の 規定による事項等)	無線従事者						
				資格	氏名 (印)					
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
計									回	

頁	旧	新																									
資-4-26	<p style="text-align: center;">気象警報等の発令時における防災行政用無線放送要領</p> <p style="text-align: right;">平成27年5月19日制定</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は気象庁が発表する気象警報等の発令時における鎌ヶ谷市防災行政用無線の放送要領について定めるものである。 (略) (放送の方法) 第3条 気象警報等が発令された場合は次の各号により直ちに放送を行うこととする。 (1) 防災主管課の正規の勤務時間内及び災害対策本部設置時 ア 特別警報及び警報発令時 連動放送により放送する。 イ 目撃情報を含む竜巻注意情報発令時 手動放送により防災主管課長(無線局の管理責任者)が放送する。 (2) 防災主管課の正規の勤務時間以外の時間で災害対策本部未設置時 ア 特別警報及び警報発令時 連動放送により放送する。 イ 目撃情報を含む竜巻注意情報発令時 手動放送により通信を所管する消防署長(無線局の管理者)が放送する。 (放送の手続) 第4条 気象警報等が発令された場合の防災行政用無線放送に伴う手続等は次の各号により行うこととする。 (1) 特別警報及び警報発令時の放送は連動放送のため、特段の手続きを要しない。 (2) 目撃情報を含む竜巻注意情報発令時の放送は放送内容の緊急性及び重要性に鑑み特段の手続きを経ることなく放送することができる。ただし、第3条第2号イによる放送を行った場合は、通信を所管する消防署長は防災主管課長に放送した内容を報告する。 (情報配信) 第5条 気象警報等の発令により防災行政用無線放送を行った場合は、併せて次の各号により遅滞なく情報配信することとする。 (1) 防災主管課の正規の勤務時間内及び災害対策本部等設置時は、防災主管課長がかまがや安心eメール及びツイッターにより情報配信を行う。 (略) (放送内容) 第6条 気象警報等発令時の放送内容及び情報配信内容は別表1のとおりとする。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">気象警報等の発表時における防災行政用無線放送要領</p> <p style="text-align: right;">平成27年5月19日制定</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は気象庁が発表する気象警報等の発表時における鎌ヶ谷市防災行政用無線の放送要領について定めるものである。 (略) (放送の方法) 第3条 気象警報等が発表された場合は次の各号により直ちに放送を行うこととする。 (1) 防災主管課の正規の勤務時間内及び災害対策本部設置時 ア 特別警報及び警報発表時 連動放送により放送する。 イ 目撃情報を含む竜巻注意情報発表時 手動放送により防災主管課長(無線局の管理責任者)が放送する。 (2) 防災主管課の正規の勤務時間以外の時間で災害対策本部未設置時 ア 特別警報及び警報発表時 連動放送により放送する。 イ 目撃情報を含む竜巻注意情報発表時 手動放送により通信を所管する消防署長(無線局の管理者)が放送する。 (放送の手続) 第4条 気象警報等が発表された場合の防災行政用無線放送に伴う手続等は次の各号により行うこととする。 (1) 特別警報及び警報発表時の放送は連動放送のため、特段の手続きを要しない。 (2) 目撃情報を含む竜巻注意情報発表時の放送は放送内容の緊急性及び重要性に鑑み特段の手続きを経ることなく放送することができる。ただし、第3条第2号イによる放送を行った場合は、通信を所管する消防署長は防災主管課長に放送した内容を報告する。 (情報配信) 第5条 気象警報等の発表により防災行政用無線放送を行った場合は、併せて次の各号により遅滞なく情報配信することとする。 (1) 防災主管課の正規の勤務時間内及び災害対策本部等設置時は、防災主管課長がかまがや安心eメール及びツイッターにより情報配信を行う。 (略) (放送内容) 第6条 気象警報等発表時の放送内容及び情報配信内容は別表1のとおりとする。 (略)</p>	文言修正																								
資-4-29 資-4-30	<p style="text-align: right;">別表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>防災行政用無線放送</th> <th>かがや安心eメール</th> <th>ツイッター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報及び警報発令時</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>目撃情報を含む竜巻注意情報発令時</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">防災主管課の正規の勤務時間以外の時間で災害対策本部等未設置時のフロー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>①防災行政用無線放送 ※警報の場合は連動放送</p> <p>↓</p> <p>警報等が発令されたときは直ちに防災行政用無線放送を行う。</p> <p>(略)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>①職員参集開始</p> <p>↓</p> <p>安全対策課職員は警報等が発令されたときは直ちに自動参集する。</p> <p>(略)</p> </div> </div>		防災行政用無線放送	かがや安心eメール	ツイッター	特別警報及び警報発令時	(略)	(略)	(略)	目撃情報を含む竜巻注意情報発令時	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: right;">別表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>防災行政用無線放送</th> <th>かがや安心eメール</th> <th>ツイッター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報及び警報発表時</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>目撃情報を含む竜巻注意情報発表時</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">防災主管課の正規の勤務時間以外の時間で災害対策本部等未設置時のフロー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>①防災行政用無線放送 ※警報の場合は連動放送</p> <p>↓</p> <p>警報等が発表されたときは直ちに防災行政用無線放送を行う。</p> <p>(略)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>①職員参集開始</p> <p>↓</p> <p>安全対策課職員は警報等が発表されたときは直ちに自動参集する。</p> <p>(略)</p> </div> </div>		防災行政用無線放送	かがや安心eメール	ツイッター	特別警報及び警報発表時	(略)	(略)	(略)	目撃情報を含む竜巻注意情報発表時	(略)	(略)	(略)	文言修正
	防災行政用無線放送	かがや安心eメール	ツイッター																								
特別警報及び警報発令時	(略)	(略)	(略)																								
目撃情報を含む竜巻注意情報発令時	(略)	(略)	(略)																								
	防災行政用無線放送	かがや安心eメール	ツイッター																								
特別警報及び警報発表時	(略)	(略)	(略)																								
目撃情報を含む竜巻注意情報発表時	(略)	(略)	(略)																								

頁	旧	新																																																																																																																																																																
資-4-34	<p>資料-4-3 通信施設</p> <p>1 防災行政無線（<u>固定系</u>）一覧</p> <p><u>固定系親局設備</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼出名称</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>鎌ケ谷市役所</td> <td>新鎌ケ谷 2-6-1</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>固定系遠隔制御装置</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼出名称</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>安全対策課</td> <td>新鎌ケ谷 2-6-1</td> </tr> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>鎌ケ谷消防署</td> <td>初富 928-472</td> </tr> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>無線室</td> <td>新鎌ケ谷 2-6-1</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>固定系子局設備（受信設備）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>子局名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>第2分団</td> <td>東道野辺 3-18</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>飯田ビル</td> <td>道野辺本町 1-2-3</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>オーベル二番館</td> <td>道野辺本町 2-11-7</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>丸山</td> <td>丸山 1-1</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>五舛蒔公園</td> <td>東道野辺 3-13</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>南初富三丁目</td> <td>南初富 3-16</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>道野辺中央一丁目公園</td> <td>道野辺中央 1-6-18</td> </tr> <tr> <td>73</td> <td>道野辺保育園</td> <td>道野辺中央 5-7-10</td> </tr> <tr> <td>74</td> <td>妙蓮寺下</td> <td>東道野辺 1-6</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>東部小学校</td> <td>鎌ケ谷 8-3-11</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>鎌ケ谷市役所</td> <td>新鎌ケ谷 2-6-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>防災行政無線（移動系）</u>一覧</p> <p><u>移動系基地局設備</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼出名称</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>鎌ケ谷市役所</td> <td>新鎌ケ谷 2-6-1</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>移動系遠隔制御器</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼出名称</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>安全対策課</td> <td>新鎌ケ谷 2-6-1</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>移動系携帯局</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼出名称</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かまがや 51</td> <td>安全対策課</td> <td>新鎌ケ谷 2-6-1</td> </tr> <tr> <td>かまがや 52</td> <td>安全対策課</td> <td>新鎌ケ谷 2-6-1</td> </tr> <tr> <td>かまがや 53</td> <td>安全対策課</td> <td>新鎌ケ谷 2-6-1</td> </tr> <tr> <td>かまがや 54</td> <td>安全対策課</td> <td>新鎌ケ谷 2-6-1</td> </tr> </tbody> </table>	呼出名称	設置場所	所在地	ぼうさいかまがや	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷 2-6-1	呼出名称	設置場所	所在地	ぼうさいかまがや	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1	ぼうさいかまがや	鎌ケ谷消防署	初富 928-472	ぼうさいかまがや	無線室	新鎌ケ谷 2-6-1	No	子局名	所在地	(略)			31	第2分団	東道野辺 3-18	32	飯田ビル	道野辺本町 1-2-3	33	オーベル二番館	道野辺本町 2-11-7	34	丸山	丸山 1-1	53	五舛蒔公園	東道野辺 3-13	(略)			71	南初富三丁目	南初富 3-16	72	道野辺中央一丁目公園	道野辺中央 1-6-18	73	道野辺保育園	道野辺中央 5-7-10	74	妙蓮寺下	東道野辺 1-6	75	東部小学校	鎌ケ谷 8-3-11	100	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷 2-6-1	呼出名称	設置場所	所在地	ぼうさいかまがや	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷 2-6-1	呼出名称	設置場所	所在地	ぼうさいかまがや	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1	呼出名称	設置場所	所在地	かまがや 51	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1	かまがや 52	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1	かまがや 53	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1	かまがや 54	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1	<p>資料-4-3 通信施設</p> <p>1 <u>同報系</u></p> <p>(2) <u>同報系親局及び同報系遠隔制御装置</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼出名称</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>鎌ケ谷市役所</td> <td>新鎌ケ谷二丁目6番1号</td> <td>同報系親局</td> </tr> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>鎌ケ谷消防署</td> <td>初富 9 2 8 番地の 4 7 2</td> <td>同報系遠隔制御装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>同報系子局</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>設置場所</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>第2分団</td> <td>東道野辺三丁目18番</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>飯田ビル</td> <td>道野辺本町一丁目2番3号</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>オーベル鎌ケ谷式番館</td> <td>道野辺本町二丁目11番7号</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>丸山</td> <td>丸山一丁目1番</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>五舛蒔第一公園</td> <td>東道野辺三丁目13番</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>南初富三丁目</td> <td>南初富三丁目16番</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>道野辺中央一丁目公園</td> <td>道野辺中央一丁目6番</td> </tr> <tr> <td>73</td> <td>道野辺保育園</td> <td>道野辺中央五丁目7番10号</td> </tr> <tr> <td>74</td> <td>妙蓮寺下</td> <td>東道野辺一丁目6番</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>東部小学校</td> <td>鎌ケ谷八丁目3番11号</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>鎌ケ谷市役所</td> <td>新鎌ケ谷二丁目6番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>移動系基地局及び移動系陸上移動局</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼出名称</th> <th>配置場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぼうさいかまがや</td> <td>安全対策課</td> <td>移動系基地局</td> </tr> <tr> <td>かまがや 5 1</td> <td>安全対策課</td> <td>移動系陸上移動局</td> </tr> <tr> <td>かまがや 5 2</td> <td>安全対策課</td> <td>移動系陸上移動局</td> </tr> <tr> <td>かまがや 5 3</td> <td>安全対策課</td> <td>移動系陸上移動局</td> </tr> <tr> <td>かまがや 5 4</td> <td>安全対策課</td> <td>移動系陸上移動局</td> </tr> </tbody> </table>	呼出名称	設置場所	所在地	備考	ぼうさいかまがや	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷二丁目6番1号	同報系親局	ぼうさいかまがや	鎌ケ谷消防署	初富 9 2 8 番地の 4 7 2	同報系遠隔制御装置	番号	設置場所	所在地	(略)			31	第2分団	東道野辺三丁目18番	32	飯田ビル	道野辺本町一丁目2番3号	33	オーベル鎌ケ谷式番館	道野辺本町二丁目11番7号	34	丸山	丸山一丁目1番	53	五舛蒔第一公園	東道野辺三丁目13番	(略)			71	南初富三丁目	南初富三丁目16番	72	道野辺中央一丁目公園	道野辺中央一丁目6番	73	道野辺保育園	道野辺中央五丁目7番10号	74	妙蓮寺下	東道野辺一丁目6番	75	東部小学校	鎌ケ谷八丁目3番11号	100	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷二丁目6番1号	呼出名称	配置場所	備考	ぼうさいかまがや	安全対策課	移動系基地局	かまがや 5 1	安全対策課	移動系陸上移動局	かまがや 5 2	安全対策課	移動系陸上移動局	かまがや 5 3	安全対策課	移動系陸上移動局	かまがや 5 4	安全対策課	移動系陸上移動局	防災行政無線のデジタル化
呼出名称	設置場所	所在地																																																																																																																																																																
ぼうさいかまがや	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷 2-6-1																																																																																																																																																																
呼出名称	設置場所	所在地																																																																																																																																																																
ぼうさいかまがや	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1																																																																																																																																																																
ぼうさいかまがや	鎌ケ谷消防署	初富 928-472																																																																																																																																																																
ぼうさいかまがや	無線室	新鎌ケ谷 2-6-1																																																																																																																																																																
No	子局名	所在地																																																																																																																																																																
(略)																																																																																																																																																																		
31	第2分団	東道野辺 3-18																																																																																																																																																																
32	飯田ビル	道野辺本町 1-2-3																																																																																																																																																																
33	オーベル二番館	道野辺本町 2-11-7																																																																																																																																																																
34	丸山	丸山 1-1																																																																																																																																																																
53	五舛蒔公園	東道野辺 3-13																																																																																																																																																																
(略)																																																																																																																																																																		
71	南初富三丁目	南初富 3-16																																																																																																																																																																
72	道野辺中央一丁目公園	道野辺中央 1-6-18																																																																																																																																																																
73	道野辺保育園	道野辺中央 5-7-10																																																																																																																																																																
74	妙蓮寺下	東道野辺 1-6																																																																																																																																																																
75	東部小学校	鎌ケ谷 8-3-11																																																																																																																																																																
100	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷 2-6-1																																																																																																																																																																
呼出名称	設置場所	所在地																																																																																																																																																																
ぼうさいかまがや	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷 2-6-1																																																																																																																																																																
呼出名称	設置場所	所在地																																																																																																																																																																
ぼうさいかまがや	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1																																																																																																																																																																
呼出名称	設置場所	所在地																																																																																																																																																																
かまがや 51	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1																																																																																																																																																																
かまがや 52	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1																																																																																																																																																																
かまがや 53	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1																																																																																																																																																																
かまがや 54	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1																																																																																																																																																																
呼出名称	設置場所	所在地	備考																																																																																																																																																															
ぼうさいかまがや	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷二丁目6番1号	同報系親局																																																																																																																																																															
ぼうさいかまがや	鎌ケ谷消防署	初富 9 2 8 番地の 4 7 2	同報系遠隔制御装置																																																																																																																																																															
番号	設置場所	所在地																																																																																																																																																																
(略)																																																																																																																																																																		
31	第2分団	東道野辺三丁目18番																																																																																																																																																																
32	飯田ビル	道野辺本町一丁目2番3号																																																																																																																																																																
33	オーベル鎌ケ谷式番館	道野辺本町二丁目11番7号																																																																																																																																																																
34	丸山	丸山一丁目1番																																																																																																																																																																
53	五舛蒔第一公園	東道野辺三丁目13番																																																																																																																																																																
(略)																																																																																																																																																																		
71	南初富三丁目	南初富三丁目16番																																																																																																																																																																
72	道野辺中央一丁目公園	道野辺中央一丁目6番																																																																																																																																																																
73	道野辺保育園	道野辺中央五丁目7番10号																																																																																																																																																																
74	妙蓮寺下	東道野辺一丁目6番																																																																																																																																																																
75	東部小学校	鎌ケ谷八丁目3番11号																																																																																																																																																																
100	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷二丁目6番1号																																																																																																																																																																
呼出名称	配置場所	備考																																																																																																																																																																
ぼうさいかまがや	安全対策課	移動系基地局																																																																																																																																																																
かまがや 5 1	安全対策課	移動系陸上移動局																																																																																																																																																																
かまがや 5 2	安全対策課	移動系陸上移動局																																																																																																																																																																
かまがや 5 3	安全対策課	移動系陸上移動局																																																																																																																																																																
かまがや 5 4	安全対策課	移動系陸上移動局																																																																																																																																																																

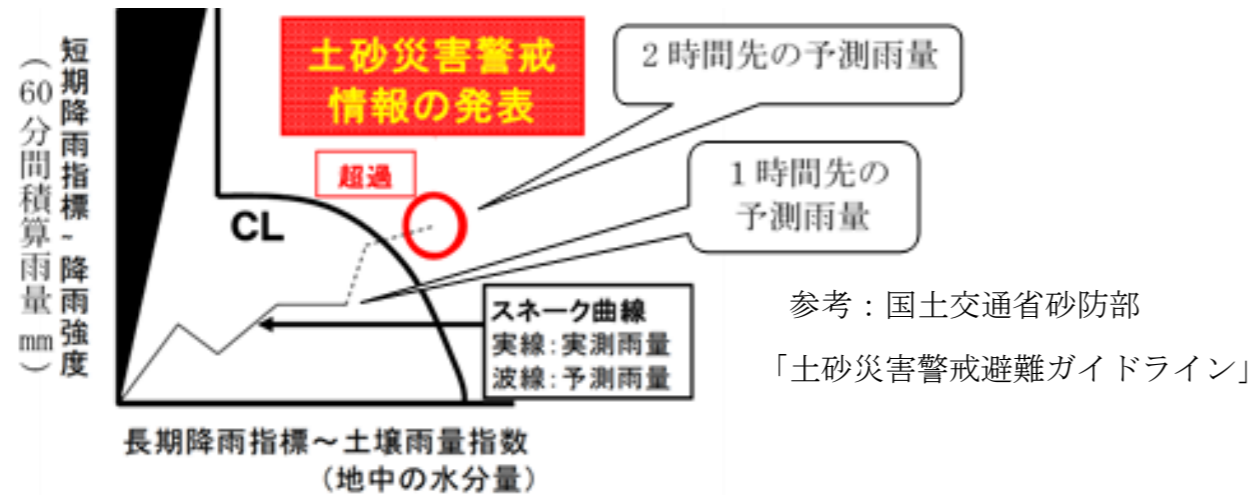
頁	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																					
	<p>3 鎌ヶ谷市防災 MCA 無線呼出番号一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備場所</th> <th>無線番号</th> <th>局種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">市民生活部</td> <td>市民生活部安全対策課 (1階)</td> <td>100</td> <td>指令</td> </tr> <tr> <td>市民生活部安全対策課 (1階)</td> <td>101</td> <td>半固定</td> </tr> <tr> <td>市民生活部クリーン推進課 (1階)</td> <td>102</td> <td>半固定</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷コミュニティセンター</td> <td>527</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td>南初富コミュニティセンター</td> <td>528</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td>道野辺中央コミュニティセンター</td> <td>529</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td>栗野コミュニティセンター</td> <td>530</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">都市建設部</td> <td>都市建設部道路河川管理課 (4階)</td> <td>103</td> <td>半固定</td> </tr> <tr> <td>都市建設部道路河川整備課 (4階)</td> <td>104</td> <td>半固定</td> </tr> <tr> <td>都市建設部建築住宅課 (4階)</td> <td>105</td> <td>半固定</td> </tr> <tr> <td>都市建設部下水道課 (4階)</td> <td>106</td> <td>半固定</td> </tr> <tr> <td>市制記念公園</td> <td>537</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>市民生活部安全対策課 携帯機</td> <td>514</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民生活部安全対策課 携帯機</td> <td>515</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民生活部安全対策課 携帯機</td> <td>516</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民生活部安全対策課 携帯機</td> <td>517</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民生活部安全対策課 携帯機</td> <td>518</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民生活部安全対策課 携帯機</td> <td>519</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民生活部安全対策課 携帯機</td> <td>520</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民生活部安全対策課 携帯機</td> <td>521</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民生活部安全対策課 携帯機</td> <td>522</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民生活部安全対策課 携帯機</td> <td>523</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民生活部安全対策課 携帯機</td> <td>524</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民生活部安全対策課 携帯機</td> <td>525</td> <td>携帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民生活部安全対策課 携帯機</td> <td>526</td> <td>携帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害時連絡用 PHS 電話機一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備場所</th> <th>所在地</th> <th>PSID (型番)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>安全対策課</td><td>新鎌ヶ谷 2-6-1</td><td>255456379</td></tr> <tr><td>2</td><td>安全対策課</td><td>新鎌ヶ谷 2-6-1</td><td>255456380</td></tr> <tr><td>3</td><td>安全対策課</td><td>新鎌ヶ谷 2-6-1</td><td>255456381</td></tr> <tr><td>4</td><td>安全対策課</td><td>新鎌ヶ谷 2-6-1</td><td>255456382</td></tr> <tr><td>5</td><td>安全対策課</td><td>新鎌ヶ谷 2-6-1</td><td>255456383</td></tr> <tr><td>6</td><td>安全対策課</td><td>新鎌ヶ谷 2-6-1</td><td>255456384</td></tr> <tr><td>7</td><td>市長室</td><td>新鎌ヶ谷 2-6-1</td><td>255456385</td></tr> <tr><td>8</td><td>副市長室</td><td>新鎌ヶ谷 2-6-1</td><td>255456386</td></tr> <tr><td>9</td><td>総務課</td><td>新鎌ヶ谷 2-6-1</td><td>255456387</td></tr> <tr><td>10</td><td>企画財政課</td><td>新鎌ヶ谷 2-6-1</td><td>255456388</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr><td>114</td><td>第3分団</td><td>中沢 926-6</td><td>255457693</td></tr> <tr><td>115</td><td>第4分団</td><td>東初富 1-5-2</td><td>255457694</td></tr> <tr><td>116</td><td>第5分団</td><td>初富 204-3</td><td>255457695</td></tr> <tr><td>117</td><td>第6分団</td><td>栗野 108</td><td>255457696</td></tr> <tr><td>118</td><td>第7分団</td><td>佐津間 474-4</td><td>255457697</td></tr> <tr><td>119</td><td>第8分団</td><td>軽井沢 2083-2</td><td>255457698</td></tr> </tbody> </table>	区分	配備場所	無線番号	局種	市民生活部	市民生活部安全対策課 (1階)	100	指令	市民生活部安全対策課 (1階)	101	半固定	市民生活部クリーン推進課 (1階)	102	半固定	鎌ヶ谷コミュニティセンター	527	携帯	南初富コミュニティセンター	528	携帯	道野辺中央コミュニティセンター	529	携帯	栗野コミュニティセンター	530	携帯	都市建設部	都市建設部道路河川管理課 (4階)	103	半固定	都市建設部道路河川整備課 (4階)	104	半固定	都市建設部建築住宅課 (4階)	105	半固定	都市建設部下水道課 (4階)	106	半固定	市制記念公園	537	携帯	(略)				携帯	市民生活部安全対策課 携帯機	514	携帯		市民生活部安全対策課 携帯機	515	携帯		市民生活部安全対策課 携帯機	516	携帯		市民生活部安全対策課 携帯機	517	携帯		市民生活部安全対策課 携帯機	518	携帯		市民生活部安全対策課 携帯機	519	携帯		市民生活部安全対策課 携帯機	520	携帯		市民生活部安全対策課 携帯機	521	携帯		市民生活部安全対策課 携帯機	522	携帯		市民生活部安全対策課 携帯機	523	携帯		市民生活部安全対策課 携帯機	524	携帯		市民生活部安全対策課 携帯機	525	携帯		市民生活部安全対策課 携帯機	526	携帯		配備場所	所在地	PSID (型番)	1	安全対策課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456379	2	安全対策課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456380	3	安全対策課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456381	4	安全対策課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456382	5	安全対策課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456383	6	安全対策課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456384	7	市長室	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456385	8	副市長室	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456386	9	総務課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456387	10	企画財政課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456388	(略)				114	第3分団	中沢 926-6	255457693	115	第4分団	東初富 1-5-2	255457694	116	第5分団	初富 204-3	255457695	117	第6分団	栗野 108	255457696	118	第7分団	佐津間 474-4	255457697	119	第8分団	軽井沢 2083-2	255457698	<p>3 IP無線系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>局名 (常設場所)</th> <th>グループ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 安全対策課 1</td><td>1、2、3、4、5、8、15、16、17</td></tr> <tr><td>2 安全対策課 2</td><td>1、2、3、4、5、8、15、16、17</td></tr> <tr><td>3 安全対策課 3</td><td>1、2、3、4、5、8、15、16、17</td></tr> <tr><td>4 安全対策課 4</td><td>1、2、3、4、5、8、15、16、17</td></tr> <tr><td>5 安全対策課 5</td><td>1、2、3、4、5、8、15、16、17</td></tr> <tr><td>6 安全対策課 6</td><td>1、2、3、4、5、8、15、16、17</td></tr> <tr><td>7 安全対策課 7</td><td>1、2、3、4、5、8、15、16、17</td></tr> <tr><td>8 安全対策課 8</td><td>1、2、3、4、5、8、15、16、17</td></tr> <tr><td>9 第1現対</td><td>11、2、3</td></tr> <tr><td>10 第1現対</td><td>21、2、3</td></tr> <tr><td>11 第1現対</td><td>31、2、3</td></tr> <tr><td>12 第1現対</td><td>41、2、3</td></tr> <tr><td>13 第1現対</td><td>51、2、3</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr><td>63 教育総務課</td><td>1、2、3、8、11、12、13</td></tr> <tr><td>64 学校教育課</td><td>1、2、3、8、11、12、13</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr><td>81 生涯学習推進課</td><td>1、2、3、8、14</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr><td>87 文化・スポーツ課</td><td>1、2、3、8</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr><td>107 鎌ヶ谷警察署</td><td>1、15、17</td></tr> <tr><td>109 新京成電鉄</td><td>1、17</td></tr> <tr><td>110 東武鉄道</td><td>1、17</td></tr> <tr><td>111 北総鉄道</td><td>1、17</td></tr> <tr><td>112 イオン鎌ヶ谷</td><td>1、17</td></tr> <tr><td>113 くすりの福太郎</td><td>1、17</td></tr> <tr><td>114 東横イン</td><td>1、17</td></tr> <tr><td>115 アクロスモール</td><td>1、17</td></tr> <tr><td>116 鎌ヶ谷観光バス</td><td>1、17</td></tr> <tr><td>117 ちばレインボーバス</td><td>1、17</td></tr> <tr><td>118 船橋新京成バス</td><td>1、17</td></tr> <tr><td>119 タクシー協会</td><td>1、17</td></tr> <tr><td>120 身体障がい者福祉センター</td><td>11、2</td></tr> <tr><td>121 身体障がい者福祉センター</td><td>21、2</td></tr> <tr><td>122 安全対策課 9</td><td>1、2、3、4、5、8、15、16、17</td></tr> </tbody> </table> <p>4 削除</p>	局名 (常設場所)	グループ	1 安全対策課 1	1、2、3、4、5、8、15、16、17	2 安全対策課 2	1、2、3、4、5、8、15、16、17	3 安全対策課 3	1、2、3、4、5、8、15、16、17	4 安全対策課 4	1、2、3、4、5、8、15、16、17	5 安全対策課 5	1、2、3、4、5、8、15、16、17	6 安全対策課 6	1、2、3、4、5、8、15、16、17	7 安全対策課 7	1、2、3、4、5、8、15、16、17	8 安全対策課 8	1、2、3、4、5、8、15、16、17	9 第1現対	11、2、3	10 第1現対	21、2、3	11 第1現対	31、2、3	12 第1現対	41、2、3	13 第1現対	51、2、3	(略)		63 教育総務課	1、2、3、8、11、12、13	64 学校教育課	1、2、3、8、11、12、13	(略)		81 生涯学習推進課	1、2、3、8、14	(略)		87 文化・スポーツ課	1、2、3、8	(略)		107 鎌ヶ谷警察署	1、15、17	109 新京成電鉄	1、17	110 東武鉄道	1、17	111 北総鉄道	1、17	112 イオン鎌ヶ谷	1、17	113 くすりの福太郎	1、17	114 東横イン	1、17	115 アクロスモール	1、17	116 鎌ヶ谷観光バス	1、17	117 ちばレインボーバス	1、17	118 船橋新京成バス	1、17	119 タクシー協会	1、17	120 身体障がい者福祉センター	11、2	121 身体障がい者福祉センター	21、2	122 安全対策課 9	1、2、3、4、5、8、15、16、17	<p>MCA 無線 を IP 無線 に変更</p> <p>PHS 廃止</p>
区分	配備場所	無線番号	局種																																																																																																																																																																																																																																																				
市民生活部	市民生活部安全対策課 (1階)	100	指令																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部安全対策課 (1階)	101	半固定																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部クリーン推進課 (1階)	102	半固定																																																																																																																																																																																																																																																				
	鎌ヶ谷コミュニティセンター	527	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	南初富コミュニティセンター	528	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	道野辺中央コミュニティセンター	529	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	栗野コミュニティセンター	530	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
都市建設部	都市建設部道路河川管理課 (4階)	103	半固定																																																																																																																																																																																																																																																				
	都市建設部道路河川整備課 (4階)	104	半固定																																																																																																																																																																																																																																																				
	都市建設部建築住宅課 (4階)	105	半固定																																																																																																																																																																																																																																																				
	都市建設部下水道課 (4階)	106	半固定																																																																																																																																																																																																																																																				
	市制記念公園	537	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
(略)																																																																																																																																																																																																																																																							
携帯	市民生活部安全対策課 携帯機	514	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部安全対策課 携帯機	515	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部安全対策課 携帯機	516	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部安全対策課 携帯機	517	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部安全対策課 携帯機	518	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部安全対策課 携帯機	519	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部安全対策課 携帯機	520	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部安全対策課 携帯機	521	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部安全対策課 携帯機	522	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部安全対策課 携帯機	523	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部安全対策課 携帯機	524	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部安全対策課 携帯機	525	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	市民生活部安全対策課 携帯機	526	携帯																																																																																																																																																																																																																																																				
	配備場所	所在地	PSID (型番)																																																																																																																																																																																																																																																				
1	安全対策課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456379																																																																																																																																																																																																																																																				
2	安全対策課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456380																																																																																																																																																																																																																																																				
3	安全対策課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456381																																																																																																																																																																																																																																																				
4	安全対策課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456382																																																																																																																																																																																																																																																				
5	安全対策課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456383																																																																																																																																																																																																																																																				
6	安全対策課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456384																																																																																																																																																																																																																																																				
7	市長室	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456385																																																																																																																																																																																																																																																				
8	副市長室	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456386																																																																																																																																																																																																																																																				
9	総務課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456387																																																																																																																																																																																																																																																				
10	企画財政課	新鎌ヶ谷 2-6-1	255456388																																																																																																																																																																																																																																																				
(略)																																																																																																																																																																																																																																																							
114	第3分団	中沢 926-6	255457693																																																																																																																																																																																																																																																				
115	第4分団	東初富 1-5-2	255457694																																																																																																																																																																																																																																																				
116	第5分団	初富 204-3	255457695																																																																																																																																																																																																																																																				
117	第6分団	栗野 108	255457696																																																																																																																																																																																																																																																				
118	第7分団	佐津間 474-4	255457697																																																																																																																																																																																																																																																				
119	第8分団	軽井沢 2083-2	255457698																																																																																																																																																																																																																																																				
局名 (常設場所)	グループ																																																																																																																																																																																																																																																						
1 安全対策課 1	1、2、3、4、5、8、15、16、17																																																																																																																																																																																																																																																						
2 安全対策課 2	1、2、3、4、5、8、15、16、17																																																																																																																																																																																																																																																						
3 安全対策課 3	1、2、3、4、5、8、15、16、17																																																																																																																																																																																																																																																						
4 安全対策課 4	1、2、3、4、5、8、15、16、17																																																																																																																																																																																																																																																						
5 安全対策課 5	1、2、3、4、5、8、15、16、17																																																																																																																																																																																																																																																						
6 安全対策課 6	1、2、3、4、5、8、15、16、17																																																																																																																																																																																																																																																						
7 安全対策課 7	1、2、3、4、5、8、15、16、17																																																																																																																																																																																																																																																						
8 安全対策課 8	1、2、3、4、5、8、15、16、17																																																																																																																																																																																																																																																						
9 第1現対	11、2、3																																																																																																																																																																																																																																																						
10 第1現対	21、2、3																																																																																																																																																																																																																																																						
11 第1現対	31、2、3																																																																																																																																																																																																																																																						
12 第1現対	41、2、3																																																																																																																																																																																																																																																						
13 第1現対	51、2、3																																																																																																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																																																																																																							
63 教育総務課	1、2、3、8、11、12、13																																																																																																																																																																																																																																																						
64 学校教育課	1、2、3、8、11、12、13																																																																																																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																																																																																																							
81 生涯学習推進課	1、2、3、8、14																																																																																																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																																																																																																							
87 文化・スポーツ課	1、2、3、8																																																																																																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																																																																																																							
107 鎌ヶ谷警察署	1、15、17																																																																																																																																																																																																																																																						
109 新京成電鉄	1、17																																																																																																																																																																																																																																																						
110 東武鉄道	1、17																																																																																																																																																																																																																																																						
111 北総鉄道	1、17																																																																																																																																																																																																																																																						
112 イオン鎌ヶ谷	1、17																																																																																																																																																																																																																																																						
113 くすりの福太郎	1、17																																																																																																																																																																																																																																																						
114 東横イン	1、17																																																																																																																																																																																																																																																						
115 アクロスモール	1、17																																																																																																																																																																																																																																																						
116 鎌ヶ谷観光バス	1、17																																																																																																																																																																																																																																																						
117 ちばレインボーバス	1、17																																																																																																																																																																																																																																																						
118 船橋新京成バス	1、17																																																																																																																																																																																																																																																						
119 タクシー協会	1、17																																																																																																																																																																																																																																																						
120 身体障がい者福祉センター	11、2																																																																																																																																																																																																																																																						
121 身体障がい者福祉センター	21、2																																																																																																																																																																																																																																																						
122 安全対策課 9	1、2、3、4、5、8、15、16、17																																																																																																																																																																																																																																																						

頁	旧	新																																																																																													
資-4-38	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">指定 地方 行政 機関</td> <td>国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所</td> <td>野田市宮崎 134</td> <td>04-7125-7436</td> <td>04-7123-1741</td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所</td> <td>千葉市稲毛区天台 5-27-1</td> <td>043-287-0315</td> <td>043-285-0412</td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所</td> <td>松戸市竹ヶ花 86</td> <td>047-362-4114</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 千葉県拠点</td> <td>千葉市稲毛区轟町 5- 1-4</td> <td>043-253-9212</td> <td>043-256-7135</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区气象台 銚子地方气象台</td> <td>銚子市川口町 2-6431</td> <td>0479-23-7705</td> <td>0479-22-0382</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">そ の 他</td> <td>鎌ヶ谷市消防団</td> <td>鎌ヶ谷市右京塚 10- 12</td> <td>047-444-3235</td> <td>047-445-1224</td> </tr> <tr> <td>ジェイコム関東東関東局</td> <td>柏市名戸ヶ谷 900-1</td> <td>04-7139-5010</td> <td>04-7169-6000</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷総合病院</td> <td>鎌ヶ谷市初富 929-6</td> <td>047-498-8111</td> <td>047-498-5050</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	FAX	(略)				指定 地方 行政 機関	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所	野田市宮崎 134	04-7125-7436	04-7123-1741	国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043-287-0315	043-285-0412	国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所	松戸市竹ヶ花 86	047-362-4114		農林水産省関東農政局 千葉県拠点	千葉市稲毛区轟町 5- 1-4	043-253-9212	043-256-7135	気象庁東京管区气象台 銚子地方气象台	銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705	0479-22-0382	(略)				そ の 他	鎌ヶ谷市消防団	鎌ヶ谷市右京塚 10- 12	047-444-3235	047-445-1224	ジェイコム関東東関東局	柏市名戸ヶ谷 900-1	04-7139-5010	04-7169-6000	鎌ヶ谷総合病院	鎌ヶ谷市初富 929-6	047-498-8111	047-498-5050	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">指定 地方 行政 機関</td> <td>国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所</td> <td>野田市宮崎 134</td> <td>04-7125-7436</td> <td>04-7123-1741</td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所</td> <td>千葉市稲毛区天台 5-27-1</td> <td>043-287-0315</td> <td>043-285-0412</td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所</td> <td>松戸市竹ヶ花 86</td> <td>047-362-4114</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 千葉県拠点</td> <td>千葉市中央区本千葉 町 10-18</td> <td>043-224-5611</td> <td>043-227-7135</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管区气象台 銚子地方气象台</td> <td>銚子市川口町 2-6431</td> <td>0479-23-7705</td> <td>0479-22-0382</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">そ の 他</td> <td>鎌ヶ谷市消防団</td> <td>鎌ヶ谷市右京塚 10- 12</td> <td>047-444-3235</td> <td>047-445-1224</td> </tr> <tr> <td>ジェイコム千葉</td> <td>柏市名戸ヶ谷 900-1</td> <td>04-7139-5010</td> <td>04-7169-6000</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷総合病院</td> <td>鎌ヶ谷市初富 929-6</td> <td>047-498-8111</td> <td>047-498-5050</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所在地	電話番号	FAX	(略)				指定 地方 行政 機関	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所	野田市宮崎 134	04-7125-7436	04-7123-1741	国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043-287-0315	043-285-0412	国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所	松戸市竹ヶ花 86	047-362-4114		農林水産省関東農政局 千葉県拠点	千葉市中央区本千葉 町 10-18	043-224-5611	043-227-7135	気象庁東京管区气象台 銚子地方气象台	銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705	0479-22-0382	(略)				そ の 他	鎌ヶ谷市消防団	鎌ヶ谷市右京塚 10- 12	047-444-3235	047-445-1224	ジェイコム千葉	柏市名戸ヶ谷 900-1	04-7139-5010	04-7169-6000	鎌ヶ谷総合病院	鎌ヶ谷市初富 929-6	047-498-8111	047-498-5050	時点修正
機関名	所在地	電話番号	FAX																																																																																												
(略)																																																																																															
指定 地方 行政 機関	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所	野田市宮崎 134	04-7125-7436	04-7123-1741																																																																																											
	国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043-287-0315	043-285-0412																																																																																											
	国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所	松戸市竹ヶ花 86	047-362-4114																																																																																												
	農林水産省関東農政局 千葉県拠点	千葉市稲毛区轟町 5- 1-4	043-253-9212	043-256-7135																																																																																											
	気象庁東京管区气象台 銚子地方气象台	銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705	0479-22-0382																																																																																											
(略)																																																																																															
そ の 他	鎌ヶ谷市消防団	鎌ヶ谷市右京塚 10- 12	047-444-3235	047-445-1224																																																																																											
	ジェイコム関東東関東局	柏市名戸ヶ谷 900-1	04-7139-5010	04-7169-6000																																																																																											
	鎌ヶ谷総合病院	鎌ヶ谷市初富 929-6	047-498-8111	047-498-5050																																																																																											
機関名	所在地	電話番号	FAX																																																																																												
(略)																																																																																															
指定 地方 行政 機関	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所	野田市宮崎 134	04-7125-7436	04-7123-1741																																																																																											
	国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043-287-0315	043-285-0412																																																																																											
	国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所	松戸市竹ヶ花 86	047-362-4114																																																																																												
	農林水産省関東農政局 千葉県拠点	千葉市中央区本千葉 町 10-18	043-224-5611	043-227-7135																																																																																											
	気象庁東京管区气象台 銚子地方气象台	銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705	0479-22-0382																																																																																											
(略)																																																																																															
そ の 他	鎌ヶ谷市消防団	鎌ヶ谷市右京塚 10- 12	047-444-3235	047-445-1224																																																																																											
	ジェイコム千葉	柏市名戸ヶ谷 900-1	04-7139-5010	04-7169-6000																																																																																											
	鎌ヶ谷総合病院	鎌ヶ谷市初富 929-6	047-498-8111	047-498-5050																																																																																											

頁	旧	新																																																																																	
資-5-3	<p>資料-5-2 土砂災害警戒区域の避難基準等</p> <p>1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定箇所</p> <table border="1" data-bbox="172 281 1403 569"> <thead> <tr> <th>指定箇所</th> <th>区域名</th> <th>自然現象の種類</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> <th>告示日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道野辺北下</td> <td>北下 1</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>平成 24 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>道野辺囃子水</td> <td>囃子水 3</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>平成 24 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>道野辺北下</td> <td>北下 2</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> <td></td> <td>平成 24 年 3 月 30 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 土砂災害の前兆現象（急傾斜地の崩壊）</p> <table border="1" data-bbox="172 1163 1403 1488"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>2～3時間前 (A)</th> <th>1～2時間前 (B)</th> <th>直前 (C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>斜面の状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・湧水量の増加 ・表面流発生 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・小石がばらばら落下 ・新たな湧水発生 ・湧水の濁り </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・湧水の停止 ・湧水の吹き出し ・亀裂の発生 ・斜面のはらみだし ・小石がぼろぼろ落下 ・地鳴り </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、上記の減少は時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。</p> <p>参考資料：国土交通省「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」 http://www.mlit.go.jp/river/sabo/kisya/200601_06/060331/060331.html</p>	指定箇所	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示日	道野辺北下	北下 1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 3 月 30 日	道野辺囃子水	囃子水 3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 3 月 30 日	道野辺北下	北下 2	急傾斜地の崩壊	○		平成 24 年 3 月 30 日	時間	2～3時間前 (A)	1～2時間前 (B)	直前 (C)	斜面の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水量の増加 ・表面流発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・小石がばらばら落下 ・新たな湧水発生 ・湧水の濁り 	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水の停止 ・湧水の吹き出し ・亀裂の発生 ・斜面のはらみだし ・小石がぼろぼろ落下 ・地鳴り 	<p>資料-5-2 土砂災害警戒区域の避難基準等</p> <p>1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定箇所</p> <table border="1" data-bbox="1469 281 2742 1037"> <thead> <tr> <th>指定箇所</th> <th>区域名</th> <th>自然現象の種類</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> <th>告示日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鎌ヶ谷市道野辺北下</td> <td>北下 1</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>平成 24 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市道野辺囃子水</td> <td>囃子水 3</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>平成 24 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市道野辺北下</td> <td>北下 2</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> <td></td> <td>平成 24 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市道野辺</td> <td>下西山</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>令和 2 年 3 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市東道野辺 7 丁目</td> <td>東道野辺 1</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>令和 2 年 3 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市中沢、市川市大野町 4 丁目</td> <td>大野町 18</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>令和 3 年 2 月 16 日</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市東道野辺 3 丁目、船橋市丸山 3 丁目、丸山 4 丁目</td> <td>東道野辺 2</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>令和 3 年 3 月 5 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>削除</p>	指定箇所	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示日	鎌ヶ谷市道野辺北下	北下 1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 3 月 30 日	鎌ヶ谷市道野辺囃子水	囃子水 3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 3 月 30 日	鎌ヶ谷市道野辺北下	北下 2	急傾斜地の崩壊	○		平成 24 年 3 月 30 日	鎌ヶ谷市道野辺	下西山	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 3 月 10 日	鎌ヶ谷市東道野辺 7 丁目	東道野辺 1	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 3 月 10 日	鎌ヶ谷市中沢、市川市大野町 4 丁目	大野町 18	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 2 月 16 日	鎌ヶ谷市東道野辺 3 丁目、船橋市丸山 3 丁目、丸山 4 丁目	東道野辺 2	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 3 月 5 日	<p>災対法 60 条変更による避難勧告、避難指示の一本化</p> <p>時点修正</p>
指定箇所	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示日																																																																														
道野辺北下	北下 1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 3 月 30 日																																																																														
道野辺囃子水	囃子水 3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 3 月 30 日																																																																														
道野辺北下	北下 2	急傾斜地の崩壊	○		平成 24 年 3 月 30 日																																																																														
時間	2～3時間前 (A)	1～2時間前 (B)	直前 (C)																																																																																
斜面の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水量の増加 ・表面流発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・小石がばらばら落下 ・新たな湧水発生 ・湧水の濁り 	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水の停止 ・湧水の吹き出し ・亀裂の発生 ・斜面のはらみだし ・小石がぼろぼろ落下 ・地鳴り 																																																																																
指定箇所	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示日																																																																														
鎌ヶ谷市道野辺北下	北下 1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 3 月 30 日																																																																														
鎌ヶ谷市道野辺囃子水	囃子水 3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 3 月 30 日																																																																														
鎌ヶ谷市道野辺北下	北下 2	急傾斜地の崩壊	○		平成 24 年 3 月 30 日																																																																														
鎌ヶ谷市道野辺	下西山	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 3 月 10 日																																																																														
鎌ヶ谷市東道野辺 7 丁目	東道野辺 1	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 3 月 10 日																																																																														
鎌ヶ谷市中沢、市川市大野町 4 丁目	大野町 18	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 2 月 16 日																																																																														
鎌ヶ谷市東道野辺 3 丁目、船橋市丸山 3 丁目、丸山 4 丁目	東道野辺 2	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 3 月 5 日																																																																														

3 土砂災害警戒情報の発表基準

2時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線（CL）を超過する場合に、県と銚子地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。



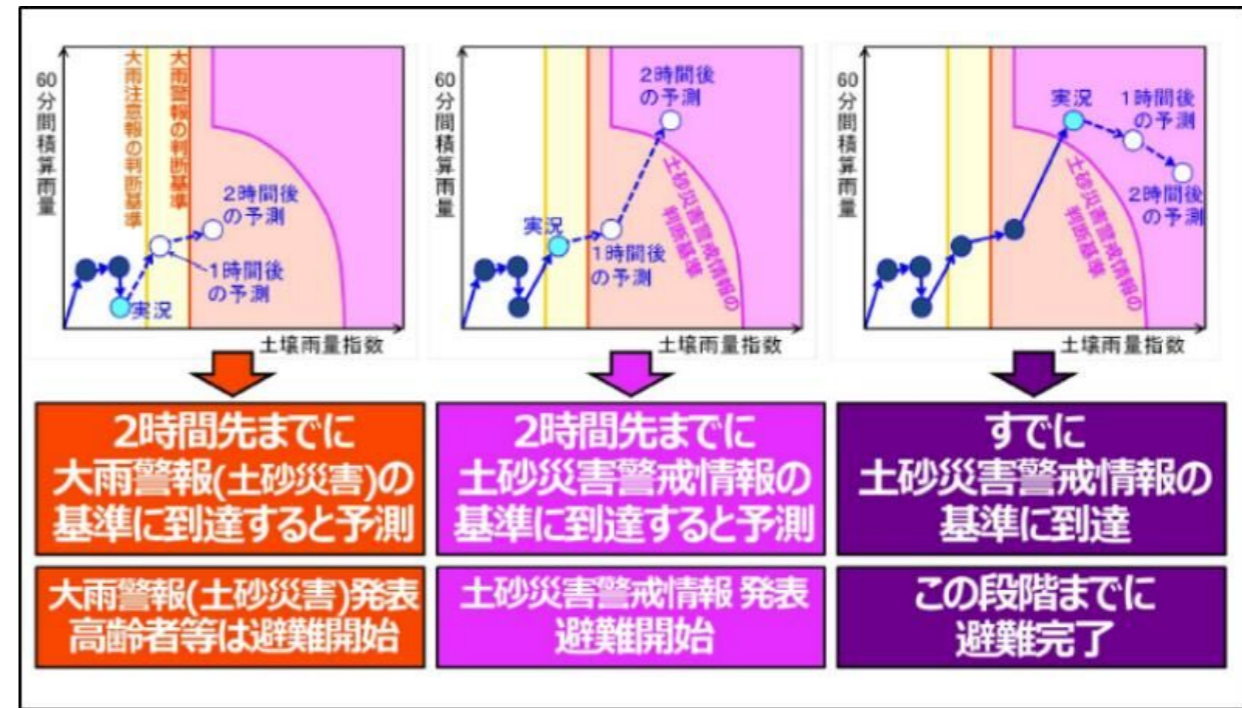
CL（土砂災害発生危険基準線；Critical Line）：土砂災害に対して注意すべき領域と警戒すべき領域の境界線をいう。過去の主な災害事例に基づき設定されている。

4 避難基準

土砂災害警戒情報が発表された場合に、斜面の状況や気象情報等から総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

避難情報	発令基準
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害の前兆現象（A）が発見された場合 土砂災害警戒情報が発表された場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害の前兆現象（B）が発見された場合 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想される場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害の前兆現象（C）が発見された場合 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想される場合

2 土砂災害警戒情報の発表基準



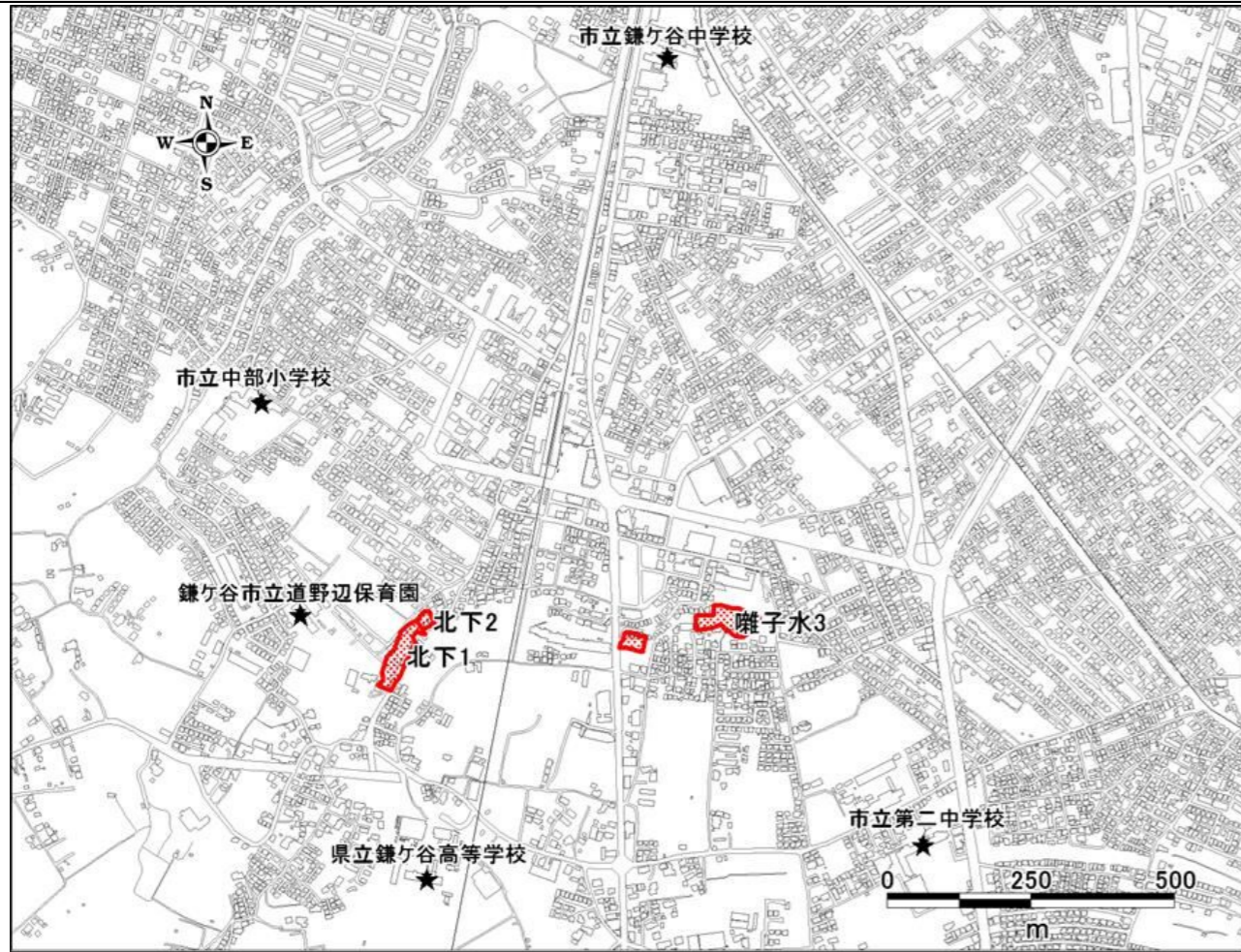
注) 気象庁ホームページより

3 避難基準

土砂災害警戒情報が発表された場合に、避難指示等を発令する。

避難情報	発令基準
高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）が発表された場合
避難指示	土砂災害警戒警報が発表された場合
緊急安全確保	既に土砂災害警戒警報が発表され、被害が起きている場合

頁	旧	新																																																																			
	<p><u>5</u> 避難所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指定箇所</th> <th rowspan="2">区域名</th> <th colspan="2">避難所</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"><u>道野辺北下</u></td> <td rowspan="2"><u>北下1</u> <u>北下2</u></td> <td><u>中部小学校</u></td> <td><u>道野辺中央三丁目12番3号</u></td> </tr> <tr> <td><u>道野辺保育園</u></td> <td><u>道野辺中央五丁目7番10号</u></td> </tr> <tr> <td><u>鎌ヶ谷高等学校</u></td> <td><u>東道野辺一丁目4番1号</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>道野辺囃子水</u></td> <td rowspan="3"><u>囃子水3</u></td> <td><u>鎌ヶ谷中学校</u></td> <td><u>富岡一丁目2番1号</u></td> </tr> <tr> <td><u>第二中学校</u></td> <td><u>東道野辺四丁目19番26号</u></td> </tr> <tr> <td><u>鎌ヶ谷高等学校</u></td> <td><u>東道野辺一丁目4番1号</u></td> </tr> </tbody> </table>	指定箇所	区域名	避難所		名称	住所	<u>道野辺北下</u>	<u>北下1</u> <u>北下2</u>	<u>中部小学校</u>	<u>道野辺中央三丁目12番3号</u>	<u>道野辺保育園</u>	<u>道野辺中央五丁目7番10号</u>	<u>鎌ヶ谷高等学校</u>	<u>東道野辺一丁目4番1号</u>	<u>道野辺囃子水</u>	<u>囃子水3</u>	<u>鎌ヶ谷中学校</u>	<u>富岡一丁目2番1号</u>	<u>第二中学校</u>	<u>東道野辺四丁目19番26号</u>	<u>鎌ヶ谷高等学校</u>	<u>東道野辺一丁目4番1号</u>	<p><u>4</u> 避難所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指定箇所</th> <th rowspan="2">区域名</th> <th colspan="2">避難所</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"><u>鎌ヶ谷市道野辺北下</u></td> <td rowspan="2"><u>北下1</u> <u>北下2</u></td> <td><u>中部小学校</u></td> <td><u>道野辺中央3-12-3</u></td> </tr> <tr> <td><u>道野辺保育園</u></td> <td><u>道野辺中央5-7-10</u></td> </tr> <tr> <td><u>鎌ヶ谷高等学校</u></td> <td><u>東道野辺1-4-1</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>鎌ヶ谷市道野辺囃子水</u></td> <td rowspan="3"><u>囃子水3</u></td> <td><u>中部小学校</u></td> <td><u>道野辺中央3-12-3</u></td> </tr> <tr> <td><u>第二中学校</u></td> <td><u>東道野辺4-19-26</u></td> </tr> <tr> <td><u>鎌ヶ谷高等学校</u></td> <td><u>東道野辺1-4-1</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>鎌ヶ谷市道野辺</u></td> <td rowspan="2"><u>下西山</u></td> <td><u>南部小学校</u></td> <td><u>中沢726</u></td> </tr> <tr> <td><u>鎌ヶ谷高等学校</u></td> <td><u>東道野辺1-4-1</u></td> </tr> <tr> <td><u>鎌ヶ谷市東道野辺7丁目</u></td> <td><u>東道野辺1</u></td> <td><u>道野辺小学校</u></td> <td><u>東道野辺5-5-1</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>鎌ヶ谷市中沢、市川市大野町4丁目</u></td> <td rowspan="2"><u>大野町18</u></td> <td><u>南部小学校</u></td> <td><u>中沢726</u></td> </tr> <tr> <td><u>第四中学校</u></td> <td><u>中沢1024-1</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>鎌ヶ谷市東道野辺3丁目、船橋市丸山3丁目、丸山4丁目</u></td> <td rowspan="2"><u>東道野辺2</u></td> <td><u>道野辺小学校</u></td> <td><u>東道野辺5-5-1</u></td> </tr> <tr> <td><u>鎌ヶ谷高等学校</u></td> <td><u>東道野辺1-4-1</u></td> </tr> </tbody> </table>	指定箇所	区域名	避難所		名称	住所	<u>鎌ヶ谷市道野辺北下</u>	<u>北下1</u> <u>北下2</u>	<u>中部小学校</u>	<u>道野辺中央3-12-3</u>	<u>道野辺保育園</u>	<u>道野辺中央5-7-10</u>	<u>鎌ヶ谷高等学校</u>	<u>東道野辺1-4-1</u>	<u>鎌ヶ谷市道野辺囃子水</u>	<u>囃子水3</u>	<u>中部小学校</u>	<u>道野辺中央3-12-3</u>	<u>第二中学校</u>	<u>東道野辺4-19-26</u>	<u>鎌ヶ谷高等学校</u>	<u>東道野辺1-4-1</u>	<u>鎌ヶ谷市道野辺</u>	<u>下西山</u>	<u>南部小学校</u>	<u>中沢726</u>	<u>鎌ヶ谷高等学校</u>	<u>東道野辺1-4-1</u>	<u>鎌ヶ谷市東道野辺7丁目</u>	<u>東道野辺1</u>	<u>道野辺小学校</u>	<u>東道野辺5-5-1</u>	<u>鎌ヶ谷市中沢、市川市大野町4丁目</u>	<u>大野町18</u>	<u>南部小学校</u>	<u>中沢726</u>	<u>第四中学校</u>	<u>中沢1024-1</u>	<u>鎌ヶ谷市東道野辺3丁目、船橋市丸山3丁目、丸山4丁目</u>	<u>東道野辺2</u>	<u>道野辺小学校</u>	<u>東道野辺5-5-1</u>	<u>鎌ヶ谷高等学校</u>	<u>東道野辺1-4-1</u>	
指定箇所	区域名			避難所																																																																	
		名称	住所																																																																		
<u>道野辺北下</u>	<u>北下1</u> <u>北下2</u>	<u>中部小学校</u>	<u>道野辺中央三丁目12番3号</u>																																																																		
		<u>道野辺保育園</u>	<u>道野辺中央五丁目7番10号</u>																																																																		
	<u>鎌ヶ谷高等学校</u>	<u>東道野辺一丁目4番1号</u>																																																																			
<u>道野辺囃子水</u>	<u>囃子水3</u>	<u>鎌ヶ谷中学校</u>	<u>富岡一丁目2番1号</u>																																																																		
		<u>第二中学校</u>	<u>東道野辺四丁目19番26号</u>																																																																		
		<u>鎌ヶ谷高等学校</u>	<u>東道野辺一丁目4番1号</u>																																																																		
指定箇所	区域名	避難所																																																																			
		名称	住所																																																																		
<u>鎌ヶ谷市道野辺北下</u>	<u>北下1</u> <u>北下2</u>	<u>中部小学校</u>	<u>道野辺中央3-12-3</u>																																																																		
		<u>道野辺保育園</u>	<u>道野辺中央5-7-10</u>																																																																		
	<u>鎌ヶ谷高等学校</u>	<u>東道野辺1-4-1</u>																																																																			
<u>鎌ヶ谷市道野辺囃子水</u>	<u>囃子水3</u>	<u>中部小学校</u>	<u>道野辺中央3-12-3</u>																																																																		
		<u>第二中学校</u>	<u>東道野辺4-19-26</u>																																																																		
		<u>鎌ヶ谷高等学校</u>	<u>東道野辺1-4-1</u>																																																																		
<u>鎌ヶ谷市道野辺</u>	<u>下西山</u>	<u>南部小学校</u>	<u>中沢726</u>																																																																		
		<u>鎌ヶ谷高等学校</u>	<u>東道野辺1-4-1</u>																																																																		
<u>鎌ヶ谷市東道野辺7丁目</u>	<u>東道野辺1</u>	<u>道野辺小学校</u>	<u>東道野辺5-5-1</u>																																																																		
<u>鎌ヶ谷市中沢、市川市大野町4丁目</u>	<u>大野町18</u>	<u>南部小学校</u>	<u>中沢726</u>																																																																		
		<u>第四中学校</u>	<u>中沢1024-1</u>																																																																		
<u>鎌ヶ谷市東道野辺3丁目、船橋市丸山3丁目、丸山4丁目</u>	<u>東道野辺2</u>	<u>道野辺小学校</u>	<u>東道野辺5-5-1</u>																																																																		
		<u>鎌ヶ谷高等学校</u>	<u>東道野辺1-4-1</u>																																																																		



頁	旧	新																																																																																																																																													
資-5-11	<p>削除</p> <p>資料-5-5 災害時要配慮者施設等一覧</p> <p style="text-align: center;">平成 25 年 3 月末現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>粟野保育園</td><td>粟野 740-1</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>学校法人一色学園 みどり幼稚園</td><td>粟野 210</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>学校法人石神学園鎌ヶ谷ひかり幼稚園</td><td>鎌ヶ谷 6-7-38</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>鎌ヶ谷保育園</td><td>鎌ヶ谷 6-8-26</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>学校法人光秀学園 さつま幼稚園</td><td>佐津間 893</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>社会福祉法人 優幸会 みちる園</td><td>佐津間 1113-3</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>鎌ヶ谷ピコレール保育園</td><td>新鎌ヶ谷 1-13-3</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>学校法人山本学園かまがや幼稚園</td><td>中央 1-16-3</td><td></td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>70</td><td>おんりい1・きらら</td><td>南初富 3-1-2 (一般住宅使用)</td><td>心身障がい者小規模福祉作業所・児童デイサービス</td></tr> <tr><td>71</td><td>デイサービス四つ葉のクローバー</td><td>東初富 1-8-24 (一般住宅使用)</td><td>老人デイサービス</td></tr> <tr><td>72</td><td>やすらぎ家鎌ヶ谷亭</td><td>道野辺本町 1-10-9 (一般住宅使用)</td><td>老人デイサービス</td></tr> <tr><td>73</td><td>たんぼぼハウス</td><td>東初富 2-2-33 (一般住宅使用)</td><td>心身障がい者小規模福祉作業所・児童デイサービス</td></tr> <tr><td>74</td><td>デイケア憩の家ゆたか</td><td>初富 848-103</td><td>老人デイサービス</td></tr> <tr><td>75</td><td>はるデイサービスセンター鎌ヶ谷(1F)</td><td>東道野辺 4-3-68 (〒イ / 共同住宅)</td><td>老人デイサービス</td></tr> </tbody> </table>	No.	名称	住所	備考	1	粟野保育園	粟野 740-1		2	学校法人一色学園 みどり幼稚園	粟野 210		3	学校法人石神学園鎌ヶ谷ひかり幼稚園	鎌ヶ谷 6-7-38		4	鎌ヶ谷保育園	鎌ヶ谷 6-8-26		5	学校法人光秀学園 さつま幼稚園	佐津間 893		6	社会福祉法人 優幸会 みちる園	佐津間 1113-3		7	鎌ヶ谷ピコレール保育園	新鎌ヶ谷 1-13-3		8	学校法人山本学園かまがや幼稚園	中央 1-16-3		(略)				70	おんりい1・きらら	南初富 3-1-2 (一般住宅使用)	心身障がい者小規模福祉作業所・児童デイサービス	71	デイサービス四つ葉のクローバー	東初富 1-8-24 (一般住宅使用)	老人デイサービス	72	やすらぎ家鎌ヶ谷亭	道野辺本町 1-10-9 (一般住宅使用)	老人デイサービス	73	たんぼぼハウス	東初富 2-2-33 (一般住宅使用)	心身障がい者小規模福祉作業所・児童デイサービス	74	デイケア憩の家ゆたか	初富 848-103	老人デイサービス	75	はるデイサービスセンター鎌ヶ谷(1F)	東道野辺 4-3-68 (〒イ / 共同住宅)	老人デイサービス	<p>新規</p> <p>資料-5-5 災害時要配慮者施設等一覧</p> <p style="text-align: center;">令和 4 年 3 月末現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>施設名</th> <th>所在</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>鎌ヶ谷みどり幼稚園</td><td>粟野 210</td><td>幼稚園</td></tr> <tr><td>2</td><td>特別養護老人ホーム幸豊苑</td><td>粟野 225-1</td><td>特別養護老人ホーム</td></tr> <tr><td>3</td><td>医療法人社団 東邦鎌谷病院</td><td>粟野 594</td><td>病院</td></tr> <tr><td>4</td><td>鎌ヶ谷市立粟野保育園</td><td>粟野 740-3</td><td>保育所</td></tr> <tr><td>5</td><td>粟野児童センター</td><td>粟野 79-1</td><td>児童センター</td></tr> <tr><td>6</td><td>たんぼぼハウス</td><td>右京塚 7-5-1</td><td>生活介護</td></tr> <tr><td>7</td><td>お年寄りお世話一家「ほがらか」</td><td>右京塚 8-7-2</td><td>有料老人ホーム</td></tr> <tr><td>8</td><td>デイサービス軽井沢</td><td>軽井沢 1986-51</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>9</td><td>放課後等デイサービスアウー鎌ヶ谷軽井沢</td><td>軽井沢 2126-32</td><td>放課後等デイサービス事業所</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>175</td><td>グローバルキッズ鎌ヶ谷園</td><td>富岡一丁目 1-1 ショッピングプラザ鎌ヶ谷別棟</td><td>保育所</td></tr> <tr><td>176</td><td>ニチケアセンター鎌ヶ谷</td><td>富岡一丁目 9-18</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>177</td><td>銀木犀<鎌ヶ谷富岡></td><td>富岡二丁目 8-35</td><td>サービス付き高齢者向け住宅</td></tr> <tr><td>178</td><td>有料老人ホーム「ガーデンコート鎌ヶ谷」</td><td>北中沢二丁目 23-19</td><td>有料老人ホーム</td></tr> <tr><td>179</td><td>フィットネスリハこかげ</td><td>北中沢三丁目 1437-19</td><td>通所介護</td></tr> <tr><td>180</td><td>北中沢児童センター</td><td>北中沢二丁目 1-23</td><td>児童センター</td></tr> <tr><td>181</td><td>ガーデンコート鎌ヶ谷</td><td>北中沢二丁目 23-19</td><td>有料老人ホーム</td></tr> <tr><td>182</td><td>ご長寿くらぶ鎌ヶ谷デイサービスセンター</td><td>北中沢二丁目 7-31</td><td>地域密着型通所介護</td></tr> </tbody> </table> <p>注) 土砂災害警戒区域内に、要配慮者施設は存在しない。</p>	No	施設名	所在	備考	1	鎌ヶ谷みどり幼稚園	粟野 210	幼稚園	2	特別養護老人ホーム幸豊苑	粟野 225-1	特別養護老人ホーム	3	医療法人社団 東邦鎌谷病院	粟野 594	病院	4	鎌ヶ谷市立粟野保育園	粟野 740-3	保育所	5	粟野児童センター	粟野 79-1	児童センター	6	たんぼぼハウス	右京塚 7-5-1	生活介護	7	お年寄りお世話一家「ほがらか」	右京塚 8-7-2	有料老人ホーム	8	デイサービス軽井沢	軽井沢 1986-51	通所介護	9	放課後等デイサービスアウー鎌ヶ谷軽井沢	軽井沢 2126-32	放課後等デイサービス事業所	(略)				175	グローバルキッズ鎌ヶ谷園	富岡一丁目 1-1 ショッピングプラザ鎌ヶ谷別棟	保育所	176	ニチケアセンター鎌ヶ谷	富岡一丁目 9-18	通所介護	177	銀木犀<鎌ヶ谷富岡>	富岡二丁目 8-35	サービス付き高齢者向け住宅	178	有料老人ホーム「ガーデンコート鎌ヶ谷」	北中沢二丁目 23-19	有料老人ホーム	179	フィットネスリハこかげ	北中沢三丁目 1437-19	通所介護	180	北中沢児童センター	北中沢二丁目 1-23	児童センター	181	ガーデンコート鎌ヶ谷	北中沢二丁目 23-19	有料老人ホーム	182	ご長寿くらぶ鎌ヶ谷デイサービスセンター	北中沢二丁目 7-31	地域密着型通所介護	<p>水防法 15 条 1 項 4 号 (ロ) 浸水区域内の施設名称及び所在地</p> <p>土砂法 8 条 1 項 4 号 警戒区域内の施設及び所在地</p>
No.	名称	住所	備考																																																																																																																																												
1	粟野保育園	粟野 740-1																																																																																																																																													
2	学校法人一色学園 みどり幼稚園	粟野 210																																																																																																																																													
3	学校法人石神学園鎌ヶ谷ひかり幼稚園	鎌ヶ谷 6-7-38																																																																																																																																													
4	鎌ヶ谷保育園	鎌ヶ谷 6-8-26																																																																																																																																													
5	学校法人光秀学園 さつま幼稚園	佐津間 893																																																																																																																																													
6	社会福祉法人 優幸会 みちる園	佐津間 1113-3																																																																																																																																													
7	鎌ヶ谷ピコレール保育園	新鎌ヶ谷 1-13-3																																																																																																																																													
8	学校法人山本学園かまがや幼稚園	中央 1-16-3																																																																																																																																													
(略)																																																																																																																																															
70	おんりい1・きらら	南初富 3-1-2 (一般住宅使用)	心身障がい者小規模福祉作業所・児童デイサービス																																																																																																																																												
71	デイサービス四つ葉のクローバー	東初富 1-8-24 (一般住宅使用)	老人デイサービス																																																																																																																																												
72	やすらぎ家鎌ヶ谷亭	道野辺本町 1-10-9 (一般住宅使用)	老人デイサービス																																																																																																																																												
73	たんぼぼハウス	東初富 2-2-33 (一般住宅使用)	心身障がい者小規模福祉作業所・児童デイサービス																																																																																																																																												
74	デイケア憩の家ゆたか	初富 848-103	老人デイサービス																																																																																																																																												
75	はるデイサービスセンター鎌ヶ谷(1F)	東道野辺 4-3-68 (〒イ / 共同住宅)	老人デイサービス																																																																																																																																												
No	施設名	所在	備考																																																																																																																																												
1	鎌ヶ谷みどり幼稚園	粟野 210	幼稚園																																																																																																																																												
2	特別養護老人ホーム幸豊苑	粟野 225-1	特別養護老人ホーム																																																																																																																																												
3	医療法人社団 東邦鎌谷病院	粟野 594	病院																																																																																																																																												
4	鎌ヶ谷市立粟野保育園	粟野 740-3	保育所																																																																																																																																												
5	粟野児童センター	粟野 79-1	児童センター																																																																																																																																												
6	たんぼぼハウス	右京塚 7-5-1	生活介護																																																																																																																																												
7	お年寄りお世話一家「ほがらか」	右京塚 8-7-2	有料老人ホーム																																																																																																																																												
8	デイサービス軽井沢	軽井沢 1986-51	通所介護																																																																																																																																												
9	放課後等デイサービスアウー鎌ヶ谷軽井沢	軽井沢 2126-32	放課後等デイサービス事業所																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																															
175	グローバルキッズ鎌ヶ谷園	富岡一丁目 1-1 ショッピングプラザ鎌ヶ谷別棟	保育所																																																																																																																																												
176	ニチケアセンター鎌ヶ谷	富岡一丁目 9-18	通所介護																																																																																																																																												
177	銀木犀<鎌ヶ谷富岡>	富岡二丁目 8-35	サービス付き高齢者向け住宅																																																																																																																																												
178	有料老人ホーム「ガーデンコート鎌ヶ谷」	北中沢二丁目 23-19	有料老人ホーム																																																																																																																																												
179	フィットネスリハこかげ	北中沢三丁目 1437-19	通所介護																																																																																																																																												
180	北中沢児童センター	北中沢二丁目 1-23	児童センター																																																																																																																																												
181	ガーデンコート鎌ヶ谷	北中沢二丁目 23-19	有料老人ホーム																																																																																																																																												
182	ご長寿くらぶ鎌ヶ谷デイサービスセンター	北中沢二丁目 7-31	地域密着型通所介護																																																																																																																																												

資-5-14

削除

資料-5-6 浸水想定区域内の災害時要配慮者施設一覧

No.	名称	住所	水害時の避難場所
5	学校法人光秀学園 さつま幼稚園	佐津間 893	北部小学校 海上自衛隊下総航空基地
10	ふじ第2幼稚園	西道野辺 5-1-27	南部小学校 鎌ヶ谷高等学校
50	シルバーハート東中沢デイサービスセンター	東中沢 1-13-20	中部中学校 第四中学校 鎌ヶ谷中学校

※番号は、「資料5-5 災害時要援護者施設一覧」に対応している。

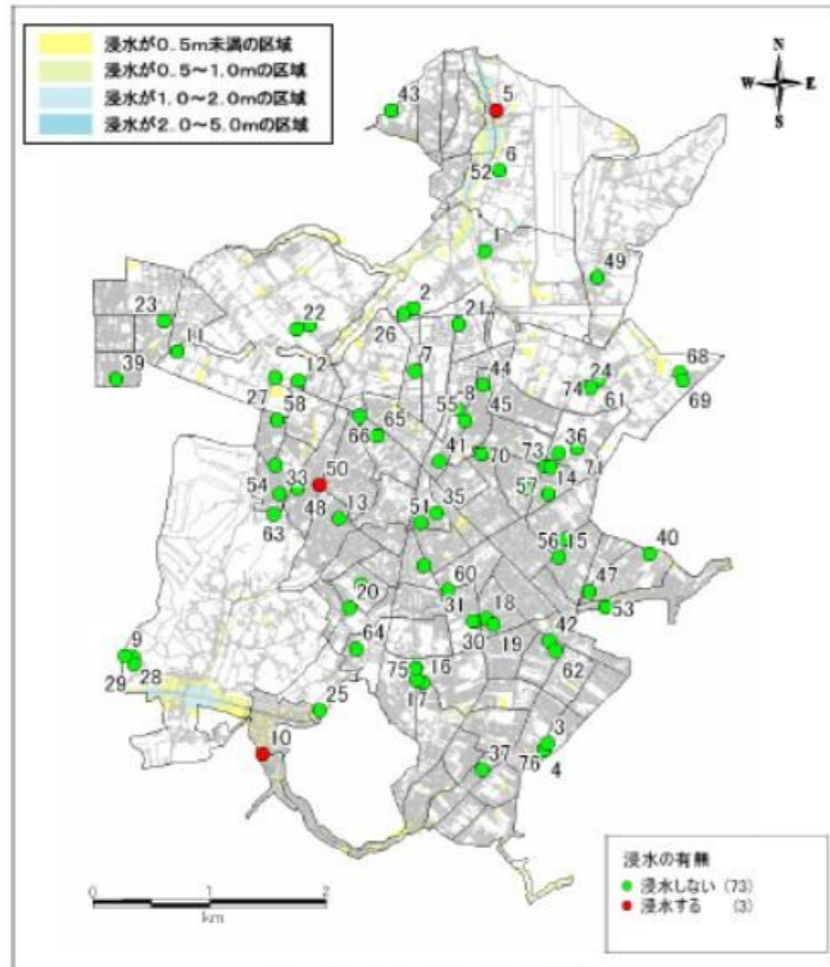


図 災害時要援護者施設の位置図
(施設の番号は、「資料5-5 災害時要援護者施設一覧」に対応している)

新規


資料-5-6 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

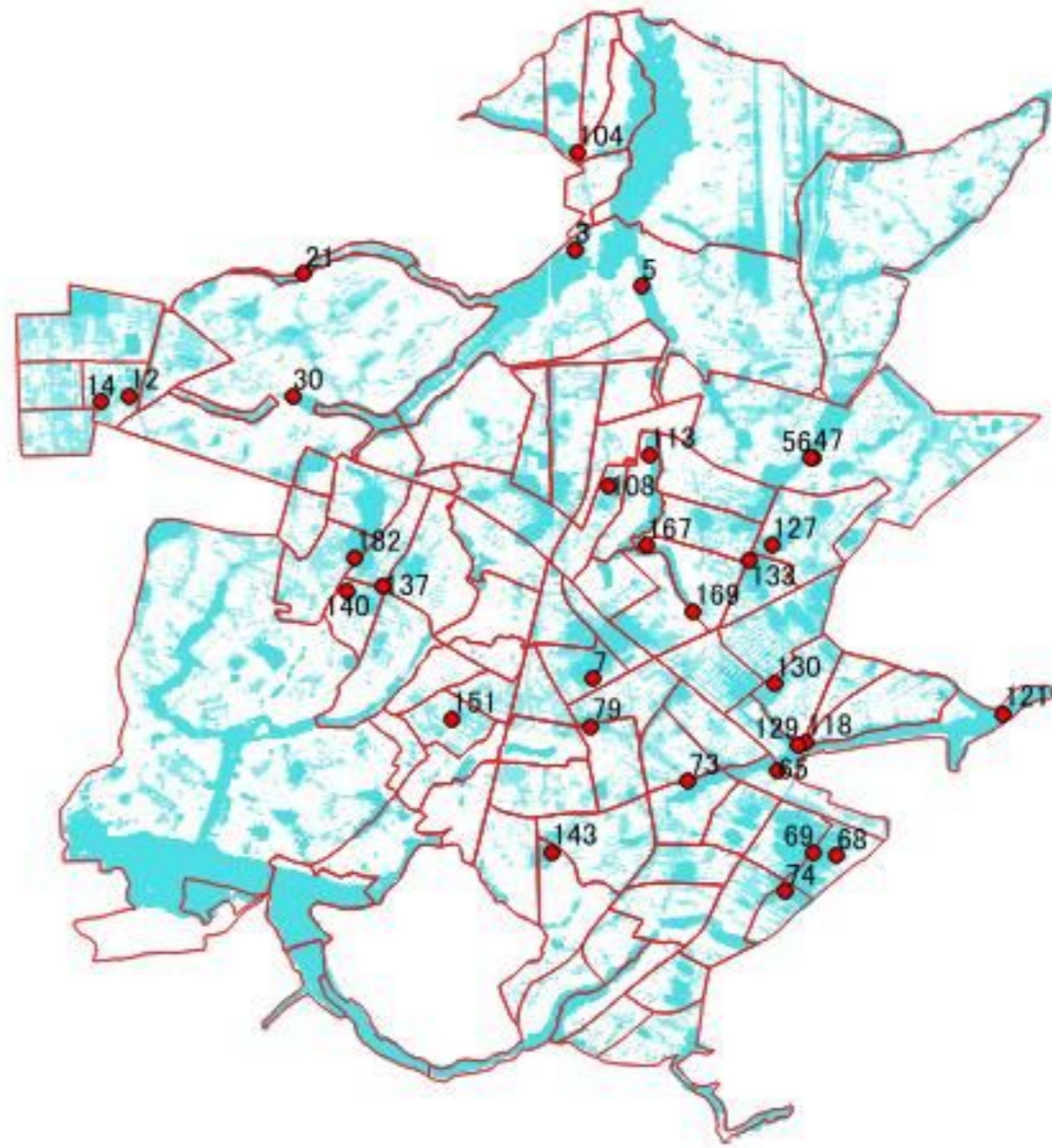
令和4年3月現在

No	施設名	所在	備考	真間川	大津川	内水浸
				浸水想定区域 注1)	浸水想定区域 注1)	水想定区域 注2)
3	医療法人社団 東邦鎌谷病院	栗野594	病院	—	—	○
5	栗野児童センター	栗野79-1	児童センター	—	—	○
7	お年寄りお世話一家「ほがらか」	右京塚8-7-2	有料老人ホーム	—	—	○
12	放課後等デイサービス ひまわり	くぬぎ山四丁目2-40 ワコレ鎌ヶ谷一館105	放課後等デイサービス事業所	—	—	○
14	グループホームクラブハウス	くぬぎ山四丁目5-29	共同生活援助(グループホーム)	—	—	○
(略)						
145	リハビリデイサービス あかり	東道野辺七丁目22-54	地域密着型通所介護	○	—	—
149	介護付有料老人ホーム「グランシア鎌ヶ谷」	道野辺中央四丁目8-1	有料老人ホーム	—	—	○
165	多機能型事業所きらら	南初富三丁目1-2	就労継続支援B型	—	—	○
167	中央児童センター	南初富三丁目19-31	児童センター	—	—	○
180	北中沢児童センター	北中沢二丁目1-23	児童センター	—	—	○

注1)
水防法第14条1項に基づく洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設については、水防法第15条の3に基づく避難計画作成、避難訓練が義務付けられる。

注2)
水防法に基づく浸水想定区域ではないため、水防法第15条の3に基づく避難計画、避難訓練の義務付けはないが、当該計画の作成、訓練の実施が望ましい。

頁	旧	新	
		<p data-bbox="1466 212 2089 247"><u>真間川・大津川浸水想定区域（想定最大規模）</u></p> 	

頁	旧	新
資-5-15		<p data-bbox="1469 205 1944 241"><u>内水浸水想定区域（想定最大規模）</u></p>  <p data-bbox="1469 1585 1795 1627">内水浸水想定区域</p>

頁	旧	新																																																																											
資-7-1	<p>資料-7-1 気象情報の種類と発令基準</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 11 月 17 日現在 (鎌ヶ谷市：銚子地方气象台)</p> <p>気象庁は、大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を發表します。</p> <table border="1" data-bbox="172 401 1433 1892"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象情報</td> <td> <p>気象の予報などについて、一般および関係機関に対して發表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。</p> <p>a) 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。</p> <p>b) 注意報、警報が發表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。</p> <p>c) 数年に 1 回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。</p> <p>d) 少雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。</p> <p>e) 気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、海水情報、潮位に関する情報、指定河川の洪水情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。</p> </td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td> <p>風雪によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>降雪を伴い平均風速が 1.3m/s と予想される場合。</p> </td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td> <p>強風によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速が 1.3m/s 以上と予想される場合。</p> </td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td> <p>大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には、次の基準に到達することが予想される場合。</p> <p>雨量基準：3 時間雨量 40mm 以上</p> <p>土壤雨量指数基準：9.1</p> </td> </tr> <tr> <td>洪水注意報 ※3</td> <td> <p>洪水によって、被害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には、次の基準に到達することが予想される場合。</p> <p>雨量基準：3 時間雨量 40mm 以上</p> </td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td> <p>大雪によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>1.2 時間の降雪の深さが 5cm 以上と予想される場合。</p> </td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td> <p>濃霧によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：濃霧のため、交通機関に著しい障害がおこると予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合。</p> </td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td> <p>雷によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：落雷または雷に伴うひょう、突風などによる災害が予想される場合。</p> </td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td> <p>空気の乾燥によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>実効湿度が 60% 以下で、最小湿度が 30% 以下になると予想される場合。</p> </td> </tr> <tr> <td>着雪・着水注意報</td> <td> <p>着雪または着水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：着雪または着水が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。</p> </td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td> <p>霜によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：早霜、晩霜などによって、農作物に著しい被害が予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>4 月 1 日～5 月 31 日の期間に最低気温が 4℃ 以下と予想される場合。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	気象情報	<p>気象の予報などについて、一般および関係機関に対して發表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。</p> <p>a) 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。</p> <p>b) 注意報、警報が發表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。</p> <p>c) 数年に 1 回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。</p> <p>d) 少雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。</p> <p>e) 気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、海水情報、潮位に関する情報、指定河川の洪水情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。</p>	風雪注意報	<p>風雪によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>降雪を伴い平均風速が 1.3m/s と予想される場合。</p>	強風注意報	<p>強風によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速が 1.3m/s 以上と予想される場合。</p>	大雨注意報	<p>大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には、次の基準に到達することが予想される場合。</p> <p>雨量基準：3 時間雨量 40mm 以上</p> <p>土壤雨量指数基準：9.1</p>	洪水注意報 ※3	<p>洪水によって、被害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には、次の基準に到達することが予想される場合。</p> <p>雨量基準：3 時間雨量 40mm 以上</p>	大雪注意報	<p>大雪によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>1.2 時間の降雪の深さが 5cm 以上と予想される場合。</p>	濃霧注意報	<p>濃霧によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：濃霧のため、交通機関に著しい障害がおこると予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合。</p>	雷注意報	<p>雷によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：落雷または雷に伴うひょう、突風などによる災害が予想される場合。</p>	乾燥注意報	<p>空気の乾燥によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>実効湿度が 60% 以下で、最小湿度が 30% 以下になると予想される場合。</p>	着雪・着水注意報	<p>着雪または着水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：着雪または着水が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。</p>	霜注意報	<p>霜によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：早霜、晩霜などによって、農作物に著しい被害が予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>4 月 1 日～5 月 31 日の期間に最低気温が 4℃ 以下と予想される場合。</p>	<p>資料-7-1 気象情報の種類と発表基準</p> <p>気象庁は、大雨や強風などの気象現象によって以下のような「注意報」、「警報」を發表します。</p> <table border="1" data-bbox="1469 296 2736 1940"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>区分</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td></td> <td> <p>予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。</p> <p>気象、地面現象、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。</p> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p>地面現象特別警報については、気象特別警報に含めて發表する。</p> <p>基準：特別警報の基準による。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td></td> <td> <p>重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。</p> <p>気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。</p> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p>地方气象台などが、府県予報区の二次細分区域に限定して、定められた基準をもとに發表する。</p> <p>地面現象警報は大雨警報に、浸水警報は大雨特別警報又は大雨警報に含めて發表する。</p> </td> </tr> <tr> <td>警報級</td> <td>用例</td> <td> <p>警報基準以上。</p> <p>「警報級の大雨」、「警報級の大雪」、「警報級の高波」。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">注意報</td> <td></td> <td> <p>災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着水、融雪の注意報がある。</p> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p>地方气象台などが、府県予報区の二次細分区域に限定して、定められた基準をもとに發表する。</p> <p>地面現象注意報は、その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に、浸水注意報は、その原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注意報に含めて發表する。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地面現象特別警報</td> <td></td> <td> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報。</p> <p>(地面現象特別警報、警報、注意報共通)</p> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p>a) 地面現象特別警報は大雨特別警報に、地面現象警報は大雨警報に、地面現象注意報は、その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に含めて發表する。</p> <p>b) 「山崩れ、地滑り等」には土石流、がけ崩れも含む。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地面現象警報</td> <td></td> <td> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報。</p> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p>「地面現象特別警報」の備考欄参照。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地面現象注意報</td> <td></td> <td> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する注意報。</p> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p>「地面現象特別警報」の備考欄参照。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">浸水警報</td> <td></td> <td> <p>浸水に関する警報。</p> <p>(浸水警報、注意報共通)</p> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p>a) 大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢(いっ)水し、若しくは氾(はん)濫する等によって重大な災害が起こるおそれがある場合には警報を、災害が起こるおそれがある場合には注意報を發表する。</p> <p>b) 浸水警報は大雨特別警報又は大雨警報に、浸水注意報は、その原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注意報に含めて發表する。</p> <p>c) 河川の水が増し、堤防やダムが損傷を受けること(破堤、溢水を含む)により低い土地に浸水すること等によって、災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報・注意報ではなく洪水警報等により警戒等呼びかける。</p> <p>d) 津波または高潮のため、海岸付近の低い土地に浸水することによって、災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報・注意報ではなく津波または高潮の警報等により警戒等呼びかける。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>浸水に関する注意報。</p> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p>「浸水警報」の備考欄参照。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td></td> <td> <p>洪水に関する警報。</p> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p>(洪水警報、注意報共通)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	用語	区分	説明	特別警報		<p>予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。</p> <p>気象、地面現象、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。</p>	備考	<p>地面現象特別警報については、気象特別警報に含めて發表する。</p> <p>基準：特別警報の基準による。</p>	警報		<p>重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。</p> <p>気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。</p>	備考	<p>地方气象台などが、府県予報区の二次細分区域に限定して、定められた基準をもとに發表する。</p> <p>地面現象警報は大雨警報に、浸水警報は大雨特別警報又は大雨警報に含めて發表する。</p>	警報級	用例	<p>警報基準以上。</p> <p>「警報級の大雨」、「警報級の大雪」、「警報級の高波」。</p>	注意報		<p>災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着水、融雪の注意報がある。</p>	備考	<p>地方气象台などが、府県予報区の二次細分区域に限定して、定められた基準をもとに發表する。</p> <p>地面現象注意報は、その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に、浸水注意報は、その原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注意報に含めて發表する。</p>	地面現象特別警報		<p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報。</p> <p>(地面現象特別警報、警報、注意報共通)</p>	備考	<p>a) 地面現象特別警報は大雨特別警報に、地面現象警報は大雨警報に、地面現象注意報は、その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に含めて發表する。</p> <p>b) 「山崩れ、地滑り等」には土石流、がけ崩れも含む。</p>	地面現象警報		<p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報。</p>	備考	<p>「地面現象特別警報」の備考欄参照。</p>	地面現象注意報		<p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する注意報。</p>	備考	<p>「地面現象特別警報」の備考欄参照。</p>	浸水警報		<p>浸水に関する警報。</p> <p>(浸水警報、注意報共通)</p>	備考	<p>a) 大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢(いっ)水し、若しくは氾(はん)濫する等によって重大な災害が起こるおそれがある場合には警報を、災害が起こるおそれがある場合には注意報を發表する。</p> <p>b) 浸水警報は大雨特別警報又は大雨警報に、浸水注意報は、その原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注意報に含めて發表する。</p> <p>c) 河川の水が増し、堤防やダムが損傷を受けること(破堤、溢水を含む)により低い土地に浸水すること等によって、災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報・注意報ではなく洪水警報等により警戒等呼びかける。</p> <p>d) 津波または高潮のため、海岸付近の低い土地に浸水することによって、災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報・注意報ではなく津波または高潮の警報等により警戒等呼びかける。</p>		<p>浸水に関する注意報。</p>	備考	<p>「浸水警報」の備考欄参照。</p>	洪水警報		<p>洪水に関する警報。</p>	備考	<p>(洪水警報、注意報共通)</p>	時点修正
区分	発令基準																																																																												
気象情報	<p>気象の予報などについて、一般および関係機関に対して發表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。</p> <p>a) 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。</p> <p>b) 注意報、警報が發表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。</p> <p>c) 数年に 1 回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。</p> <p>d) 少雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。</p> <p>e) 気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、海水情報、潮位に関する情報、指定河川の洪水情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。</p>																																																																												
風雪注意報	<p>風雪によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>降雪を伴い平均風速が 1.3m/s と予想される場合。</p>																																																																												
強風注意報	<p>強風によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速が 1.3m/s 以上と予想される場合。</p>																																																																												
大雨注意報	<p>大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には、次の基準に到達することが予想される場合。</p> <p>雨量基準：3 時間雨量 40mm 以上</p> <p>土壤雨量指数基準：9.1</p>																																																																												
洪水注意報 ※3	<p>洪水によって、被害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には、次の基準に到達することが予想される場合。</p> <p>雨量基準：3 時間雨量 40mm 以上</p>																																																																												
大雪注意報	<p>大雪によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>1.2 時間の降雪の深さが 5cm 以上と予想される場合。</p>																																																																												
濃霧注意報	<p>濃霧によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：濃霧のため、交通機関に著しい障害がおこると予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合。</p>																																																																												
雷注意報	<p>雷によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：落雷または雷に伴うひょう、突風などによる災害が予想される場合。</p>																																																																												
乾燥注意報	<p>空気の乾燥によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>実効湿度が 60% 以下で、最小湿度が 30% 以下になると予想される場合。</p>																																																																												
着雪・着水注意報	<p>着雪または着水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：着雪または着水が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。</p>																																																																												
霜注意報	<p>霜によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>運用基準：早霜、晩霜などによって、農作物に著しい被害が予想される場合。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>4 月 1 日～5 月 31 日の期間に最低気温が 4℃ 以下と予想される場合。</p>																																																																												
用語	区分	説明																																																																											
特別警報		<p>予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。</p> <p>気象、地面現象、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。</p>																																																																											
	備考	<p>地面現象特別警報については、気象特別警報に含めて發表する。</p> <p>基準：特別警報の基準による。</p>																																																																											
警報		<p>重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。</p> <p>気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。</p>																																																																											
	備考	<p>地方气象台などが、府県予報区の二次細分区域に限定して、定められた基準をもとに發表する。</p> <p>地面現象警報は大雨警報に、浸水警報は大雨特別警報又は大雨警報に含めて發表する。</p>																																																																											
警報級	用例	<p>警報基準以上。</p> <p>「警報級の大雨」、「警報級の大雪」、「警報級の高波」。</p>																																																																											
注意報		<p>災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着水、融雪の注意報がある。</p>																																																																											
	備考	<p>地方气象台などが、府県予報区の二次細分区域に限定して、定められた基準をもとに發表する。</p> <p>地面現象注意報は、その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に、浸水注意報は、その原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注意報に含めて發表する。</p>																																																																											
地面現象特別警報		<p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報。</p> <p>(地面現象特別警報、警報、注意報共通)</p>																																																																											
	備考	<p>a) 地面現象特別警報は大雨特別警報に、地面現象警報は大雨警報に、地面現象注意報は、その原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に含めて發表する。</p> <p>b) 「山崩れ、地滑り等」には土石流、がけ崩れも含む。</p>																																																																											
地面現象警報		<p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報。</p>																																																																											
	備考	<p>「地面現象特別警報」の備考欄参照。</p>																																																																											
地面現象注意報		<p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する注意報。</p>																																																																											
	備考	<p>「地面現象特別警報」の備考欄参照。</p>																																																																											
浸水警報		<p>浸水に関する警報。</p> <p>(浸水警報、注意報共通)</p>																																																																											
	備考	<p>a) 大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢(いっ)水し、若しくは氾(はん)濫する等によって重大な災害が起こるおそれがある場合には警報を、災害が起こるおそれがある場合には注意報を發表する。</p> <p>b) 浸水警報は大雨特別警報又は大雨警報に、浸水注意報は、その原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注意報に含めて發表する。</p> <p>c) 河川の水が増し、堤防やダムが損傷を受けること(破堤、溢水を含む)により低い土地に浸水すること等によって、災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報・注意報ではなく洪水警報等により警戒等呼びかける。</p> <p>d) 津波または高潮のため、海岸付近の低い土地に浸水することによって、災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報・注意報ではなく津波または高潮の警報等により警戒等呼びかける。</p>																																																																											
		<p>浸水に関する注意報。</p>																																																																											
	備考	<p>「浸水警報」の備考欄参照。</p>																																																																											
洪水警報		<p>洪水に関する警報。</p>																																																																											
	備考	<p>(洪水警報、注意報共通)</p>																																																																											

頁	旧		新			
	低温注意報	低温によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 運用基準：低温のため農作物などに著しい被害が予想される場合。冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 夏季（最低気温）：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		a)大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのために、河川の堤防・ダムに損傷を与える等によって重大な災害が起こるおそれがある場合には警報を、災害が起こるおそれがある場合には注意報を発表する。 b)津波又は高潮によって河口付近の河川の水が増し、災害が起こるおそれがある場合は、洪水警報・注意報ではなく津波又は高潮の警報等により警戒等を呼びかける。 洪水に関する注意報。		
	地面現象注意報 ※1	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報		「洪水警報」の備考欄参照。		
	浸水注意報 ※2	浸水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報		暴風雪に関する特別警報。		
	水防活動用気象注意報 ※4	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。		備考 a)運用基準：特別警報の基準による。 b)暴風特別警報の警報事項も含む。		
	水防活動用洪水注意報 ※4	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。		暴風雪に関する警報。		
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上と予想される場合。		備考 a)運用基準：平均風速がおおむね20m/sを超え、雪を伴う場合（地方により基準値が異なる）。 b)暴風警報の警報事項も含む。		
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上と予想される場合。 （雪を伴う）		風雪に関する注意報。		
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の基準に到達することが予想される場合。 （浸水害）雨量基準：3時間雨量70mm以上 （土砂災害）土壌雨量指数基準：106		備考 a)運用基準：平均風速がおおむね10m/sを超え、雪を伴う場合（地方により基準値が異なる）。 b)強風注意報の注意報事項も含む。		
	洪水警報	洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 具体的には、次の基準に到達することが予想される場合。 雨量基準：3時間雨量70mm以上		暴風に関する特別警報。		
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合。		備考 運用基準：特別警報の基準による。		
	地面現象警報 ※1	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。		備考 暴風に関する警報。		
	浸水警報 ※2	浸水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報		備考 運用基準：平均風速がおおむね20m/sを超える場合（地方により基準値が異なる）。		
	水防活動用気象警報 ※4	一般の利用に適合する大雨特別警報又は大雨警報に同じ。		強風に関する注意報。		
	水防活動用洪水警報 ※4	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。		備考 運用基準：平均風速がおおむね10m/sを超える場合（地方により基準値が異なる）。		
気象特別警報	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。		大雨に関する特別警報。 基準：特別警報の基準による。 （大雨特別警報、警報、注意報共通） a)大雨が原因となる地面現象又は浸水によって、災害が起こるおそれのある場合は、それぞれ、地面現象警報又は浸水警報等の警報事項等を含める。 b)表面雨量指数が警報基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数が警報基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両指数が警報基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。 c)更に、特別警報の基準に到達することが予想される場合には、それぞれ、「大雨特別警報（浸水害）」、「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。 なお、大雨特別警報は、危険度分布の技術を活用し、危険度が著しく高まっている市町村等に対して発表している。		
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。			備考 大雨に関する警報。	
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。			備考 「大雨特別警報」の備考欄参照。	
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。			備考 大雨に関する注意報。	
	地面現象特別警報 ※1	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報。		備考 「大雨特別警報」の備考欄参照。		
	記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報。 現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表する。 1時間雨量 100mm		備考 大雪に関する特別警報。		
				備考 運用基準：特別警報の基準による。		
				備考 大雪に関する警報。		
				備考 大雪に関する注意報。		
				備考 雷に関する注意報。		
				備考 運用基準：落雷または雷に伴うひょう、突風などによる災害が予想される場合。		
				備考 雷に関する注意報。		
				備考 空気乾燥に関する注意報。		
				備考 運用基準：空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。		

頁	旧	新																												
	<p>※1 <u>地面現象注意報の注意報事項は気象注意報に、地面現象警報の警報事項は気象警報に、地面現象特別警報は気象特別警報に含めて行う。</u> <u>気象注意報、警報の種類は、その原因となる現象によって大雨、大雪の注意報または警報、なだれ、融雪注意報とする。</u> <u>「山崩れ、地すべりなど」には土石流、がけ崩れも含む。</u> <u>(略)</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1469 163 1617 256">濃霧注意報</td> <td data-bbox="1617 163 1676 256">備考</td> <td data-bbox="1676 163 2736 256"> <u>濃霧に関する注意報。</u> <u>運用基準：濃霧のため、交通機関に著しい障害が起こると予想される場合。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 256 1617 348">霜注意報</td> <td data-bbox="1617 256 1676 348">備考</td> <td data-bbox="1676 256 2736 348"> <u>霜に関する注意報。</u> <u>運用基準：早霜、晩霜などによって、農作物に著しい被害が予想される場合。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 348 1617 441">低温注意報</td> <td data-bbox="1617 348 1676 441">備考</td> <td data-bbox="1676 348 2736 441"> <u>低温に関する注意報。</u> <u>運用基準：低温のため農作物などに著しい被害が予想される場合。冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 441 1617 533">着雪注意報</td> <td data-bbox="1617 441 1676 533">備考</td> <td data-bbox="1676 441 2736 533"> <u>着雪に関する注意報。</u> <u>運用基準：着雪が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 533 1617 625">着氷注意報</td> <td data-bbox="1617 533 1676 625">備考</td> <td data-bbox="1676 533 2736 625"> <u>着氷に関する注意報。</u> <u>運用基準：着氷が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。北海道では、着氷注意報を「船体着氷」を指して行うことが多い。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 625 1617 718">融雪注意報</td> <td data-bbox="1617 625 1676 718">備考</td> <td data-bbox="1676 625 2736 718"> <u>融雪に関する注意報。</u> <u>運用基準：浸水、土砂災害などの災害が予想される場合。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 718 1617 928">水防活動用警報</td> <td data-bbox="1617 718 1676 928">備考</td> <td data-bbox="1676 718 2736 928"> <u>水防活動の利用に適合する警報で、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。</u> <u>気象、津波、高潮、洪水の警報がある。</u> a) 水防活動用警報は、水防活動用気象警報については大雨特別警報又は大雨警報、水防活動用津波警報は津波特別警報又は津波警報、水防活動用高潮警報は高潮特別警報又は高潮警報、水防活動用洪水警報は洪水警報をもって代える。 b) 洪水予報指定河川に対して行う洪水警報も、水防活動の利用に適合する警報である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 928 1617 1138">水防活動用注意報</td> <td data-bbox="1617 928 1676 1138">備考</td> <td data-bbox="1676 928 2736 1138"> <u>水防活動の利用に適合する注意報で、災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。</u> <u>気象、津波、高潮、洪水の注意報がある。</u> a) 水防活動用注意報は、水防活動用気象注意報については大雨注意報、水防活動用津波注意報については津波注意報、水防活動用高潮注意報については高潮注意報、水防活動用洪水注意報については洪水注意報をもって代える。 b) 洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報も、水防活動の利用に適合する注意報である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 1138 1617 1381">気象情報</td> <td data-bbox="1617 1138 1676 1381">備考</td> <td data-bbox="1676 1138 2736 1381"> <u>円滑な防災活動を支援するため、一般および関係機関に対して現象の経過や予想、注意すべき事項等を解説したもので、対象とする予報区により全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報に分類する場合がある。</u> <u>情報の主な種類として、台風に関する情報、大雨や暴風などに関する情報、記録的短時間大雨情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、海水情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報などがある。</u> <u>観測の成果、気象庁がその業務の実施の過程において作成した予報等に関する情報、その他、気象庁が保有する情報を総称して「気象情報」という場合がある。</u> </td> </tr> </table> <p>注) 気象庁ホームページより</p>	濃霧注意報	備考	<u>濃霧に関する注意報。</u> <u>運用基準：濃霧のため、交通機関に著しい障害が起こると予想される場合。</u>	霜注意報	備考	<u>霜に関する注意報。</u> <u>運用基準：早霜、晩霜などによって、農作物に著しい被害が予想される場合。</u>	低温注意報	備考	<u>低温に関する注意報。</u> <u>運用基準：低温のため農作物などに著しい被害が予想される場合。冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合。</u>	着雪注意報	備考	<u>着雪に関する注意報。</u> <u>運用基準：着雪が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。</u>	着氷注意報	備考	<u>着氷に関する注意報。</u> <u>運用基準：着氷が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。北海道では、着氷注意報を「船体着氷」を指して行うことが多い。</u>	融雪注意報	備考	<u>融雪に関する注意報。</u> <u>運用基準：浸水、土砂災害などの災害が予想される場合。</u>	水防活動用警報	備考	<u>水防活動の利用に適合する警報で、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。</u> <u>気象、津波、高潮、洪水の警報がある。</u> a) 水防活動用警報は、水防活動用気象警報については大雨特別警報又は大雨警報、水防活動用津波警報は津波特別警報又は津波警報、水防活動用高潮警報は高潮特別警報又は高潮警報、水防活動用洪水警報は洪水警報をもって代える。 b) 洪水予報指定河川に対して行う洪水警報も、水防活動の利用に適合する警報である。	水防活動用注意報	備考	<u>水防活動の利用に適合する注意報で、災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。</u> <u>気象、津波、高潮、洪水の注意報がある。</u> a) 水防活動用注意報は、水防活動用気象注意報については大雨注意報、水防活動用津波注意報については津波注意報、水防活動用高潮注意報については高潮注意報、水防活動用洪水注意報については洪水注意報をもって代える。 b) 洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報も、水防活動の利用に適合する注意報である。	気象情報	備考	<u>円滑な防災活動を支援するため、一般および関係機関に対して現象の経過や予想、注意すべき事項等を解説したもので、対象とする予報区により全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報に分類する場合がある。</u> <u>情報の主な種類として、台風に関する情報、大雨や暴風などに関する情報、記録的短時間大雨情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、海水情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報などがある。</u> <u>観測の成果、気象庁がその業務の実施の過程において作成した予報等に関する情報、その他、気象庁が保有する情報を総称して「気象情報」という場合がある。</u>	
濃霧注意報	備考	<u>濃霧に関する注意報。</u> <u>運用基準：濃霧のため、交通機関に著しい障害が起こると予想される場合。</u>																												
霜注意報	備考	<u>霜に関する注意報。</u> <u>運用基準：早霜、晩霜などによって、農作物に著しい被害が予想される場合。</u>																												
低温注意報	備考	<u>低温に関する注意報。</u> <u>運用基準：低温のため農作物などに著しい被害が予想される場合。冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合。</u>																												
着雪注意報	備考	<u>着雪に関する注意報。</u> <u>運用基準：着雪が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。</u>																												
着氷注意報	備考	<u>着氷に関する注意報。</u> <u>運用基準：着氷が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。北海道では、着氷注意報を「船体着氷」を指して行うことが多い。</u>																												
融雪注意報	備考	<u>融雪に関する注意報。</u> <u>運用基準：浸水、土砂災害などの災害が予想される場合。</u>																												
水防活動用警報	備考	<u>水防活動の利用に適合する警報で、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報。</u> <u>気象、津波、高潮、洪水の警報がある。</u> a) 水防活動用警報は、水防活動用気象警報については大雨特別警報又は大雨警報、水防活動用津波警報は津波特別警報又は津波警報、水防活動用高潮警報は高潮特別警報又は高潮警報、水防活動用洪水警報は洪水警報をもって代える。 b) 洪水予報指定河川に対して行う洪水警報も、水防活動の利用に適合する警報である。																												
水防活動用注意報	備考	<u>水防活動の利用に適合する注意報で、災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。</u> <u>気象、津波、高潮、洪水の注意報がある。</u> a) 水防活動用注意報は、水防活動用気象注意報については大雨注意報、水防活動用津波注意報については津波注意報、水防活動用高潮注意報については高潮注意報、水防活動用洪水注意報については洪水注意報をもって代える。 b) 洪水予報指定河川に対して行う洪水注意報も、水防活動の利用に適合する注意報である。																												
気象情報	備考	<u>円滑な防災活動を支援するため、一般および関係機関に対して現象の経過や予想、注意すべき事項等を解説したもので、対象とする予報区により全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報に分類する場合がある。</u> <u>情報の主な種類として、台風に関する情報、大雨や暴風などに関する情報、記録的短時間大雨情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、海水情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報などがある。</u> <u>観測の成果、気象庁がその業務の実施の過程において作成した予報等に関する情報、その他、気象庁が保有する情報を総称して「気象情報」という場合がある。</u>																												

頁	旧	新																																																																																	
資-7-4、 資-7-5	<p>資料-7-2 災害履歴（風水害等）</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成 28 年 9 月末現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>災害要因</th> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> <th>道路封鎖・道路冠水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 9 月 8 日</td> <td>台風 18 号</td> <td></td> <td>1</td> <td>道路封鎖：6 箇所 道路冠水：13 箇所</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 10 月 1 日</td> <td>大雨・洪水・暴風</td> <td></td> <td></td> <td>道路冠水：2 箇所</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 8 月 22 日</td> <td>台風 9 号</td> <td></td> <td></td> <td>道路封鎖：3 箇所</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 9 月 19 日</td> <td>台風 16 号</td> <td></td> <td></td> <td>道路封鎖：2 箇所</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	災害要因	床上浸水	床下浸水	道路封鎖・道路冠水	(略)					平成 27 年 9 月 8 日	台風 18 号		1	道路封鎖：6 箇所 道路冠水：13 箇所	平成 27 年 10 月 1 日	大雨・洪水・暴風			道路冠水：2 箇所	平成 28 年 8 月 22 日	台風 9 号			道路封鎖：3 箇所	平成 28 年 9 月 19 日	台風 16 号			道路封鎖：2 箇所	<p>資料-7-2 災害履歴（風水害等）</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和 3 年 11 月末現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>災害要因</th> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> <th>道路封鎖・道路冠水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 9 月 8 日</td> <td>台風 18 号</td> <td></td> <td>1</td> <td>道路封鎖：6 箇所 道路冠水：13 箇所</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 10 月 1 日</td> <td>大雨・洪水・暴風</td> <td></td> <td></td> <td>道路冠水：2 箇所</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 8 月 22 日</td> <td>台風 9 号</td> <td></td> <td></td> <td>道路封鎖：3 箇所</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 9 月 19 日</td> <td>台風 16 号</td> <td></td> <td></td> <td>道路封鎖：2 箇所</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">平成 30 年 9 月 1 日</td> <td style="color: red;">大雨</td> <td></td> <td style="color: red;">1</td> <td style="color: red;">道路封鎖：3 箇所 道路冠水：3 箇所</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">令和元年 9 月 9 日</td> <td style="color: red;">台風 15 号</td> <td style="color: red;">7</td> <td style="color: red;">21</td> <td style="color: red;">道路封鎖：3 箇所 道路冠水：10 箇所</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">令和元年 10 月 12 日</td> <td style="color: red;">台風 19 号</td> <td style="color: red;">1</td> <td></td> <td style="color: red;">道路封鎖：1 箇所 道路冠水：13 箇所</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">令和 3 年 8 月 15 日</td> <td style="color: red;">大雨</td> <td></td> <td style="color: red;">2</td> <td style="color: red;">道路封鎖：7 箇所 道路冠水：7 箇所</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	災害要因	床上浸水	床下浸水	道路封鎖・道路冠水	(略)					平成 27 年 9 月 8 日	台風 18 号		1	道路封鎖：6 箇所 道路冠水：13 箇所	平成 27 年 10 月 1 日	大雨・洪水・暴風			道路冠水：2 箇所	平成 28 年 8 月 22 日	台風 9 号			道路封鎖：3 箇所	平成 28 年 9 月 19 日	台風 16 号			道路封鎖：2 箇所	平成 30 年 9 月 1 日	大雨		1	道路封鎖：3 箇所 道路冠水：3 箇所	令和元年 9 月 9 日	台風 15 号	7	21	道路封鎖：3 箇所 道路冠水：10 箇所	令和元年 10 月 12 日	台風 19 号	1		道路封鎖：1 箇所 道路冠水：13 箇所	令和 3 年 8 月 15 日	大雨		2	道路封鎖：7 箇所 道路冠水：7 箇所	時点修正
発生年月日	災害要因	床上浸水	床下浸水	道路封鎖・道路冠水																																																																															
(略)																																																																																			
平成 27 年 9 月 8 日	台風 18 号		1	道路封鎖：6 箇所 道路冠水：13 箇所																																																																															
平成 27 年 10 月 1 日	大雨・洪水・暴風			道路冠水：2 箇所																																																																															
平成 28 年 8 月 22 日	台風 9 号			道路封鎖：3 箇所																																																																															
平成 28 年 9 月 19 日	台風 16 号			道路封鎖：2 箇所																																																																															
発生年月日	災害要因	床上浸水	床下浸水	道路封鎖・道路冠水																																																																															
(略)																																																																																			
平成 27 年 9 月 8 日	台風 18 号		1	道路封鎖：6 箇所 道路冠水：13 箇所																																																																															
平成 27 年 10 月 1 日	大雨・洪水・暴風			道路冠水：2 箇所																																																																															
平成 28 年 8 月 22 日	台風 9 号			道路封鎖：3 箇所																																																																															
平成 28 年 9 月 19 日	台風 16 号			道路封鎖：2 箇所																																																																															
平成 30 年 9 月 1 日	大雨		1	道路封鎖：3 箇所 道路冠水：3 箇所																																																																															
令和元年 9 月 9 日	台風 15 号	7	21	道路封鎖：3 箇所 道路冠水：10 箇所																																																																															
令和元年 10 月 12 日	台風 19 号	1		道路封鎖：1 箇所 道路冠水：13 箇所																																																																															
令和 3 年 8 月 15 日	大雨		2	道路封鎖：7 箇所 道路冠水：7 箇所																																																																															
資-7-7	<p>資料-7-3 急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所一覧</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域指定地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>告示番号及び指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下西山</td> <td>1, 793.25</td> <td>千第181号 S61.3.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>急傾斜地崩壊危険箇所（自然崖）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名</th> <th>大字</th> <th>小字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">下西山</td> <td style="color: red;">道野辺</td> <td style="color: red;">下西山</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">北下 1</td> <td style="color: red;">道野辺</td> <td style="color: red;">北下</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">嚙子水 1</td> <td style="color: red;">道野辺</td> <td style="color: red;">嚙子水</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">嚙子水 3</td> <td style="color: red;">道野辺</td> <td style="color: red;">嚙子水</td> </tr> </tbody> </table> <p>急傾斜地崩壊危険箇所（人工崖）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名</th> <th>大字</th> <th>小字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">上新山</td> <td style="color: red;">道野辺</td> <td style="color: red;">上新山</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">北下 2</td> <td style="color: red;">道野辺</td> <td style="color: red;">北下</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">葉貫台</td> <td style="color: red;">東道野辺</td> <td style="color: red;">葉貫台</td> </tr> </tbody> </table>	箇所名	面積 (㎡)	告示番号及び指定年月日	下西山	1, 793.25	千第181号 S61.3.7	箇所名	大字	小字	下西山	道野辺	下西山	北下 1	道野辺	北下	嚙子水 1	道野辺	嚙子水	嚙子水 3	道野辺	嚙子水	箇所名	大字	小字	上新山	道野辺	上新山	北下 2	道野辺	北下	葉貫台	東道野辺	葉貫台	<p>資料-7-3 急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所一覧</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域指定地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>告示番号及び指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下西山</td> <td>1, 793.25</td> <td>千第181号 S61.3.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>急傾斜地崩壊危険箇所（自然崖）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名</th> <th>大字</th> <th>小字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">北下 1</td> <td style="color: red;">道野辺中央五丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="color: red;">北下 2</td> <td style="color: red;">道野辺中央五丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="color: red;">東道野辺 1</td> <td style="color: red;">東道野辺七丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>急傾斜地崩壊危険箇所（人工崖）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名</th> <th>大字</th> <th>小字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">下西山</td> <td style="color: red;">道野辺</td> <td style="color: red;">下西山</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">嚙子水 1</td> <td style="color: red;">道野辺本町二丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="color: red;">嚙子水 3</td> <td style="color: red;">道野辺本町二丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="color: red;">東道野辺 2</td> <td style="color: red;">東道野辺三丁目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	箇所名	面積 (㎡)	告示番号及び指定年月日	下西山	1, 793.25	千第181号 S61.3.7	箇所名	大字	小字	北下 1	道野辺中央五丁目		北下 2	道野辺中央五丁目		東道野辺 1	東道野辺七丁目		箇所名	大字	小字	下西山	道野辺	下西山	嚙子水 1	道野辺本町二丁目		嚙子水 3	道野辺本町二丁目		東道野辺 2	東道野辺三丁目		時点修正														
箇所名	面積 (㎡)	告示番号及び指定年月日																																																																																	
下西山	1, 793.25	千第181号 S61.3.7																																																																																	
箇所名	大字	小字																																																																																	
下西山	道野辺	下西山																																																																																	
北下 1	道野辺	北下																																																																																	
嚙子水 1	道野辺	嚙子水																																																																																	
嚙子水 3	道野辺	嚙子水																																																																																	
箇所名	大字	小字																																																																																	
上新山	道野辺	上新山																																																																																	
北下 2	道野辺	北下																																																																																	
葉貫台	東道野辺	葉貫台																																																																																	
箇所名	面積 (㎡)	告示番号及び指定年月日																																																																																	
下西山	1, 793.25	千第181号 S61.3.7																																																																																	
箇所名	大字	小字																																																																																	
北下 1	道野辺中央五丁目																																																																																		
北下 2	道野辺中央五丁目																																																																																		
東道野辺 1	東道野辺七丁目																																																																																		
箇所名	大字	小字																																																																																	
下西山	道野辺	下西山																																																																																	
嚙子水 1	道野辺本町二丁目																																																																																		
嚙子水 3	道野辺本町二丁目																																																																																		
東道野辺 2	東道野辺三丁目																																																																																		

頁	旧	新																																																																								
	<p style="text-align: center;">土砂災害警戒区域・特別警戒区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> <th>告示番号及び指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北下 1</td> <td>道野辺北下</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>千第235号 H24. 3. 30</td> </tr> <tr> <td>囃子水 3</td> <td>道野辺囃子水</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>千第235号 H24. 3. 30</td> </tr> <tr> <td>北下 2</td> <td>道野辺北下</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td>千第235号 H24. 3. 30</td> </tr> </tbody> </table>	区域名	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示番号及び指定年月日	北下 1	道野辺北下	急傾斜地の崩壊	○	○	千第235号 H24. 3. 30	囃子水 3	道野辺囃子水	急傾斜地の崩壊	○	○	千第235号 H24. 3. 30	北下 2	道野辺北下	急傾斜地の崩壊	○		千第235号 H24. 3. 30	<p style="text-align: center;">土砂災害警戒区域・特別警戒区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>土砂災害特別警戒区域</th> <th>告示番号及び指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下西山</td> <td>道野辺</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>千第121号 令2. 3. 10</td> </tr> <tr> <td>北下 1</td> <td>道野辺中央五丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>千第240号 平24. 3. 30</td> </tr> <tr> <td>囃子水 3</td> <td>道野辺中央二丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>千第240号 平24. 3. 30</td> </tr> <tr> <td>東道野辺 1</td> <td>東道野辺七丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>千第121号 令2. 3. 10</td> </tr> <tr> <td>北下 2</td> <td>道野辺中央五丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td>千第235号 平24. 3. 30</td> </tr> <tr> <td>大野町 1 8</td> <td>中沢</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>千第84号 令3. 2. 16</td> </tr> <tr> <td>東道野辺 2</td> <td>東道野辺三丁目</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>千第105号 令3. 3. 5</td> </tr> </tbody> </table>	区域名	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示番号及び指定年月日	下西山	道野辺	急傾斜地の崩壊		○	千第121号 令2. 3. 10	北下 1	道野辺中央五丁目	急傾斜地の崩壊		○	千第240号 平24. 3. 30	囃子水 3	道野辺中央二丁目	急傾斜地の崩壊		○	千第240号 平24. 3. 30	東道野辺 1	東道野辺七丁目	急傾斜地の崩壊		○	千第121号 令2. 3. 10	北下 2	道野辺中央五丁目	急傾斜地の崩壊	○		千第235号 平24. 3. 30	大野町 1 8	中沢	急傾斜地の崩壊		○	千第84号 令3. 2. 16	東道野辺 2	東道野辺三丁目	急傾斜地の崩壊		○	千第105号 令3. 3. 5
区域名	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示番号及び指定年月日																																																																					
北下 1	道野辺北下	急傾斜地の崩壊	○	○	千第235号 H24. 3. 30																																																																					
囃子水 3	道野辺囃子水	急傾斜地の崩壊	○	○	千第235号 H24. 3. 30																																																																					
北下 2	道野辺北下	急傾斜地の崩壊	○		千第235号 H24. 3. 30																																																																					
区域名	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示番号及び指定年月日																																																																					
下西山	道野辺	急傾斜地の崩壊		○	千第121号 令2. 3. 10																																																																					
北下 1	道野辺中央五丁目	急傾斜地の崩壊		○	千第240号 平24. 3. 30																																																																					
囃子水 3	道野辺中央二丁目	急傾斜地の崩壊		○	千第240号 平24. 3. 30																																																																					
東道野辺 1	東道野辺七丁目	急傾斜地の崩壊		○	千第121号 令2. 3. 10																																																																					
北下 2	道野辺中央五丁目	急傾斜地の崩壊	○		千第235号 平24. 3. 30																																																																					
大野町 1 8	中沢	急傾斜地の崩壊		○	千第84号 令3. 2. 16																																																																					
東道野辺 2	東道野辺三丁目	急傾斜地の崩壊		○	千第105号 令3. 3. 5																																																																					

鎌ヶ谷市洪水ハザードマップ

Kamagaya City Flood Hazard Map

このマップは、過去の洪水被害の発生履歴に基づき、洪水発生時の被害の程度を予測し、危険な地域を色分けして表示しています。また、洪水発生時の避難場所や避難経路も示しています。

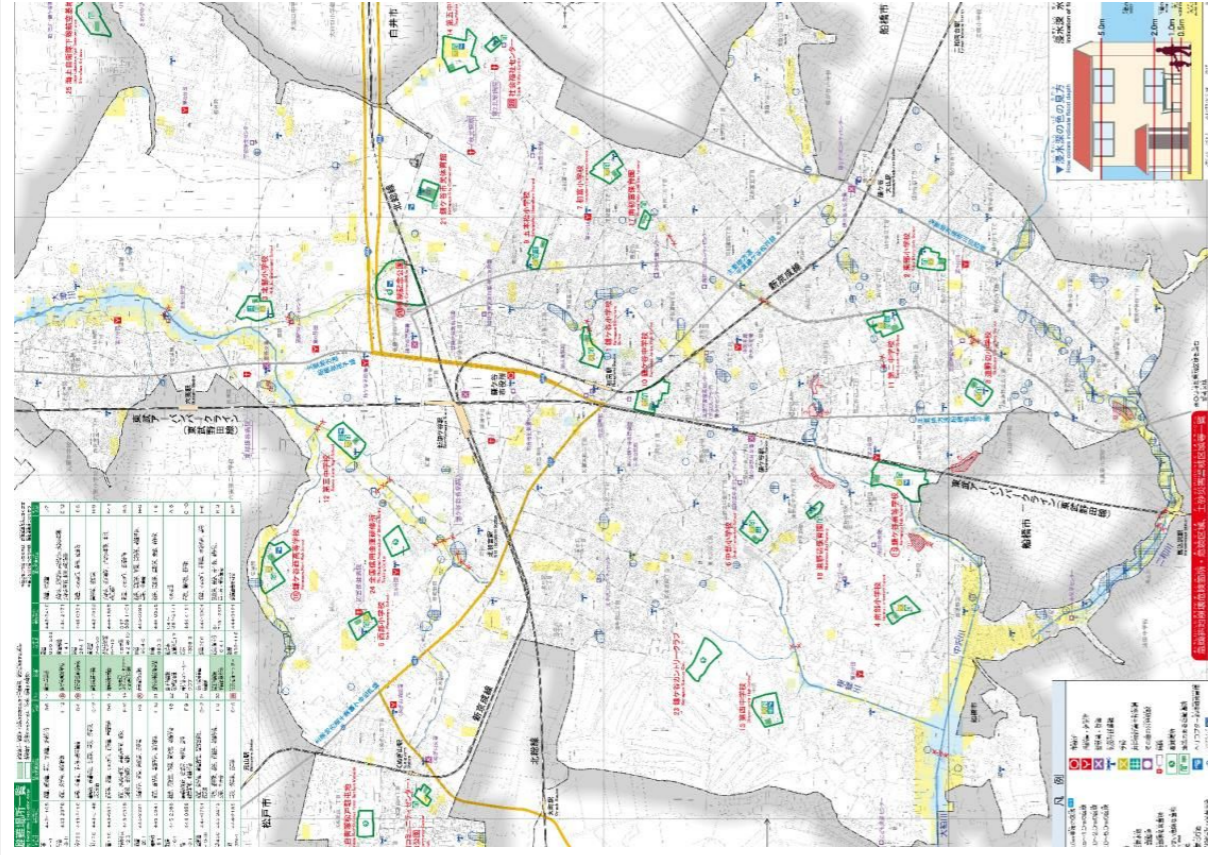
お問い合わせ先
鎌ヶ谷市防災課 防災係
〒270-0292 千葉県鎌ヶ谷市中央1-1-1
TEL 0476-451111 FAX 0476-451140
E-MAIL: kmgaya@city.kamagaya.chiba.jp

● 洪水発生時の被害の程度を予測し、危険な地域を色分けして表示しています。

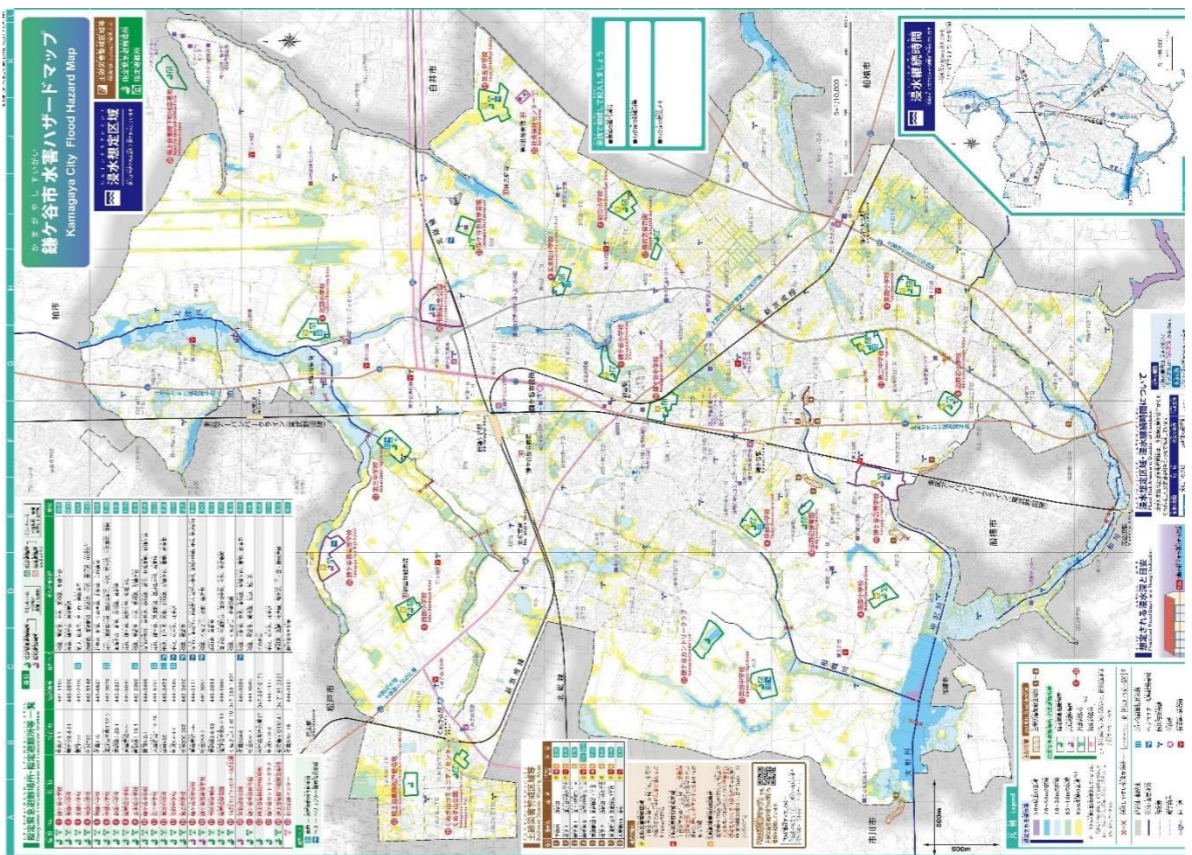
● 洪水発生時の避難場所や避難経路も示しています。

● 洪水発生時の被害の程度を予測し、危険な地域を色分けして表示しています。

● 洪水発生時の避難場所や避難経路も示しています。



想定最大規模に更新
時間最大150mm
総雨量673mm



鎌ヶ谷市 水害ハザードマップ

Kamagaya City Flood Hazard Map

このマップは、過去の洪水被害の発生履歴に基づき、洪水発生時の被害の程度を予測し、危険な地域を色分けして表示しています。また、洪水発生時の避難場所や避難経路も示しています。

お問い合わせ先
鎌ヶ谷市防災課 防災係
〒270-0292 千葉県鎌ヶ谷市中央1-1-1
TEL 0476-451111 FAX 0476-451140
E-MAIL: kmgaya@city.kamagaya.chiba.jp

● 洪水発生時の被害の程度を予測し、危険な地域を色分けして表示しています。

● 洪水発生時の避難場所や避難経路も示しています。

● 洪水発生時の被害の程度を予測し、危険な地域を色分けして表示しています。

● 洪水発生時の避難場所や避難経路も示しています。

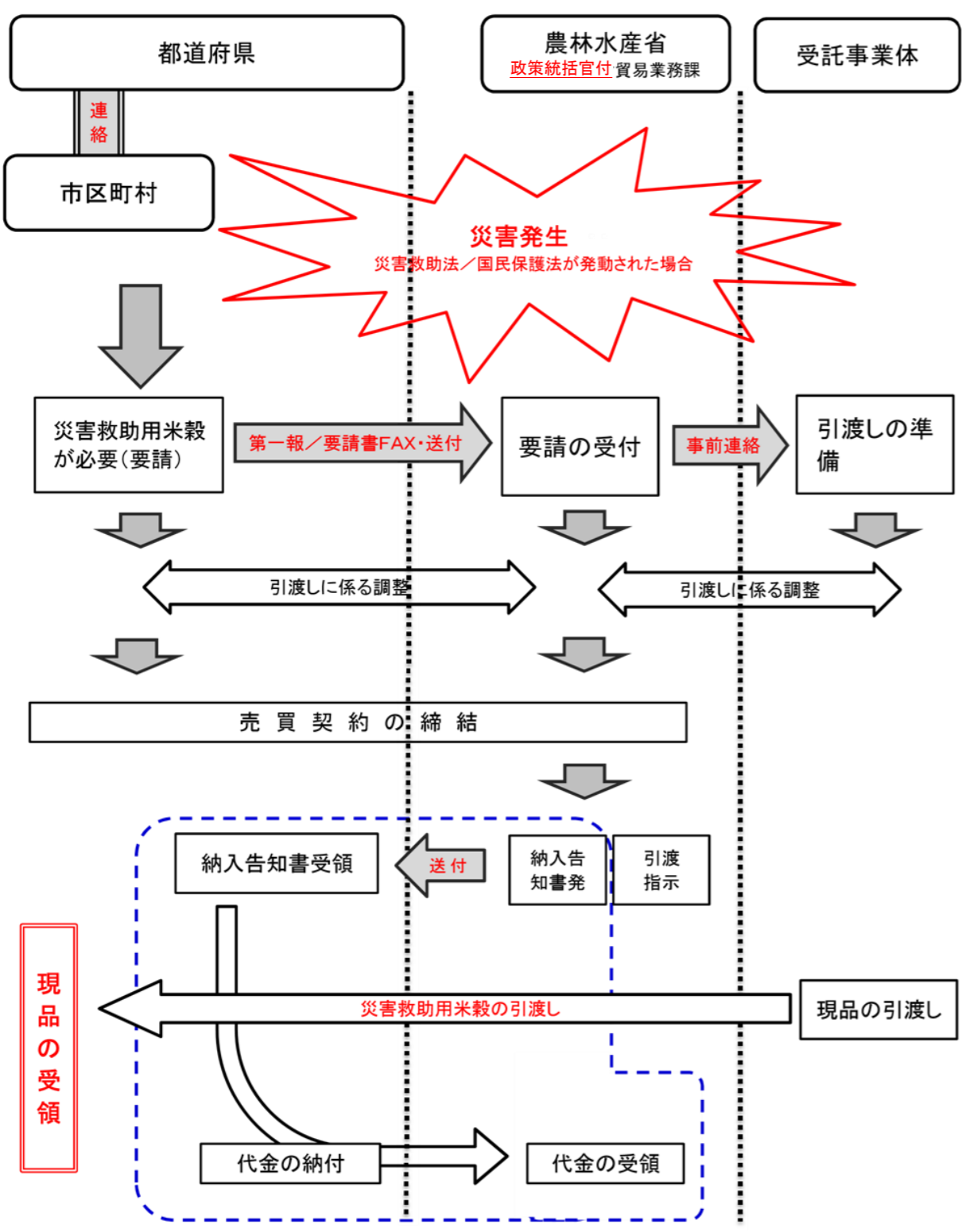
頁	旧	新																																									
資-9-2	<p>資料-9-1 被害の認定基準（災害総括報告） 被害の認定基準（災害総括報告）</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 352 210 432">区分</th> <th data-bbox="210 352 299 432">被害項目</th> <th data-bbox="299 352 789 432">認定基準</th> <th data-bbox="789 352 1279 432">備考</th> <th data-bbox="1279 352 1439 432">災害詳細報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 432 210 491">共通</td> <td data-bbox="210 432 299 491"></td> <td data-bbox="299 432 789 491">(略)</td> <td data-bbox="789 432 1279 491"></td> <td data-bbox="1279 432 1439 491"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 491 210 1236">住家被害</td> <td data-bbox="210 491 299 1236">全壊</td> <td data-bbox="299 491 789 1236"> <p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、または住家の損壊（<u>ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。</u>）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損傷、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（<u>ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。</u>）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> </td> <td data-bbox="789 491 1279 1236"> <p>1 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。</p> <p>2 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。</p> <p>3 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>4 アパート、マンション等の集合住宅で2階建以上の建物の被災世帯は、次のように取扱う。</p> <p>(1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。</p> <p>(2) 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。</p> </td> <td data-bbox="1279 491 1439 1236">住家被害詳細報告</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告	共通		(略)			住家被害	全壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、または住家の損壊（<u>ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。</u>）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損傷、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（<u>ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。</u>）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p>	<p>1 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。</p> <p>2 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。</p> <p>3 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>4 アパート、マンション等の集合住宅で2階建以上の建物の被災世帯は、次のように取扱う。</p> <p>(1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。</p> <p>(2) 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。</p>	住家被害詳細報告	<p>資料-9-1 被害の認定基準（災害総括報告） 被害の認定基準（災害総括報告）</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1463 352 1501 432">区分</th> <th data-bbox="1501 352 1590 432">被害項目</th> <th data-bbox="1590 352 2080 432">認定基準</th> <th data-bbox="2080 352 2570 432">備考</th> <th data-bbox="2570 352 2730 432">災害詳細報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1463 432 1501 491">共通</td> <td data-bbox="1501 432 1590 491"></td> <td data-bbox="1590 432 2080 491">(略)</td> <td data-bbox="2080 432 2570 491"></td> <td data-bbox="2570 432 2730 491"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 491 1501 1163">住家被害</td> <td data-bbox="1501 491 1590 1163">全壊</td> <td data-bbox="1590 491 2080 1163"> <p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> </td> <td data-bbox="2080 491 2570 1163"> <p>1 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。</p> <p>2 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。</p> <p>3 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>4 アパート、マンション等の集合住宅で2階建以上の建物の被災世帯は、次のように取扱う。</p> <p>(1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。</p> <p>(2) 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。</p> </td> <td data-bbox="2570 491 2730 1163">住家被害詳細報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1163 1501 1446">住家被害</td> <td data-bbox="1501 1163 1590 1446">大規模半壊</td> <td data-bbox="1590 1163 2080 1446"> <p><u>「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけでなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要なもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u></p> </td> <td data-bbox="2080 1163 2570 1446"></td> <td data-bbox="2570 1163 2730 1446"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1446 1501 1929">住家被害</td> <td data-bbox="1501 1446 1590 1929">中規模半壊</td> <td data-bbox="1590 1446 2080 1929"> <p><u>大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u></p> </td> <td data-bbox="2080 1446 2570 1929"></td> <td data-bbox="2570 1446 2730 1929"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告	共通		(略)			住家被害	全壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p>	<p>1 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。</p> <p>2 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。</p> <p>3 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>4 アパート、マンション等の集合住宅で2階建以上の建物の被災世帯は、次のように取扱う。</p> <p>(1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。</p> <p>(2) 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。</p>	住家被害詳細報告	住家被害	大規模半壊	<p><u>「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけでなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要なもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u></p>			住家被害	中規模半壊	<p><u>大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u></p>			時点修正
区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告																																							
共通		(略)																																									
住家被害	全壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、または住家の損壊（<u>ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。</u>）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損傷、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（<u>ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。</u>）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p>	<p>1 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。</p> <p>2 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。</p> <p>3 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>4 アパート、マンション等の集合住宅で2階建以上の建物の被災世帯は、次のように取扱う。</p> <p>(1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。</p> <p>(2) 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。</p>	住家被害詳細報告																																							
区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告																																							
共通		(略)																																									
住家被害	全壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p>	<p>1 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。</p> <p>2 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。</p> <p>3 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>4 アパート、マンション等の集合住宅で2階建以上の建物の被災世帯は、次のように取扱う。</p> <p>(1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。</p> <p>(2) 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。</p>	住家被害詳細報告																																							
住家被害	大規模半壊	<p><u>「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけでなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要なもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u></p>																																									
住家被害	中規模半壊	<p><u>大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u></p>																																									

頁	旧				新					
	<p><u>半壊</u></p>	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上<u>50%</u>未満のものとする。</p>				<p><u>半壊</u></p>	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上<u>30%</u>未満のものとする。</p>			
	<p><u>一部破損</u></p>	<p><u>全壊及び半壊</u>にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも<u>とす</u>る。ただし、ガラスが 数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p>				<p><u>準半壊</u> <u>にいたらない</u> <u>(一部破損)</u></p>	<p><u>準半壊</u>にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも、<u>または</u>住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの。ただし、ガラスが 数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p>			
	<p>(略)</p>					<p>(略)</p>				

頁	旧	新	
資-10-15	<p>資料-10-6 米穀等調達関係書類の様式 災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて</p> <p>米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第4章I第10に基づき、都道府県知事又は市町村長から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続きについては、下記のとおりとする。</p> <p>記</p> <p>1. 災害救助用米穀の引渡要請 （1）都道府県知事は、要領第4章I第10の1の（1）に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。 （2）具体的には、都道府県又は市町村の担当者が、政策統括官付貿易業務担当者（別紙1）に対し、「災害救助用米穀の引渡要請書」（別紙2）に基づく情報（希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。 （3）なお、市町村長が直接、政策統括官に要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。</p> <p>2. 災害救助用米穀の引渡方法等の決定 政策統括官は、1の（1）の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び都道府県知事と連絡調整を行い、災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。</p> <p>3. 災害救助用米穀の売買契約の締結 （1）貿易業務課担当者は、2の調整の終了後速やかに、引渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した売買契約書を都道府県担当者に2部送付する。 （2）都道府県担当者は、（1）で送付された売買契約書の内容を確認し、都道府県知事の記名、押印の上、貿易業務課の担当者に2部返送する。 （3）貿易業務課担当者は、（2）で返送された売買契約書について、政策統括官の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。 （4）政策統括官は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。</p> <p>4. 災害救助用米穀の引渡し 受託事業者は、3の（4）の指示された内容に従って、都道府県知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。</p> <p>5. 災害救助用米穀の販売代金の納付 都道府県知事は、政策統括官から送付される納入告知書により販売代金を納付する。 なお、納付期限は、要領第4章I第10の1の（2）エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。</p>	<p>資料-10-6 米穀等調達関係書類の様式 災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて</p> <p>米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第4章I第11に基づき、都道府県知事又は市町村長から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続きについては、下記のとおりとする。</p> <p>記</p> <p>1. 災害救助用米穀の引渡要請 （1）都道府県知事は、要領第4章I第10の1の（1）に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。 （2）具体的には、都道府県又は市町村の担当者が、農産局農産政策部貿易業務課担当者（別紙1）に対し、「災害救助用米穀の引渡要請書」（別紙2）に基づく情報（希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。 （3）なお、市町村長が直接、農産局長に要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。</p> <p>2. 災害救助用米穀の引渡方法等の決定 農産局長は、1の（1）の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び都道府県知事と連絡調整を行い、災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。</p> <p>3. 災害救助用米穀の売買契約の締結 （1）貿易業務課担当者は、2の調整の終了後速やかに、引渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した売買契約書を都道府県担当者に2部送付する。 （2）都道府県担当者は、（1）で送付された売買契約書の内容を確認し、都道府県知事の記名、押印の上、貿易業務課の担当者に2部返送する。 （3）貿易業務課担当者は、（2）で返送された売買契約書について、農産局長の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。 （4）農産局長は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。</p> <p>4. 災害救助用米穀の引渡し 受託事業者は、3の（4）の指示された内容に従って、都道府県知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。</p> <p>5. 災害救助用米穀の販売代金の納付 都道府県知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付する。 なお、納付期限は、要領第4章I第10の1の（2）エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。</p>	組織変更による修正

資-10-17

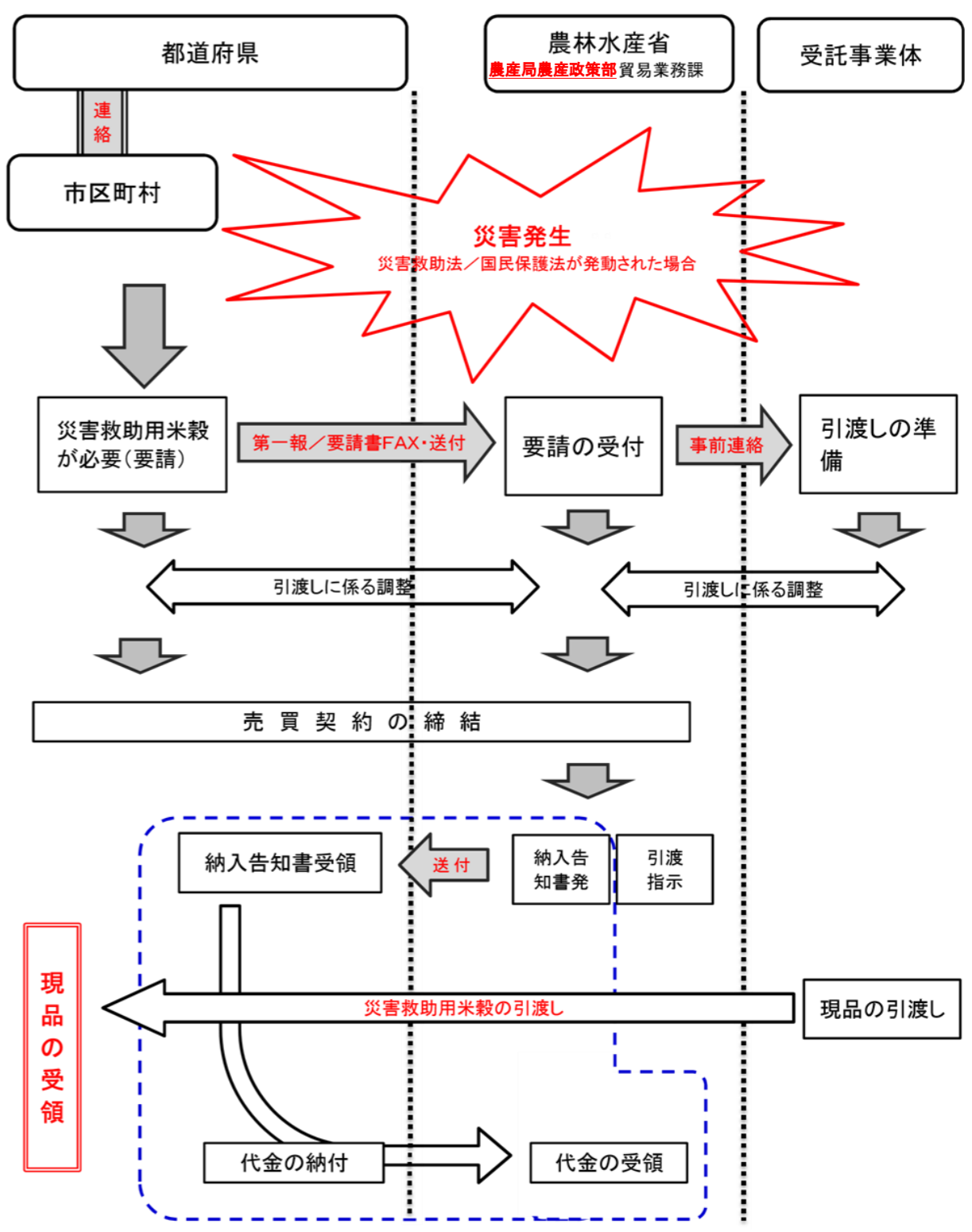
災害救助用米穀の引渡しに係る事務フロー



※ 代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で政策統括官と都道府県知事が協議して決定


組織変更による修正

災害救助用米穀の引渡しに係る事務フロー



※ 代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で農産局長と都道府県知事が協議して決定

頁	旧	新																																	
資-10-18	<p>【別紙1】</p> <p>災害時の<u>政策統括官付</u>貿易業務課担当者連絡先</p> <p>1. 担当者名、連絡先</p> <table border="1" data-bbox="201 310 1314 976"> <thead> <tr> <th>役職等</th> <th>氏名</th> <th>職 場</th> <th>携 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"><u>政策統括官付</u> 貿易業務課 課長補佐 (<u>米穀業務班担当</u>) 指導官</td> <td><u>田口 将之</u></td> <td rowspan="3">TEL03-6744-1354 FAX03-6744-1391</td> <td><u>090-1747-0090</u></td> </tr> <tr> <td><u>大庫 豊</u></td> <td><u>090-2519-0397</u></td> </tr> <tr> <td><u>徳田 立栄</u></td> <td><u>090-8870-0489</u></td> </tr> <tr> <td><u>米穀業務第2係長</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. メールアドレス</p> <p><u>田口 将之</u> masayuki_taguchi460@maff.go.jp <u>大庫 豊</u> yutaka_okura150@maff.go.jp <u>徳田 立栄</u> ritsuei_tokuda100@maff.go.jp</p>	役職等	氏名	職 場	携 帯	<u>政策統括官付</u> 貿易業務課 課長補佐 (<u>米穀業務班担当</u>) 指導官	<u>田口 将之</u>	TEL03-6744-1354 FAX03-6744-1391	<u>090-1747-0090</u>	<u>大庫 豊</u>	<u>090-2519-0397</u>	<u>徳田 立栄</u>	<u>090-8870-0489</u>	<u>米穀業務第2係長</u>				<p>【別紙1】</p> <p>災害時の<u>農産局農産部政策部</u>貿易業務課担当者連絡先</p> <p>1. 担当者名、連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1492 310 2605 976"> <thead> <tr> <th>役職等</th> <th>氏名</th> <th>職 場</th> <th>携 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"><u>農産局農産部政策部</u> 貿易業務課 課長補佐 (<u>契約第1班担当</u>) 指導官</td> <td><u>久保 努</u></td> <td rowspan="3">TEL03-6744-1353 FAX03-6744-1391</td> <td><u>090-3913-2811</u></td> </tr> <tr> <td><u>谷口 尚美</u></td> <td><u>090-2376-9257</u></td> </tr> <tr> <td><u>鴨川 公一</u></td> <td><u>080-5206-9597</u></td> </tr> <tr> <td><u>国内米売買契約2係長</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. メールアドレス</p> <p><u>久保 努</u> tsutom_kubo050@maff.go.jp <u>谷口 尚美</u> naomi_taniguchi360@maff.go.jp <u>鴨川 公一</u> kouichi_kamogawa370@maff.go.jp</p>	役職等	氏名	職 場	携 帯	<u>農産局農産部政策部</u> 貿易業務課 課長補佐 (<u>契約第1班担当</u>) 指導官	<u>久保 努</u>	TEL03-6744-1353 FAX03-6744-1391	<u>090-3913-2811</u>	<u>谷口 尚美</u>	<u>090-2376-9257</u>	<u>鴨川 公一</u>	<u>080-5206-9597</u>	<u>国内米売買契約2係長</u>				組織変更による修正
役職等	氏名	職 場	携 帯																																
<u>政策統括官付</u> 貿易業務課 課長補佐 (<u>米穀業務班担当</u>) 指導官	<u>田口 将之</u>	TEL03-6744-1354 FAX03-6744-1391	<u>090-1747-0090</u>																																
	<u>大庫 豊</u>		<u>090-2519-0397</u>																																
	<u>徳田 立栄</u>		<u>090-8870-0489</u>																																
<u>米穀業務第2係長</u>																																			
役職等	氏名	職 場	携 帯																																
<u>農産局農産部政策部</u> 貿易業務課 課長補佐 (<u>契約第1班担当</u>) 指導官	<u>久保 努</u>	TEL03-6744-1353 FAX03-6744-1391	<u>090-3913-2811</u>																																
	<u>谷口 尚美</u>		<u>090-2376-9257</u>																																
	<u>鴨川 公一</u>		<u>080-5206-9597</u>																																
<u>国内米売買契約2係長</u>																																			
資-10-19	<p>【別紙2】</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>農林水産省<u>政策統括官</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">鎌ヶ谷市長 印</p> <p style="text-align: center;">災害救助用米穀の引渡要請書</p> <p>米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第<u>10</u>の1に基づき、以下のとおり要請します。</p> <table border="1" data-bbox="186 1560 1365 1896"> <thead> <tr> <th>引渡希望数量 (kg)</th> <th>引渡希望時期</th> <th>引渡場所</th> <th>引渡方法</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考						<p>【別紙2】</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>農林水産省<u>農産局長</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">鎌ヶ谷市長 印</p> <p style="text-align: center;">災害救助用米穀の引渡要請書</p> <p>米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第<u>11</u>の1に基づき、以下のとおり要請します。</p> <table border="1" data-bbox="1478 1560 2656 1896"> <thead> <tr> <th>引渡希望数量 (kg)</th> <th>引渡希望時期</th> <th>引渡場所</th> <th>引渡方法</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考						組織変更による修正												
引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考																															
引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考																															

頁	旧	新	
資-10-30	<p>資料-10-7 避難所運営のための資料及び様式</p> <p>【様式一覧】 資料1 被災状況チェックシート 資料2 <u>MCA無線使用方法（半固定型・携帯型）</u> 資料3 避難所運営委員会名簿（略）</p> <p><u>資料2</u></p> <p style="text-align: center;"><u>【MCA無線（半固定型）操作方法】</u></p> <p><u>1 各部の名称</u></p> <p><u>（1）本体</u></p>  <p><u>①主電源スイッチ</u> 主電源の ON OFF に使用する ※主電源スイッチは常にONにすること （略）</p>	<p>資料-10-7 避難所運営のための資料及び様式</p> <p>【様式一覧】 資料1 被災状況チェックシート 資料2 <u>IP無線使用方法</u> 資料3 避難所運営委員会名簿（略）</p> <p>削除</p>	MCA 無線を IP 無線に変更

新規資料2

別紙1

通信訓練実施要領

1. 実施内容

IP無線を使用して、受信感度を相互に確認します。

受信感度（感明度）は5段階で評価され、下表のようになっています。

【無線局の感明度区分】

メリット(感明度)	受信の状態
5	雑音が全くなく非常に明快地通話ができる。
4	雑音は多少あるが明快地通話ができる。
3	雑音は多いが通話ができる。
2	雑音が多く通話内容の半分位しか了承できない。
1	雑音の中にかすかに通話らしきものが聞こえる程度。

2. 通信相手の確認

別紙2「訓練参加所属表」のグループを確認し、グループAからグループDの各グループごとに「番号1」から順に次の番号の所属に対し、通信を行います。

なお、各グループの最終番号「番号11」の所属は自身が所属するグループの「番号1」に対し通信を行います。

例) グループAでは番号11の「61 下水道課1」は番号1の「01 安全対策課1」に対して通信します。



(略)

頁	旧	新	
資-10-72	<p data-bbox="172 170 789 201"><u>資料-10-8 被災証明書・事実証明書関係様式</u></p> <p data-bbox="655 247 952 279" style="text-align: center;"><u>被災証明書交付申請書</u></p> <p data-bbox="195 369 620 401"><u>鎌ヶ谷市長</u> 様</p> <p data-bbox="795 449 1190 600" style="text-align: center;">住 所 <u>鎌ヶ谷市</u> 申請者 氏 名 連絡先 ()</p> <p data-bbox="172 684 1442 758"><u>年 月 日</u> の被害に関し、下記のとおり被災証明書の交付を申請 します。</p> <p data-bbox="789 848 825 879" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="172 926 1299 957"><u>1 被災物件</u> ①住家 ②非住家 ③人的被害 ④その他 ()</p> <p data-bbox="172 1010 379 1041"><u>2 被災の状況</u></p> <p data-bbox="172 1167 1199 1199"><u>3 申請の目的</u> 保険請求・見舞金請求・その他 () のため</p> <p data-bbox="172 1251 605 1283"><u>4 必要枚数</u> 枚</p> <p data-bbox="172 1335 765 1367"><u>5 証明の内容</u> 年 月 日</p>	削除	旧様式の 削除

頁	旧	新	
	<p style="text-align: center;">事実証明書交付申請書</p> <p><u>鎌ヶ谷市長</u> <u>様</u></p> <p style="text-align: center;"><u>住 所</u> <u>申請者</u> <u>氏 名</u> <u>連絡先</u> ()</p> <p><u>年</u> <u>月</u> <u>日</u> の被害に関し、下記のとおり事実証明書の交付を申請しま <u>す。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 被災物件</u> ①住家 ②非住家 ③人的被害 ④その他 ()</p> <p><u>2 被災の状況</u></p> <p><u>3 申請の目的</u> 保険請求・見舞金請求・その他 () のため</p> <p><u>4 必要枚数</u> <u>枚</u></p> <p><u>5 証明の内容</u> <u>年</u> <u>月</u> <u>日</u></p>	削除	旧様式の 削除

頁	旧	新													
	<p style="text-align: center;"><u>被災証明書</u></p> <table border="1" data-bbox="213 321 1394 1234"> <tr> <td data-bbox="213 321 409 415"><u>被災年月日</u></td> <td data-bbox="409 321 1394 415">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 415 409 510"><u>被災の原因</u></td> <td data-bbox="409 415 1394 510"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 510 409 604"><u>被災の種類</u></td> <td data-bbox="409 510 1394 604">①住家 ②非住家 ③人的被害 ④その他 ()</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 604 409 972"><u>住家・非住家の被害</u></td> <td data-bbox="409 604 1394 972"> <u>1. 場所</u> 鎌ヶ谷市 <hr/> <u>2. 住人(世帯主)</u> <hr/> <u>3. 程度</u> ①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④一部破損 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 972 409 1119"><u>人的被害・その他の被害</u></td> <td data-bbox="409 972 1394 1119"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 1119 409 1234"><u>備考</u></td> <td data-bbox="409 1119 1394 1234"></td> </tr> </table> <p data-bbox="290 1318 1003 1360"><u>上記のとおり被災の事実のあったことを証明します。</u></p> <p data-bbox="350 1402 712 1444">年 月 日</p> <p data-bbox="498 1476 860 1518">鎌ヶ谷市長</p>	<u>被災年月日</u>	年 月 日 ()	<u>被災の原因</u>		<u>被災の種類</u>	①住家 ②非住家 ③人的被害 ④その他 ()	<u>住家・非住家の被害</u>	<u>1. 場所</u> 鎌ヶ谷市 <hr/> <u>2. 住人(世帯主)</u> <hr/> <u>3. 程度</u> ①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④一部破損	<u>人的被害・その他の被害</u>		<u>備考</u>		<p>削除</p>	<p>旧様式の削除</p>
<u>被災年月日</u>	年 月 日 ()														
<u>被災の原因</u>															
<u>被災の種類</u>	①住家 ②非住家 ③人的被害 ④その他 ()														
<u>住家・非住家の被害</u>	<u>1. 場所</u> 鎌ヶ谷市 <hr/> <u>2. 住人(世帯主)</u> <hr/> <u>3. 程度</u> ①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④一部破損														
<u>人的被害・その他の被害</u>															
<u>備考</u>															

頁	旧	新	
	<p style="text-align: center;"><u>事 実 証 明 書</u></p> <p><u>鎌ヶ谷市</u></p> <p style="text-align: center;"><u>様</u></p> <p><u>下記のとおり鎌ヶ谷市内に</u> <u>が</u> <u>されていたことを証明します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p><u>年 月 日 () 時 分 []</u></p> <p><u>年 月 日 () 時 分 []</u></p> <p><u>年 月 日 () 時 分 []</u></p> <p><u>年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>鎌ヶ谷市長</u></p>	削除	旧様式の 削除

頁	旧	新	
資-10-72		<p><u>新規</u> 資料-10-8 鎌ヶ谷市被災証明書等交付要綱・関係様式 鎌ヶ谷市被災証明書等交付要綱</p> <p><u>(趣旨)</u> 第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第1項の規定に基づき、本市で発生した災害による被害に関して、市長が被災証明書又は被害届出証明書（以下「証明書等」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u> 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害（火災及び爆発により生ずる被害を除く。）をいう。 (2) 家屋 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に規定する家屋その他市長が特に認めるものをいう。 (3) 住家 家屋のうち、現に居住のために使用している建物をいう。 (4) 被災証明書 災害により被害を受けた事実について、市長が調査できる範囲で被害状況を調査した結果によって認定した被害の有無及び被害の程度を市長が証明する書面をいう。 (5) 被害届出証明書 災害により被害を受けた事実について、災害との因果関係が認められない場合であって、市長が別表の証明事項に該当する被害が生じていると認めるときに被害があったことを届け出たことを市長が証明する書面をいう。</p> <p><u>(証明書等の証明事項)</u> 第3条 証明書等の証明事項は、別表のとおりとする。 <u>(被災証明書の交付の申請)</u> 第4条 被災証明書の交付の申請をしようとする者（以下「被災証明書の申請者」という。）は、被災証明書交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 被害の状況が分かる写真 (2) 被害のあった家屋の場所が分かる地図及び当該家屋内で被害のあった箇所が分かる図面 (3) 家屋の所有者又は所有者と同居の親族（以下「本人」という。）の身体に被害を受けたときは、その者の診断書 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 2 前項の規定にかかわらず、市長が前項の書類を添付することができない理由があると認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。 <u>(被災証明書の申請に係る本人の証明に必要な書類)</u> 第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、被災証明書の申請者が災害によって被害を受けた本人であることを確認しなければならない。 2 被災証明書の申請者は、申請時に次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、本人であることを証明しなければならない。 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 前2号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。） 3 前項の規定にかかわらず、被災証明書の申請者は、市長が適当と認める方法により本人であることの証明をすることができる。 <u>(代理人の証明に必要な書類)</u> 第6条 本人以外の者であって、本人から申請に関する手続きの委任を受けたもの（以下「代理人」という。）は、被災証明書の申請をしようとするときは、申請時に委任状（別記第2号様式）のほかに、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示して代理人であることを証明しなければならない。 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 前2号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（代理人の写真が貼付されたものに限る。） 2 前項の規定にかかわらず、被災証明書の申請者は、市長が適当と認める方法により代理人であることの証明をすることができる。 <u>(被災証明書の交付の申請の期間)</u></p>	新規要綱

頁	旧	新	
		<p>第7条 第4条に規定する申請ができる期間は、災害発生の日から1月を経過する日までの期間とする。 ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間を延長することができる。</p> <p>(1) 甚大な災害の被害のために申請に時間を要すると市長が認めるとき 3月 (2) 被災者が長期の入院をしていたとき 1月 (3) 被災者が長期の出張をしていたとき 1月 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める期間 (家屋の調査)</p> <p>第8条 市長は、第4条に規定する交付の申請があったときは、速やかに家屋の調査を行うものとする。 2 市長は、内閣府が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針及び浸水等による住宅被害の認定 についてに基づき家屋の調査をすることができる。 (被災証明書の交付)</p> <p>第9条 市長は、前条の調査の結果、災害との因果関係が認められる場合であって別表の証明事項に該 当する被害が生じていると認められるときは、被災証明書(別記第3号様式)を交付するものとする。 (被害届出証明書の交付の申請)</p> <p>第10条 被害届出証明書の交付の申請をしようとする者(以下「被害届出証明書の申請者」という。) は、災害により被害を受けた事実について、届け出ることができる。 2 被害届出証明書の申請者は、被害届出証明書交付申請書兼被害届出証明書(別記第4号様式)に次 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 被害の状況が分かる写真 (2) 被害のあった家屋の場所が分かる地図及び当該家屋内で被害のあった箇所が分かる図面 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 3 前項の規定にかかわらず、市長が前項の書類を添付することができない理由があると認めたときは、 当該書類の添付を省略することができる。 (被害届出証明書の申請に係る本人の証明に必要な書類)</p> <p>第11条 市長は、前条に規定する申請があったときは、被害届出証明書の申請者が災害によって被害を 受けた本人であることを確認しなければならない。 2 被害届出証明書の申請者は、申請時に次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、本人であること を証明しなければならない。 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 前2号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(本人の写真が 貼付されたものに限る。) 3 前項の規定にかかわらず、被害届出証明書の申請者は、市長が適当と認める方法により本人である ことの証明をすることができる。 (代理人の証明に必要な書類)</p> <p>第12条 代理人は、被害届出証明書の申請をしようとするときは、申請時に委任状のほかに、次の各号 に掲げる書類のいずれかを提示して代理人であることを証明しなければならない。 (1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 前2号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(代理人の写真 が貼付されたものに限る。) 2 前項の規定にかかわらず、被害届出証明書の申請者は、市長が適当と認める方法により代理人であ ることの証明をすることができる。 (被害届出証明書の交付)</p> <p>第13条 市長は、災害との因果関係が認められない場合であって、別表の証明事項に該当する被害が生 じていると認めるときは、被害届出証明書交付申請書兼被害届出証明書を交付するものとする。 (証明書等の交付の枚数)</p> <p>第14条 証明書等の交付の枚数は、原則として申請者1人につき1枚までとする。ただし、市長が必要 があると認めるときは、この限りでない。 (家屋の再調査)</p> <p>第15条 第8条に規定する家屋の調査の結果又は第9条の規定により交付された被災証明書の内容に不</p>	

頁	旧	新					
		<p>服がある者は、被害再調査申請書（別記第5号様式）に第9条の規定により交付された被災証明書を添えて再調査の申請をすることができる。</p> <p>2 前項の再調査を申請することができる期間は、災害発生の日から3月を経過する日までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間を延長することができる。</p> <p>(1) 甚大な災害の被害のために申請に時間を要すると市長が認めるとき 6月</p> <p>(2) 被災者が長期の入院をしていたとき 1月</p> <p>(3) 被災者が長期の出張をしていたとき 1月</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める期間（証明書等の交付に係る手数料）</p> <p>第16条 証明書等の交付に係る手数料は、無料とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。</p> <p>附 則 この告示は、公示の日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年8月18日告示第87号） (施行期日)</p> <p>1 この告示は、公示の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行前に発生した災害による被害については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和2年12月25日告示第129号） この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の鎌ケ谷市被災証明書等交付要綱の規定は、令和2年7月3日以後に発生した災害による被害から適用する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>証明書の種類</th> <th>証明事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災証明書 (住家)</td> <td> <p>災害により被害を受けた住家の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項</p> <p>(1) 全壊 住家の全部が倒壊、流失、埋没又は焼失し、家屋の基本的機能を喪失したもの、住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積（以下「住家の損壊した部分の延床面積」という。）がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの</p> <p>(2) 大規模半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の50パーセント以上70パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40パーセント以上50パーセント未満のもので、住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもの</p> <p>(3) 中規模半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の30パーセント以上50パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30パーセント以上40パーセント未満のもので、住家が半壊し、大規模半壊に至らないまでも居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもの</p> <p>(4) 半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の20パーセント以上30パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上30パーセント未満のもので、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できる程度のもので、居住のための住家の基本的機能の一部を喪失したもの</p> <p>(5) 準半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の10パーセント以上20パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10パーセント以上20パーセン</p> </td> </tr> </tbody> </table>	証明書の種類	証明事項	被災証明書 (住家)	<p>災害により被害を受けた住家の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項</p> <p>(1) 全壊 住家の全部が倒壊、流失、埋没又は焼失し、家屋の基本的機能を喪失したもの、住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積（以下「住家の損壊した部分の延床面積」という。）がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの</p> <p>(2) 大規模半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の50パーセント以上70パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40パーセント以上50パーセント未満のもので、住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもの</p> <p>(3) 中規模半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の30パーセント以上50パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30パーセント以上40パーセント未満のもので、住家が半壊し、大規模半壊に至らないまでも居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもの</p> <p>(4) 半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の20パーセント以上30パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上30パーセント未満のもので、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できる程度のもので、居住のための住家の基本的機能の一部を喪失したもの</p> <p>(5) 準半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の10パーセント以上20パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10パーセント以上20パーセン</p>	
証明書の種類	証明事項						
被災証明書 (住家)	<p>災害により被害を受けた住家の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項</p> <p>(1) 全壊 住家の全部が倒壊、流失、埋没又は焼失し、家屋の基本的機能を喪失したもの、住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積（以下「住家の損壊した部分の延床面積」という。）がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの</p> <p>(2) 大規模半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の50パーセント以上70パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40パーセント以上50パーセント未満のもので、住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもの</p> <p>(3) 中規模半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の30パーセント以上50パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30パーセント以上40パーセント未満のもので、住家が半壊し、大規模半壊に至らないまでも居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもの</p> <p>(4) 半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の20パーセント以上30パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上30パーセント未満のもので、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できる程度のもので、居住のための住家の基本的機能の一部を喪失したもの</p> <p>(5) 準半壊 住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の10パーセント以上20パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10パーセント以上20パーセン</p>						

頁	旧	新							
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1469 163 1670 478"></td> <td data-bbox="1670 163 2706 478"> <p><u>ト未満のもので、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの</u> <u>(6) 一部損壊 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度</u> <u>の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの</u> <u>(7) 床上浸水 住家の土台部分が浸水し、住家の床の高さ以上に浸水したもの又は</u> <u>は全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊には至らないが、土砂等の堆積に</u> <u>より一時的に当該住家を使用することができない程度のもの</u> <u>(8) 床下浸水 床上浸水には至らないが、住家の土台部分が浸水したもの</u> <u>(9) 浸水 床上浸水又は床下浸水には至らないが、周壁を越えて住家に浸水した</u> <u>もの</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 478 1670 583"> <u>被災証明書</u> <u>(住家以外)</u> </td> <td data-bbox="1670 478 2706 583"> <u>災害により建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産（事業の用に供する</u> <u>機械設備、商品等をいう。以下同じ。）に生じた被害並びに人的な被害に関する事</u> <u>項</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 583 1670 657"> <u>被害届出証明書</u> </td> <td data-bbox="1670 583 2706 657"> <u>災害により建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産が被害を受けたこと</u> <u>を市に届け出たことに関する事項</u> </td> </tr> </table>		<p><u>ト未満のもので、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの</u> <u>(6) 一部損壊 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度</u> <u>の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの</u> <u>(7) 床上浸水 住家の土台部分が浸水し、住家の床の高さ以上に浸水したもの又は</u> <u>は全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊には至らないが、土砂等の堆積に</u> <u>より一時的に当該住家を使用することができない程度のもの</u> <u>(8) 床下浸水 床上浸水には至らないが、住家の土台部分が浸水したもの</u> <u>(9) 浸水 床上浸水又は床下浸水には至らないが、周壁を越えて住家に浸水した</u> <u>もの</u></p>	<u>被災証明書</u> <u>(住家以外)</u>	<u>災害により建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産（事業の用に供する</u> <u>機械設備、商品等をいう。以下同じ。）に生じた被害並びに人的な被害に関する事</u> <u>項</u>	<u>被害届出証明書</u>	<u>災害により建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産が被害を受けたこと</u> <u>を市に届け出たことに関する事項</u>	
	<p><u>ト未満のもので、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの</u> <u>(6) 一部損壊 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度</u> <u>の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの</u> <u>(7) 床上浸水 住家の土台部分が浸水し、住家の床の高さ以上に浸水したもの又は</u> <u>は全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊には至らないが、土砂等の堆積に</u> <u>より一時的に当該住家を使用することができない程度のもの</u> <u>(8) 床下浸水 床上浸水には至らないが、住家の土台部分が浸水したもの</u> <u>(9) 浸水 床上浸水又は床下浸水には至らないが、周壁を越えて住家に浸水した</u> <u>もの</u></p>								
<u>被災証明書</u> <u>(住家以外)</u>	<u>災害により建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産（事業の用に供する</u> <u>機械設備、商品等をいう。以下同じ。）に生じた被害並びに人的な被害に関する事</u> <u>項</u>								
<u>被害届出証明書</u>	<u>災害により建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産が被害を受けたこと</u> <u>を市に届け出たことに関する事項</u>								

頁	旧	新																																																		
資-10-77		<p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">被災証明書交付申請書</p> <p>鎌ケ谷市長 様</p> <p>鎌ケ谷市被災証明書等交付要綱第4条の規定により、被災証明書の交付を次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>申請者（窓口に来た方）</u></td> <td style="width: 40%;"><u>住所</u> 電話（ ）</td> <td style="width: 40%;"><u>被災者との関係</u> <input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>その他 ※その他の場合は、委任状が必要</td> </tr> <tr> <td><u>この証明書の提出先及び使用目的</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>被災者（申請者と同じ場合は記載不要）</u></td> <td colspan="2"><u>住所</u> ふりがな 氏名 電話（ ）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">人的被災</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>死亡（ 人） <input type="checkbox"/>行方不明（ 人） <input type="checkbox"/>負傷（ 人）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>被災世帯の構成員</u></td> <td style="text-align: center;">氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">続柄</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">性別</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年齢</td> <td style="text-align: center;">学年</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">摘要</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>被災した家屋等の所在地等</u></td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>被災者の住所と同じ（記載不要） <u>所在地</u> <input type="checkbox"/>持家 <input type="checkbox"/>貸家 <input type="checkbox"/>借家（所有者） 家屋以外の被災物件（ ）</td> </tr> <tr> <td><u>被災の原因</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>被災年月日</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>被災の状況</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>注1 証明事項に被災世帯の構成員が不要な場合は、斜線を引いてください。 2 以下は、記入しないでください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>添付書類</u></td> <td><input type="checkbox"/>被災状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/>被災場所の位置図 <input type="checkbox"/>被災世帯構成員の診断書 <input type="checkbox"/>その他市長が必要と認める書類</td> </tr> <tr> <td><u>本人確認書類</u></td> <td><input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>旅券 <input type="checkbox"/>許可証（ ） <input type="checkbox"/>資格証明証（ ） <input type="checkbox"/>その他（ ）</td> </tr> </table>	<u>申請者（窓口に来た方）</u>	<u>住所</u> 電話（ ）	<u>被災者との関係</u> <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ※その他の場合は、委任状が必要	<u>この証明書の提出先及び使用目的</u>			<u>被災者（申請者と同じ場合は記載不要）</u>	<u>住所</u> ふりがな 氏名 電話（ ）		人的被災	<input type="checkbox"/> 死亡（ 人） <input type="checkbox"/> 行方不明（ 人） <input type="checkbox"/> 負傷（ 人）		<u>被災世帯の構成員</u>	氏名		続柄		性別		年齢	学年		摘要											<u>被災した家屋等の所在地等</u>	<input type="checkbox"/> 被災者の住所と同じ（記載不要） <u>所在地</u> <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家（所有者） 家屋以外の被災物件（ ）		<u>被災の原因</u>			<u>被災年月日</u>			<u>被災の状況</u>			<u>添付書類</u>	<input type="checkbox"/> 被災状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 被災場所の位置図 <input type="checkbox"/> 被災世帯構成員の診断書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	<u>本人確認書類</u>	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 許可証（ ） <input type="checkbox"/> 資格証明証（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	新様式
<u>申請者（窓口に来た方）</u>	<u>住所</u> 電話（ ）	<u>被災者との関係</u> <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ※その他の場合は、委任状が必要																																																		
<u>この証明書の提出先及び使用目的</u>																																																				
<u>被災者（申請者と同じ場合は記載不要）</u>	<u>住所</u> ふりがな 氏名 電話（ ）																																																			
人的被災	<input type="checkbox"/> 死亡（ 人） <input type="checkbox"/> 行方不明（ 人） <input type="checkbox"/> 負傷（ 人）																																																			
	<u>被災世帯の構成員</u>	氏名																																																		
		続柄																																																		
		性別																																																		
	年齢	学年																																																		
	摘要																																																			
<u>被災した家屋等の所在地等</u>	<input type="checkbox"/> 被災者の住所と同じ（記載不要） <u>所在地</u> <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家（所有者） 家屋以外の被災物件（ ）																																																			
<u>被災の原因</u>																																																				
<u>被災年月日</u>																																																				
<u>被災の状況</u>																																																				
<u>添付書類</u>	<input type="checkbox"/> 被災状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 被災場所の位置図 <input type="checkbox"/> 被災世帯構成員の診断書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類																																																			
<u>本人確認書類</u>	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 許可証（ ） <input type="checkbox"/> 資格証明証（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）																																																			

頁	旧	新	
資-10-78		<p data-bbox="1466 170 2006 201"><u>第2号様式（第6条及び第12条関係）</u></p> <p data-bbox="2457 207 2665 239">年 月 日</p> <hr data-bbox="1466 239 2665 243"/> <p data-bbox="2006 249 2101 281">委任状</p> <p data-bbox="1466 327 1828 359">鎌ヶ谷市長 様</p> <p data-bbox="2154 411 2249 443">委任者</p> <p data-bbox="2154 449 2249 480">住 所</p> <hr data-bbox="2154 480 2665 485"/> <p data-bbox="2154 491 2249 522">氏 名</p> <hr data-bbox="2154 522 2665 527"/> <p data-bbox="1466 569 2736 642"><u>私は、次の者を代理人と定め、被災証明書・被害届出証明書の申請に関する一切の権限を委任します。</u></p> <p data-bbox="2065 726 2160 758">受任者</p> <p data-bbox="2065 810 2160 842">住 所</p> <hr data-bbox="1857 873 2303 877"/> <p data-bbox="2065 894 2160 926">氏 名</p> <hr data-bbox="1857 915 2570 919"/>	新様式

頁	旧	新																																																																																											
資-10-79		<p data-bbox="1466 170 1822 205"><u>第3号様式（第9条関係）</u></p> <p data-bbox="2021 296 2178 331" style="text-align: center;"><u>被災証明書</u></p> <table border="1" data-bbox="1466 373 2703 1415"> <tr> <td data-bbox="1466 373 1789 548" rowspan="2"><u>被災者</u></td> <td colspan="6" data-bbox="1789 373 2703 422"><u>住所</u></td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="1789 422 2703 548"><u>ふりがな</u> <u>氏 名</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 548 1537 978" rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl;"><u>被災状況</u></td> <td data-bbox="1537 548 1789 632" rowspan="2"><u>被災した家屋等の所在地等</u></td> <td colspan="5" data-bbox="1789 548 2703 632"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 632 1584 716" rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;"><u>家屋</u></td> <td data-bbox="1584 632 1789 716"><u>持・貸・借家の別</u></td> <td colspan="4" data-bbox="1789 632 2703 716"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 716 1584 800" rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;"><u>物件</u></td> <td data-bbox="1584 716 1789 800"><u>被災程度</u></td> <td colspan="4" data-bbox="1789 716 2703 800"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 800 1584 884" rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;"><u>物件</u></td> <td data-bbox="1584 800 1789 884"><u>物件名</u></td> <td colspan="4" data-bbox="1789 800 2703 884"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 884 1584 978" rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;"><u>人的被害</u></td> <td data-bbox="1584 884 1789 978"><u>被災程度</u></td> <td colspan="4" data-bbox="1789 884 2703 978"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 978 1584 1247" rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;"><u>人的被害</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1584 978 1789 1020"><input type="checkbox"/> <u>死亡（ 人）</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1789 978 2139 1020"><input type="checkbox"/> <u>行方不明（ 人）</u></td> <td colspan="2" data-bbox="2139 978 2703 1020"><input type="checkbox"/> <u>負傷（ 人）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 1020 1584 1247" rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;"><u>被災世帯の構成員</u></td> <td data-bbox="1584 1020 1789 1062"><u>氏名</u></td> <td data-bbox="1789 1020 2139 1062"><u>続柄</u></td> <td data-bbox="2139 1020 2347 1062"><u>性別</u></td> <td data-bbox="2347 1020 2451 1062"><u>年齢</u></td> <td data-bbox="2451 1020 2555 1062"><u>学年</u></td> <td data-bbox="2555 1020 2703 1062"><u>摘要</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1062 1789 1104"></td> <td data-bbox="1789 1062 2139 1104"></td> <td data-bbox="2139 1062 2347 1104"></td> <td data-bbox="2347 1062 2451 1104"></td> <td data-bbox="2451 1062 2555 1104"></td> <td data-bbox="2555 1062 2703 1104"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1104 1789 1146"></td> <td data-bbox="1789 1104 2139 1146"></td> <td data-bbox="2139 1104 2347 1146"></td> <td data-bbox="2347 1104 2451 1146"></td> <td data-bbox="2451 1104 2555 1146"></td> <td data-bbox="2555 1104 2703 1146"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1146 1789 1188"></td> <td data-bbox="1789 1146 2139 1188"></td> <td data-bbox="2139 1146 2347 1188"></td> <td data-bbox="2347 1146 2451 1188"></td> <td data-bbox="2451 1146 2555 1188"></td> <td data-bbox="2555 1146 2703 1188"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1466 1247 1789 1331"><u>被災の原因</u></td> <td colspan="5" data-bbox="1789 1247 2703 1331"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1466 1331 1789 1415"><u>被災年月日</u></td> <td colspan="5" data-bbox="1789 1331 2703 1415"></td> </tr> </table> <p data-bbox="1466 1465 2733 1541"><u>上記の被災内容について、確認したことを証明するため、鎌ヶ谷市被災証明書等交付要綱第9条の規定により交付します。</u></p> <p data-bbox="1466 1591 1620 1627"><u>第 号</u></p> <p data-bbox="1466 1675 1798 1711"><u>年 月 日</u></p> <p data-bbox="2208 1759 2665 1795" style="text-align: right;"><u>鎌ヶ谷市長</u></p>	<u>被災者</u>	<u>住所</u>						<u>ふりがな</u> <u>氏 名</u>						<u>被災状況</u>	<u>被災した家屋等の所在地等</u>						<u>家屋</u>	<u>持・貸・借家の別</u>					<u>物件</u>	<u>被災程度</u>					<u>物件</u>	<u>物件名</u>					<u>人的被害</u>	<u>被災程度</u>					<u>人的被害</u>	<input type="checkbox"/> <u>死亡（ 人）</u>		<input type="checkbox"/> <u>行方不明（ 人）</u>		<input type="checkbox"/> <u>負傷（ 人）</u>		<u>被災世帯の構成員</u>	<u>氏名</u>	<u>続柄</u>	<u>性別</u>	<u>年齢</u>	<u>学年</u>	<u>摘要</u>																			<u>被災の原因</u>							<u>被災年月日</u>							新様式
<u>被災者</u>	<u>住所</u>																																																																																												
	<u>ふりがな</u> <u>氏 名</u>																																																																																												
<u>被災状況</u>	<u>被災した家屋等の所在地等</u>																																																																																												
		<u>家屋</u>	<u>持・貸・借家の別</u>																																																																																										
	<u>物件</u>		<u>被災程度</u>																																																																																										
		<u>物件</u>	<u>物件名</u>																																																																																										
	<u>人的被害</u>		<u>被災程度</u>																																																																																										
		<u>人的被害</u>	<input type="checkbox"/> <u>死亡（ 人）</u>		<input type="checkbox"/> <u>行方不明（ 人）</u>		<input type="checkbox"/> <u>負傷（ 人）</u>																																																																																						
<u>被災世帯の構成員</u>	<u>氏名</u>		<u>続柄</u>	<u>性別</u>	<u>年齢</u>	<u>学年</u>	<u>摘要</u>																																																																																						
<u>被災の原因</u>																																																																																													
<u>被災年月日</u>																																																																																													

頁	旧	新																																						
資-10-80		<p>第4号様式（第10条及び第13条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">被害届出証明書交付申請書兼被害届出証明書</p> <p>鎌ケ谷市長 様</p> <p>鎌ケ谷市被災証明書等交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請（届出）します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>申請者（窓口に来た方）</u></td> <td style="width: 30%;"><u>住所</u> 電話（ ）</td> <td style="width: 50%;"><u>被災者との関係</u> <input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>その他 ※その他の場合は、委任状が必要</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>ふりがな</u> 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>この証明書の提出先及び使用目的</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>被災者（申請者と同じ場合は記入不要）</u></td> <td><u>住所</u> ふりがな 氏 名 電話（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>被災した建物等の所在地等</u></td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>被災者の住所と同じ（記載不要）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>所在地</u> 被災物件（ ）</td> </tr> <tr> <td><u>被災の原因</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>被災年月日</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>被災状況</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>注 以下は、記入しないで下さい。</u></td> </tr> <tr> <td><u>添付書類</u></td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>被災状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/>その他市長が必要と認める書類</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>本人確認書類</u></td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>旅券 <input type="checkbox"/>許可証（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>資格証明証（ ） <input type="checkbox"/>その他（ ）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">被害届出証明書</p> <p>上記の届出があったことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鎌ケ谷市長</p>	<u>申請者（窓口に来た方）</u>	<u>住所</u> 電話（ ）	<u>被災者との関係</u> <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ※その他の場合は、委任状が必要		<u>ふりがな</u> 氏 名		<u>この証明書の提出先及び使用目的</u>			<u>被災者（申請者と同じ場合は記入不要）</u>	<u>住所</u> ふりがな 氏 名 電話（ ）		<u>被災した建物等の所在地等</u>	<input type="checkbox"/> 被災者の住所と同じ（記載不要）		<u>所在地</u> 被災物件（ ）		<u>被災の原因</u>			<u>被災年月日</u>			<u>被災状況</u>			<u>注 以下は、記入しないで下さい。</u>			<u>添付書類</u>	<input type="checkbox"/> 被災状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		<u>本人確認書類</u>	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 許可証（ ）		<input type="checkbox"/> 資格証明証（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		新様式
<u>申請者（窓口に来た方）</u>	<u>住所</u> 電話（ ）	<u>被災者との関係</u> <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ※その他の場合は、委任状が必要																																						
	<u>ふりがな</u> 氏 名																																							
<u>この証明書の提出先及び使用目的</u>																																								
<u>被災者（申請者と同じ場合は記入不要）</u>	<u>住所</u> ふりがな 氏 名 電話（ ）																																							
<u>被災した建物等の所在地等</u>	<input type="checkbox"/> 被災者の住所と同じ（記載不要）																																							
	<u>所在地</u> 被災物件（ ）																																							
<u>被災の原因</u>																																								
<u>被災年月日</u>																																								
<u>被災状況</u>																																								
<u>注 以下は、記入しないで下さい。</u>																																								
<u>添付書類</u>	<input type="checkbox"/> 被災状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類																																							
<u>本人確認書類</u>	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 許可証（ ）																																							
	<input type="checkbox"/> 資格証明証（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）																																							

頁	旧	新																												
資-10-81		<p>第5号様式(第15条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">被害再調査申請書</p> <p>鎌ヶ谷市長 _____ 様</p> <p>鎌ヶ谷市被災証明書等交付要綱第15条の規定により、被災の程度に係る再調査を次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>申請者(窓口に来た方)</u></td> <td style="width: 30%;"><u>住所</u> _____ 電話 () _____</td> <td style="width: 50%;"><u>被災者との関係</u> <input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>その他 ※その他の場合は、委任状が必要</td> </tr> <tr> <td><u>被災者(申請者と同じ場合は記載不要)</u></td> <td colspan="2"><u>住所</u> ふりがな _____ 氏名 _____ _____ 電話 () _____</td> </tr> <tr> <td><u>被災した家屋の所在地等</u></td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>被災者の住所と同じ(記載不要) <u>所在地</u> <input type="checkbox"/>持家 <input type="checkbox"/>貸家 <input type="checkbox"/>借家(所有者 _____)</td> </tr> <tr> <td><u>被災の原因</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>被災年月日</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>再調査の理由</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><u>再調査を求める理由となる被害箇所</u></td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>外壁 <input type="checkbox"/>屋根 <input type="checkbox"/>柱(耐力壁を含む。) <input type="checkbox"/>天井 <input type="checkbox"/>内壁 <input type="checkbox"/>建具 <input type="checkbox"/>床(階段を含む。) <input type="checkbox"/>基礎 <u>添付書類</u></td> </tr> </table> <p>以下は、記入しないで下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>交付済証明番号</u></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td><u>被災の程度</u></td> <td><input type="checkbox"/>全壊 <input type="checkbox"/>大規模半壊 <input type="checkbox"/>中規模半壊 <input type="checkbox"/>半壊 <input type="checkbox"/>準半壊 <input type="checkbox"/>一部損壊 <input type="checkbox"/>床上浸水 <input type="checkbox"/>床下浸水 <input type="checkbox"/>浸水</td> </tr> <tr> <td><u>本人確認書類</u></td> <td><input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>旅券 <input type="checkbox"/>許可証(_____) <input type="checkbox"/>資格証明証(_____) <input type="checkbox"/>その他(_____)</td> </tr> </table> <p>注 この申請書を提出する際に交付済の「被災証明書」を添付して下さい。</p>	<u>申請者(窓口に来た方)</u>	<u>住所</u> _____ 電話 () _____	<u>被災者との関係</u> <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ※その他の場合は、委任状が必要	<u>被災者(申請者と同じ場合は記載不要)</u>	<u>住所</u> ふりがな _____ 氏名 _____ _____ 電話 () _____		<u>被災した家屋の所在地等</u>	<input type="checkbox"/> 被災者の住所と同じ(記載不要) <u>所在地</u> <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者 _____)		<u>被災の原因</u>			<u>被災年月日</u>			<u>再調査の理由</u>			<u>再調査を求める理由となる被害箇所</u>	<input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 柱(耐力壁を含む。) <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 内壁 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 床(階段を含む。) <input type="checkbox"/> 基礎 <u>添付書類</u>		<u>交付済証明番号</u>		<u>被災の程度</u>	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 浸水	<u>本人確認書類</u>	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 許可証(_____) <input type="checkbox"/> 資格証明証(_____) <input type="checkbox"/> その他(_____)	新様式
<u>申請者(窓口に来た方)</u>	<u>住所</u> _____ 電話 () _____	<u>被災者との関係</u> <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ※その他の場合は、委任状が必要																												
<u>被災者(申請者と同じ場合は記載不要)</u>	<u>住所</u> ふりがな _____ 氏名 _____ _____ 電話 () _____																													
<u>被災した家屋の所在地等</u>	<input type="checkbox"/> 被災者の住所と同じ(記載不要) <u>所在地</u> <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者 _____)																													
<u>被災の原因</u>																														
<u>被災年月日</u>																														
<u>再調査の理由</u>																														
<u>再調査を求める理由となる被害箇所</u>	<input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 柱(耐力壁を含む。) <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 内壁 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 床(階段を含む。) <input type="checkbox"/> 基礎 <u>添付書類</u>																													
<u>交付済証明番号</u>																														
<u>被災の程度</u>	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 浸水																													
<u>本人確認書類</u>	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 許可証(_____) <input type="checkbox"/> 資格証明証(_____) <input type="checkbox"/> その他(_____)																													